

高齢者が健康で 生きがいを持ち  
安心して暮らせる地域づくり

# 七尾市あったかプラン

七尾市老人福祉計画  
第9期七尾市介護保険事業計画

[令和6年度～令和8年度]

七 尾 市



# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 他の計画との関連	2
第4節 計画期間とその推進	2

## 第2章 第8期計画の取り組み状況と課題

○高齢者等の状況	3
○各施策の取り組み状況	10
第1節 介護予防の推進	10
第2節 生活支援の充実	13
第3節 住まい・生活環境の整備	15
第4節 在宅医療・介護連携の推進	16
第5節 介護サービスの充実・円滑な運営	17
第6節 認知症施策の推進	22
第7節 権利擁護の推進	23
○日常生活圏域とその状況	24
○施設整備等の状況	27
○第8期計画における現状と課題	30

## 第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	33
第2節 基本方針	33
第3節 重点施策・施策の体系図	34

## 第4章 各施策の取り組み

### ◇地域包括ケアの深化・推進

第1節 自立支援・介護予防の推進	37
1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	37
（1）フレイル予防の推進	37
2 疾病予防・健康づくりの推進	39
（1）生活習慣病予防や健康づくりの普及啓発	39
（2）生活習慣病の発症予防・重症化予防	39
3 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の推進	40
（1）介護予防・生活支援サービスの充実	42

(2) 一般介護予防事業の推進	44
4 社会参加・生きがいづくり・就労支援の促進	48
(1) 交流活動の推進	48
(2) 団体活動の推進	48
(3) 就労等の支援	48
第2節 日常生活支援体制の充実	49
1 在宅生活支援体制の充実	49
(1) 在宅生活を支える生活支援の充実	49
(2) 家族介護者への支援の充実	49
(3) 見守り体制の充実	50
(4) 在宅生活支援の仕組みづくりの推進	51
2 地域包括支援センターの機能強化	55
(1) 総合相談・支援体制の周知及び充実	55
(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進	55
(3) 地域包括支援センターの業務状況の把握及び評価	56
3 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進	56
(1) 地域ケア会議の充実	56
(2) 適切なケアマネジメントの推進	57
第3節 住まい・住環境の整備	62
1 住環境の整備	62
(1) 住宅改修費の補助・支援	62
2 住まいの確保・整備	62
(1) 高齢者向け住まいの情報提供	62
(2) 高齢者向け住まいの確保	62
第4節 在宅医療・介護連携の推進	65
1 在宅医療・介護連携ネットワークの強化・推進	65
(1) 医療と介護の切れ目のない支援のための仕組みづくり	65
(2) 多職種連携の強化	65
(3) 二次医療圏内・関係市町との連携	66
2 在宅医療・介護に関する普及啓発の推進	66
(1) 在宅医療・介護についての市民への啓発	66
第5節 介護サービスの円滑な運営	67
1 継続した介護サービスの提供	67
(1) 被保険者数等の推計	67
(2) 要介護・要支援認定者数の推計	68
(3) 居宅サービス・施設サービス量の見込み	69
(4) 地域支援事業費の見込み	72
(5) 日常生活圏域の設定と介護サービス基盤整備	74
(6) 第1号被保険者の介護保険料の見込み	77
2 介護サービスの適正な運営	82
(1) 介護サービスの質の向上に向けた支援	82

(2) 介護給付適正化事業の推進	8 2
(3) 指導監査の適切な実施	8 4
(4) 低所得者の負担軽減対策	8 4
(5) 介護人材確保及び業務効率化の取組強化	8 4
(6) 災害に対する備え	8 4
(7) 感染症に対する備え	8 5
第6節 認知症施策の推進	8 7
1 認知症の支援体制の充実	8 7
(1) 相談・支援体制の充実	8 7
(2) 認知症予防の取り組みの推進	8 8
(3) 家族介護者への支援	8 8
(4) 認知症の容態に応じた適時、適切な医療・介護などの提供	8 9
(5) 若年性認知症の方への支援・社会参加	8 9
2 認知症への理解の促進及び見守り体制の構築	8 9
(1) 認知症への理解の促進	8 9
(2) 見守り体制の構築	9 0
第7節 権利擁護の推進	9 2
1 高齢者の権利擁護支援の推進	9 2
(1) 相談窓口の充実	9 2
(2) 成年後見制度等の普及・促進	9 2
2 高齢者虐待防止対策の推進	9 3
(1) 高齢者虐待防止の取り組み	9 3
(2) 高齢者虐待への対応	9 3

## 第5章 資料編

### 資料①

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要	9 7
2 在宅介護実態調査結果の概要	1 1 5
3 介護サービス事業者の方へのアンケート調査結果の概要	1 3 3

### 資料②

老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定経過	1 3 8
七尾市健康福祉審議会委員名簿	1 4 1
七尾市健康福祉審議会高齢者福祉分科会委員名簿	1 4 2



# 第 1 章

## 計画策定の趣旨

第1章では、老人福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)の策定にあたり、計画の趣旨や位置づけ、計画期間等の基本的事項を定めます。

- |     |           |
|-----|-----------|
| 第1節 | 計画の趣旨     |
| 第2節 | 計画の位置づけ   |
| 第3節 | 他の計画との関連  |
| 第4節 | 計画期間とその推進 |





# 第 1 章

## 計 画 策 定 の 趣 旨

### 第 1 節 計画の趣旨

わが国では、少子化の進行により若年人口や総人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しています。令和5年度版内閣府の高齢者社会白書によると、令和4年10月1日現在、全国の高齢化率は29.0%、75歳以上人口は15.5%となっており、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回っている状況です。

本市における令和5年10月1日現在の高齢化率は、39.3%と10年前と比較して、6.5ポイント上昇しています。75歳以上の後期高齢者人口は1万人を超え、総人口の5人に1人が後期高齢者となっている現状です。

今計画中には、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を迎え、また、団塊ジュニアの世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えると、認知症高齢者や医療・介護双方のニーズを有する高齢者、複合的課題を有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加することが見込まれます。

このような状況を踏まえ、本市のこれまでの取組状況の評価・検証を行い、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、「高齢者が健康で 生きがいを持ち 安心して暮らせる地域づくり」を推進します。

そして、高齢者だけでなく障害者や生活困窮者など誰もが尊重され、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すため、本計画を策定するものです。

### 第 2 節 計画の位置づけ

#### 1 計画の法的位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、高齢者に関する福祉施策全般にわたる目標を定める老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険制度の円滑な実施に向け、介護保険事業についてサービス見込量や、提供体制の確保などを定める介護保険事業計画を、総合的、体系的に実施していくため一体的に策定します。

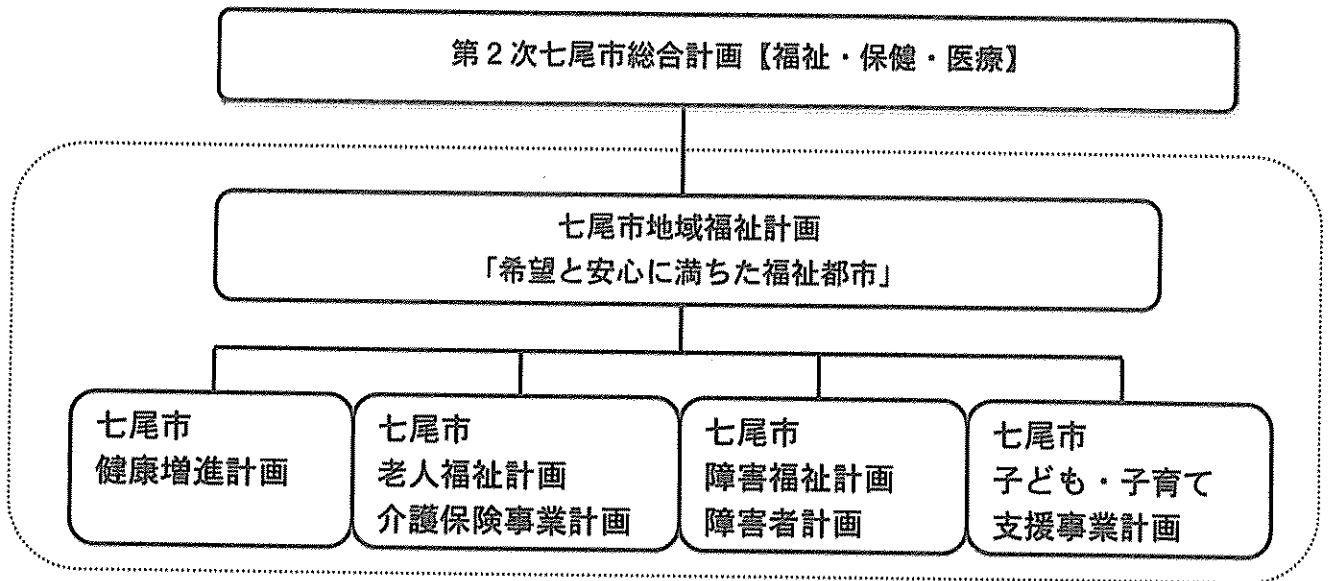
#### 2 第9期計画の位置づけ

本計画は、2040年を見据え、第6期以降の各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが必要です。第9期計画においては、第6期から開始している取り組みを継承しつつ、高齢者の自立支援や介護予防の推進及び住民の「自助・互助」による地域における支え合いの体制を加速化していく計画とします。

### 第3節 他の計画との関連

本計画は、「第2次七尾市総合計画」のほか「七尾市民ふれあい福祉条例」の理念と整合性を図るとともに、「七尾市地域福祉計画」等の関係計画とも整合性を図った計画とします。

また、広域的な計画である、「石川県老人福祉計画・石川県介護保険事業支援計画」等とも整合性を持つものです。

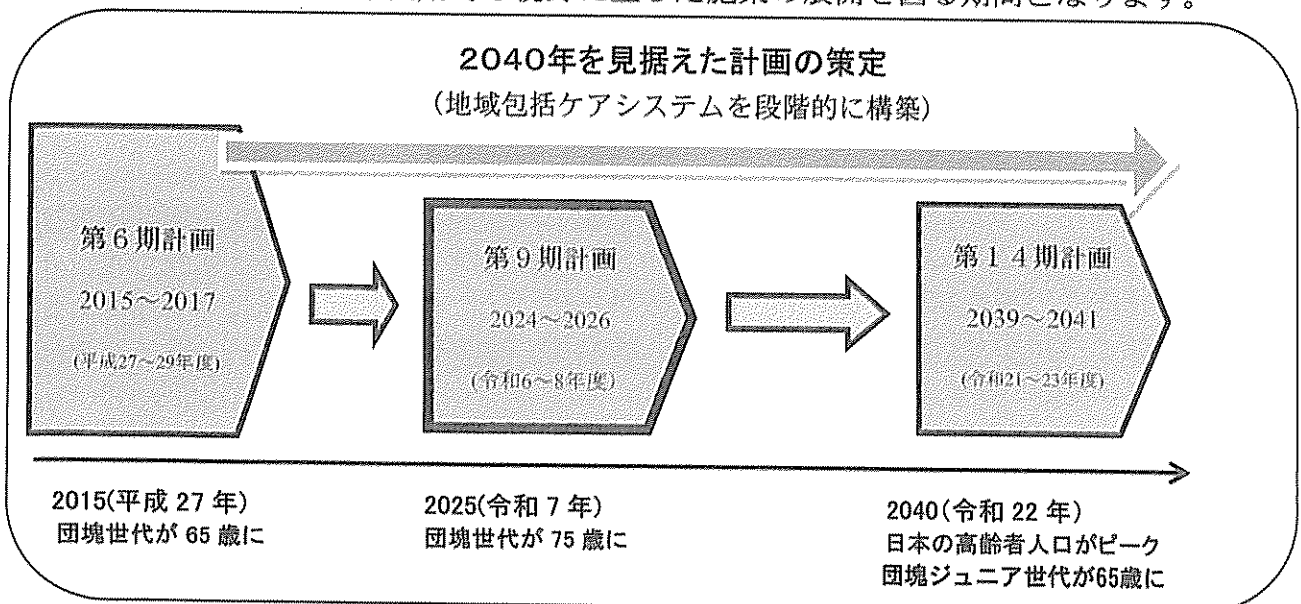


### 第4節 計画期間とその推進

#### 1 計画期間

本計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

2040年までの中長期的な視野に立った施策の展開を図る期間となります。



#### 2 進行管理の体制

計画の策定及び進行管理にあたっては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、介護保険サービス事業者、公募による市民代表からなる「七尾市健康福祉審議会」における意見等を十分に踏まえながら行います。

## 第 2 章

### 第 8 期計画の取り組み状況と課題

第 2 章では、第 8 期 (令和 3 年度～令和 5 年度) における各施策の取り組み状況 (見込み) を検証し、第 9 期の施策展開に向けた課題を整理します。

- 高齢者等の状況
- 各施策の取り組み状況
  - 第 1 節 介護予防の推進
  - 第 2 節 生活支援の充実
  - 第 3 節 住まい・生活環境の整備
  - 第 4 節 在宅医療・介護連携の推進
  - 第 5 節 介護サービスの充実・円滑な運営
  - 第 6 節 認知症施策の推進
  - 第 7 節 権利擁護の推進
- 日常生活圏域とその状況
- 施設整備等の状況
- 第 8 期計画における現状と課題



## 第2章 第8期計画の取り組み状況と課題

### ○高齢者等の状況

#### 1 高齢者数

本市の令和5年9月末現在の65歳以上の高齢者人口は19,075人、高齢化率は39.3%となっています。総人口は年々減少していますが、一方で75歳以上の後期高齢者が増加しています。

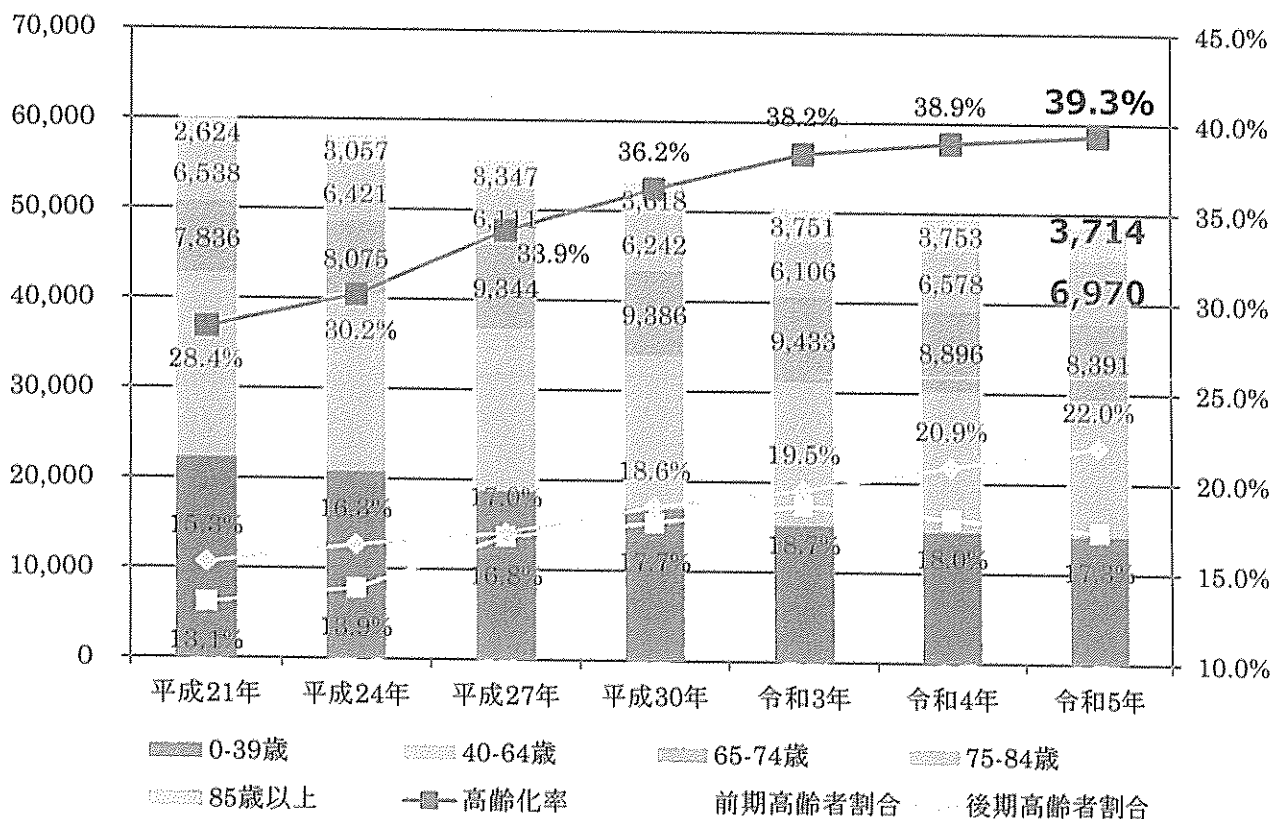
【年齢別人口（各年9月末現在）】

（単位：人）

年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	59,766	58,044	55,534	53,125	50,440	49,441	48,505
0-39歳	22,253	20,735	18,691	16,874	15,177	14,576	14,174
40-64歳	20,515	19,756	18,041	17,005	15,973	15,638	15,256
65歳以上	16,998	17,553	18,802	19,246	19,290	19,227	19,075
65-74歳	7,836	8,075	9,344	9,386	9,433	8,896	8,391
75-84歳	6,538	6,421	6,111	6,242	6,106	6,578	6,970
85歳以上	2,624	3,057	3,347	3,618	3,751	3,753	3,714
高齢化率	28.4%	30.2%	33.9%	36.2%	38.2%	38.9%	39.3%
前期高齢者割合	13.1%	13.9%	16.8%	17.7%	18.7%	18.0%	17.3%
後期高齢者割合	15.3%	16.3%	17.0%	18.6%	19.5%	20.9%	22.0%

※資料：住民基本台帳

年齢別人口（各年9月末現在）



## 2 高齢者世帯数

国勢調査によると、本市の令和2年現在の総世帯数は、20,328世帯で、このうち65歳以上高齢者がいる世帯は11,737世帯であり、総世帯の57.7%となっています。そのうち、ひとり暮らし高齢者世帯は2,930世帯で、総世帯の14.4%、65歳以上人口の15.1%を占め、その割合は年々上昇しています。

また、高齢夫婦のみ世帯は、2,796世帯で、総世帯の13.8%を占めています。

【世帯数（各年10月1日現在）】

（単位：世帯）

年度	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	21,066	21,402	20,944	20,855	20,328
65歳以上高齢者のいる世帯	9,967	10,567	10,833	11,665	11,737
ひとり暮らし高齢者世帯	1,615	1,999	2,205	2,638	2,930
高齢夫婦のみ世帯	1,939	2,269	2,515	2,357	2,796
65歳以上高齢者数	15,090	16,423	17,118	18,940	19,370
65歳以上高齢者のいる世帯比率	47.3%	49.4%	51.7%	55.9%	57.7%
ひとり暮らし世帯比率	7.7%	9.3%	10.5%	12.6%	14.4%
高齢夫婦のみ世帯比率	9.2%	10.6%	12.0%	11.3%	13.8%

※資料：国勢調査（平成12～令和2年）

## 3 第1号被保険者要介護・要支援認定者数

本市の要介護・要支援認定者は、令和3年度以降3,400人前半から3,300人前半となっています。令和5年9月末現在、第1号被保険者に占める認定割合は17.5%で、要支援認定者の割合が低く、要介護4、5の重度の要介護認定者の割合が高いという特徴があります。

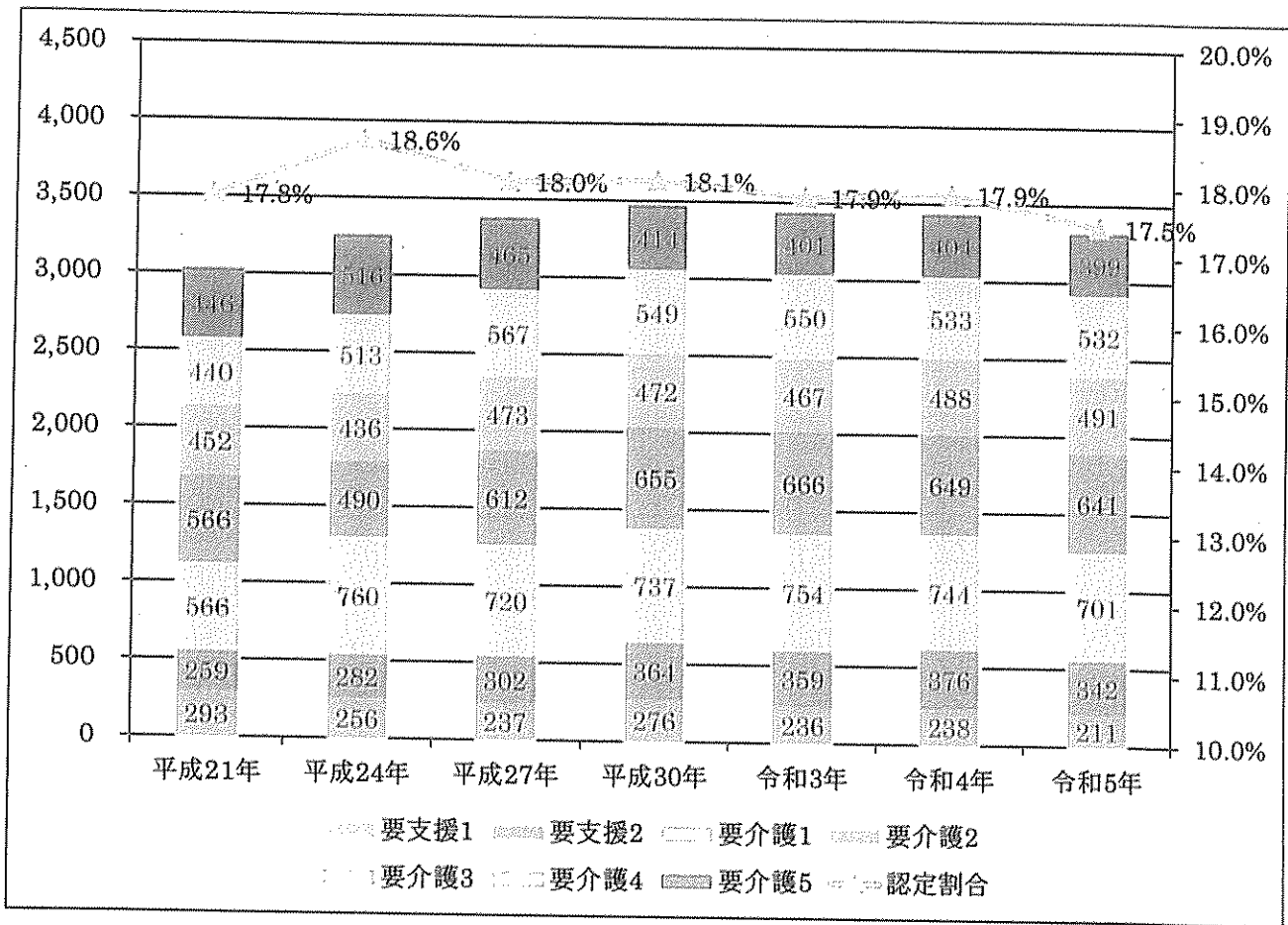
【要介護・要支援認定者数（各年9月末現在）】

（単位：人）

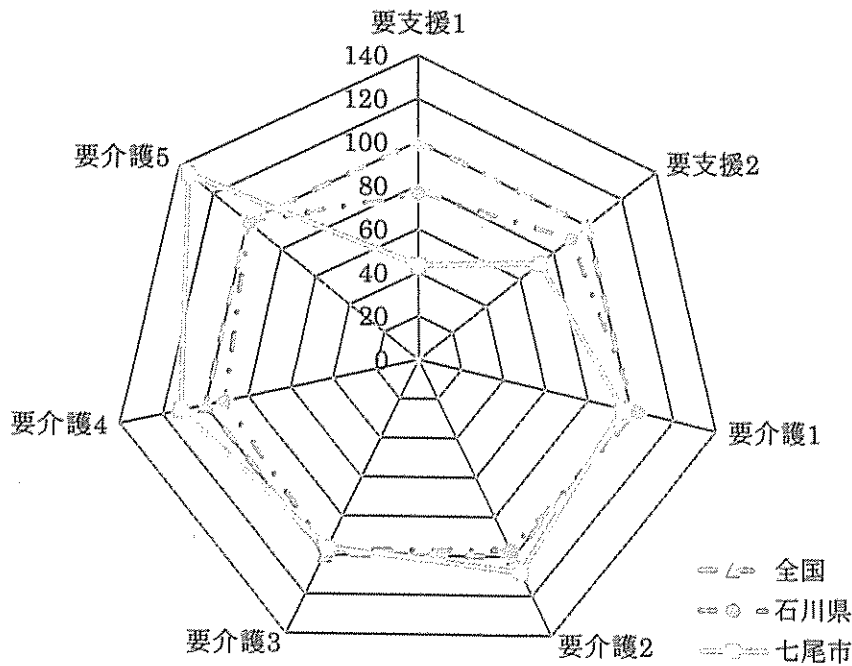
年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	令和3年	令和4年	令和5年
第1号被保険者数 a	16,958	17,471	18,714	19,184	19,220	19,148	18,999
要介護認定者数 b	3,022	3,253	3,376	3,467	3,433	3,432	3,317
b/a 認定割合	17.8%	18.6%	18.0%	18.1%	17.9%	17.9%	17.5%
要支援 1	293	256	237	276	236	238	211
要支援 2	259	282	302	364	359	376	342
要支援 計	552	538	539	640	595	614	553
要介護 1	566	760	720	737	754	744	701
要介護 2	566	490	612	655	666	649	641
要介護 3	452	436	473	472	467	488	491
要介護 4	440	513	567	549	550	533	532
要介護 5	446	516	465	414	401	404	399
要介護 計	2,470	2,715	2,837	2,827	2,838	2,818	2,764

※資料：介護保険事業状況報告（要介護認定者数には、40～64歳の第2号被保険者は含まない）

## 介護度別認定者数の推移



## 第1号被保険者の要介護度別認定率指数（全国平均=100）（令和5年3月）



（時点）令和5年3月（2023年3月）

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

年齢階層別に認定割合をみると、80歳から84歳では約5人に1人、85歳から89歳では約2人に1人と、80歳を境に認定割合が急激に高くなります。

男性は若年層で女性より認定割合が高く、女性は75歳を過ぎると年齢階層が高くなるごとに、男性よりも認定割合が高くなります。

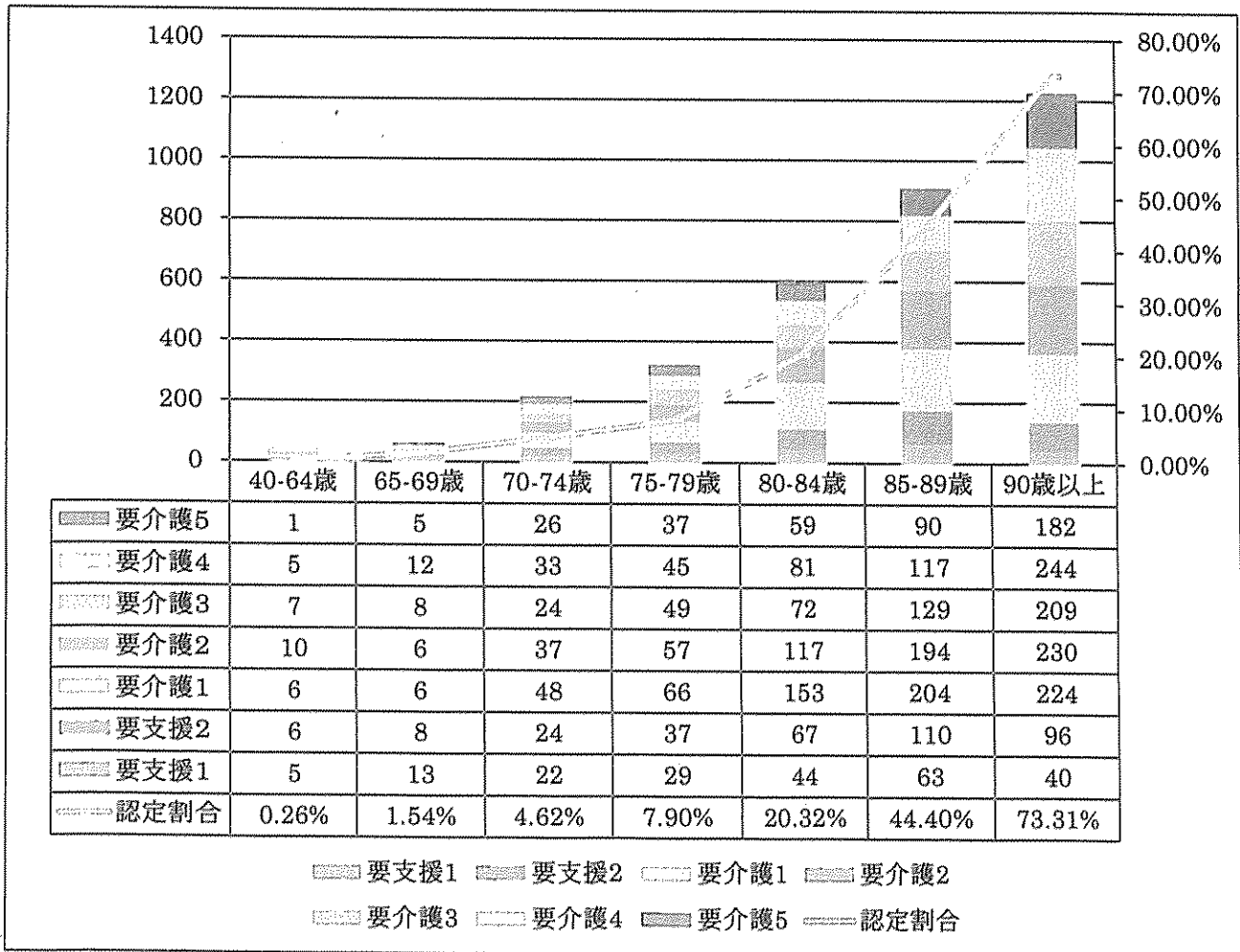
【年齢階層別認定者割合（令和5年9月末現在）】

（単位：人）

年齢階層	40-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上
認定者数	40	58	214	320	593	907	1,225
男性	25	31	123	136	213	240	210
女性	15	27	91	184	380	667	1,015
人口	15,256	3,755	4,636	4,052	2,918	2,043	1,671
男性	7,730	1,842	2,175	1,888	1,229	692	370
女性	7,526	1,913	2,461	2,164	1,689	1,351	1,301
認定割合	0.26%	1.54%	4.62%	7.90%	20.32%	44.40%	73.31%
男性	0.32%	1.68%	5.66%	7.20%	17.33%	34.68%	56.76%
女性	0.20%	1.41%	3.70%	8.50%	22.50%	49.37%	78.02%

※資料：介護保険事業状況報告、住民基本台帳

### 年齢別要介護等認定者数と割合





#### 4 新規要介護等認定者の原因疾患

介護が必要となった原因疾患の第1位は認知症、2位は転倒・骨折、3位はがんとなっています。

令和4年度中、新規に要介護等の認定を受けた人は673人おり、約84%が75歳以上の後期高齢者です。後期高齢者では、介護が必要となった原因疾患の第1位が認知症で、約4人に1人の割合となっています。

40歳から64歳までの第2号被保険者では、原因疾患の第1位ががん、65歳から74歳までの前期高齢者では、脳血管疾患が第1位となっています。

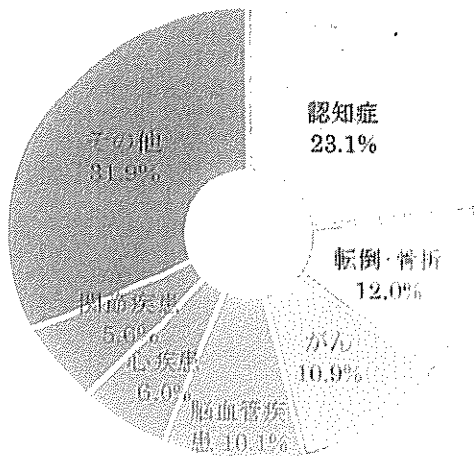
【令和4年度新規要支援・要介護認定者の介護が必要となった原因疾患】

(単位：人)

順位	全体(673)		第2号被保険者(16)		前期高齢者(91)		後期高齢者(566)	
	疾患名	人数	疾患名	人数	疾患名	人数	疾患名	人数
1位	認知症	156	がん	5	脳血管疾患	19	認知症	143
2位	転倒・骨折	81	脳血管疾患	3	がん	18	転倒・骨折	73
3位	がん	74	認知症	2	認知症	11	がん	51
4位	脳血管疾患	68	パーキンソン	2	精神疾患	11	脳血管疾患	46
5位	心疾患	41			転倒・骨折	8	心疾患	40
6位	関節	38			糖尿病	4	関節疾患	34
7位	腰痛症	35			関節疾患	3	腰痛	33
8位	高血圧	23			パーキンソン	3	高血圧	23
9位	精神疾患	22			老衰	2	糖尿病	16
10位	老衰	17			呼吸器疾患	2	老衰	15

※資料：令和4年度新規要介護等認定者(673人)の主治医意見書

#### 介護が必要になった原因疾患



順位	全体 (40歳以上)	2号 (40~64歳)	前期高齢者 (65~74歳)	後期高齢者 (75歳以上)
1位	認知症 23.1%	がん 31.2%	脳血管疾患 20.8%	認知症 25.2%
2位	転倒・骨折 12.0%	脳血管疾患 18.7%	がん 19.7%	転倒・骨折 12.8%
3位	がん 10.9%	認知症 12.5%	認知症 12.0%	がん 9.1%

令和4年度新規要介護等認定者(673人)

## 5 認知症高齢者数

要介護等認定調査で、「認知症高齢者の日常生活自立度\*」がⅡ以上と判定されている者は、要介護等認定者の約70%を占めており、第1号被保険者に対する割合は13%台で推移しています。

【認知症高齢者数(各年10月1日現在)】

(単位：人)

	令和3年	令和4年	令和5年
第1号被保険者数(65歳以上) a	19,220	19,148	18,999
要介護等認定者数 b	3,433	3,432	3,317
認知症自立度Ⅱ以上 c	2,584	2,542	2,461
自立度Ⅱ	1,441	1,362	1,300
自立度Ⅲ	866	897	887
自立度Ⅳ	268	279	269
自立度M	9	4	5
認定者で自立度Ⅱ以上割合 c/b	75.3%	74.1%	74.2%
第1号被保険者数に対する割合 c/a	13.1%	13.4%	13.3%

※参考 老発第0403003号「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」

※資料 七尾市要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度クロス集計表

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例	判断にあたっての留意事項
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の阻止を図る。
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もあるので、日中の居宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改善及び進行の阻止を図る。
IIa	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等	
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等	
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。		日常生活に支障を来たすような行動や意思疎通の困難さがランクIIより重度となり、介護が必要となる状態である。「ときどき」とはどのくらいの頻度を指すかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も目を離せない状態ではない。 在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、夜間の利用も含めた居宅サービスを利用しこれらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ	
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ	常に目を離すことができない状態である。症状・行動はランクIIIと同じであるが、頻度の違いにより区分される。 家族の介護力等の在宅基盤の強弱により居宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、又は特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設サービスを選択する場合には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	ランクI～IVと制定されていた高齢者が、精神病院や認知症専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。

（平成18年4月3日 老発第0403003号「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」の一部改正について）

# ○ 各施策の取り組み状況

## 第1節 介護予防の推進

高齢者が生涯にわたり心身ともに健やかに生活していくための健康づくりや介護予防の取り組みを推進しました。また、高齢者の経験や知識を生かし、社会的役割や生きがいを持って活躍できるよう、社会参加の推進に努めました。

### 1 生きがいづくり・社会参加の促進

#### (1) 生涯スポーツ・生涯学習等の推進・支援

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	
①市老人クラブ連合会が実施するスポーツ大会への支援										
高齢者と子どものスポーツ大会（園児含む）	回	1	中止	-	1	中止	-	1	1	100.0%
	人	540		0.0%	540		0.0%	540	242	44.8%
ゲートボール大会	回	1	中止	-	1	1（※1）	-	1	1（※1）	-
	人	40		0.0%	40	41	102.5%	40	226	565.0%
スカットボール大会	回	1	中止	-	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人	320		0.0%	320	263	82.2%	320	290	90.6%
グラウンドゴルフ大会	回	1	中止	-	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人	120		0.0%	120	125	104.2%	140	107	76.4%
②高齢者風船バレーボール大会の開催										
参加チーム数	チーム	13	中止	-	13	中止	-	13	2	15.4%
参加者数	人	150		0.0%	150		0.0%	150	23	15.3%
③ゆーりんピック（石川県健康福祉祭）への参加周知・支援										
④ねりんピック（全国健康福祉祭）への参加支援										
⑤いしかわ長寿大学 能登中部校の開校										
長寿大学受講者数	人	30	24（※2）	80.0%	30	-		30	29	96.7%
⑥市政講座等の実施										
開催回数	回	-	22	-	-	59		-	50	-
参加者数	人	-	211	-	-	885		-	850	-

※1 ニューススポーツ講習会に変更し実施

※2 開講期間 令和3年10月～令和4年9月

#### (2) 老人クラブ等活動の支援・推進

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	
①老人クラブ活動の支援										
単位老人クラブ数	か所	86	83	96.5%	86	82	95.3%	86	78	90.7%
会員数	人	4,200	3,924	93.4%	4,200	3,666	87.3%	4,200	3,357	79.9%
②高齢者の通いの場の支援										

#### (3) 生きがいづくり・社会参加の推進

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	
①介護支援（予防）ポイント制度の実施										
登録人数	人	320	318	99.4%	330	304	92.1%	340	2,000（※3）	-

※3 介護予防ポイント制度として実施（拡充）

#### (4) 就労等の支援

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	
①シルバー人材センターへの支援										
シルバー会員数	人	1,050	1,017	96.9%	1,050	1,010	96.2%	1,050	1,000	95.2%
就業延人数	人	80,000	66,213	82.8%	80,000	67,814	84.8%	80,000	64,000	80.0%

## 2 疾病予防・健康づくりの推進【健康推進課】

### (1) 生活習慣病予防や健康づくりの普及啓発

事業名		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
①健康まちづくり推進活動										
がん検診・特定健診の受診勧奨	回	-	71	-	-	訪問 183 集団 52	-	-	訪問 120 集団 50	-
	-	-	2,387人	-	-	4,445世帯 995人	-	-	3,000世帯 800人	-
健康課題・生活習慣病予防などの講座	回	-	33	-	-	91	-	-	80	-
	人	-	341	-	-	1,477	-	-	1,200	-
野菜の摂り方の普及	回	-	9	-	-	40	-	-	30	-
	人	-	82	-	-	559	-	-	440	-
栄養の講座・実習	回	-	21	-	-	80	-	-	60	-
	人	-	231	-	-	1,292	-	-	900	-
ウォーキング	回	-	13	-	-	60	-	-	50	-
	人	-	213	-	-	1,111	-	-	880	-
ストレッチ・簡単運動等 (フレイル予防等)	回	-	76	-	-	236	-	-	190	-
	人	-	634	-	-	2,442	-	-	2,000	-

### (2) 生活習慣病の早期発見

事業名		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		目標値	実績	達成率	目標値	実績	達成率	目標値	見込み	達成率
特定健診受診率	%	52.0	37.4	71.9%	53.5	38.1	71.2%	55.0	39.5	71.8%

### (3) 生活習慣病の発症予防・重症化予防

事業名		令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		目標値	実績	達成率	目標値	実績	達成率	目標値	見込み	達成率	
特定保健指導実施率	%	78.0	84.3	108.1%	79.0	70.4	89.1%	80.0	71.5	89.4%	
メタボリック シンドローム 該当者の減少	腹部に加え、脂質異常、 血圧高値、 高血糖のうち2つ以上が該当	%	18.3	25.8	141.0%	18.2	24.6	135.2%	18.1	26.1	144.2%
高血圧の改善	I度高血圧以上 (140/90mmHg以上)の割合	%	21.8	30.7	140.8%	21.7	28.4	130.9%	21.6	27.0	125.0%
脂質異常 症の減少	男	LDLコレステロール 160mg/dl以上の者の割合	%	-	5.9	-	-	5.6	-	5.9	-
	女		%	-	7.6	-	-	7.8	-	8.7	-
血糖コントロール不良者の割合の減少	HbA1c (NGSP値)8.4%以上の者の割合	%	減少傾向へ	0.8	-	減少傾向へ	1.0	-	減少傾向へ	0.6	-

3 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の推進

(1) 介護予防・生活支援サービスの充実

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
①訪問型サービス（第1号訪問事業）									
ア 国基準訪問型サービス	実施	実施	-	実施	実施	-	実施	実施	-
イ 基準緩和訪問型サービス	実施	実施	-	実施	実施	-	実施	実施	-
ウ 短期集中予防サービス	-	-	-	-	実施	-	-	実施	-
②通所型サービス（第1号通所事業）									
ア 国基準通所型サービス	実施	実施	-	実施	実施	-	実施	実施	-
イ 基準緩和通所型サービス	実施	実施	-	実施	実施	-	実施	実施	-
ウ 短期集中予防サービス	-	-	-	-	実施	-	-	実施	-
③介護予防ケアマネジメントの質の向上									

(2) フレイル予防（介護予防）の推進

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	目標値	実績	達成率	目標値	実績	達成率	目標値	見込み	達成率	
①一般介護予防事業										
ア 介護予防把握事業										
実態が不明な高齢者への訪問数	件	200	135	67.5%	200	248	124.0%	200	200	100.0%
イ 介護予防普及啓発事業										
広報やケーブルテレビでの介護予防に関する普及啓発	実施	実施	-	実施	実施	-	実施	実施	-	
介護予防講演会の実施	回	1	1	100.0%	1	4	400.0%	1	3	300.0%
	人	50	27	54.0%	50	91	182.0%	50	47	94.0%
介護予防講座の実施	回	80	77	96.3%	80	46	57.5%	80	50	62.5%
	人	1,600	852	53.3%	1,600	662	41.4%	1600	500	31.3%
通いの場の参加率の増加	%	8.0	7.6	95.0%	9.0	7.9	87.8%	10	8.3	83.0%
週1回以上外出している高齢者の増加	%	-	-	-	-	-	-	92	90.7	98.6%
地域づくり活動への参加意欲がある高齢者の増加	%	-	-	-	-	-	-	50	44.8	89.6%
ウ 地域介護予防活動支援事業										
通いの場の数	団体	132	136	103.0%	134	143	106.7%	136	163	119.9%
週1回運動に取り組む通いの場の増加	団体	64	62	96.9%	66	68	103.0%	68	73	107.4%
通いの場リーダー育成研修	回	2	6	300.0%	2	6	300.0%	2	6	300.0%
	人	60	25	41.7%	60	21	35.0%	60	19	31.7%
通いの場への訪問支援	団体	70	60	85.7%	70	66	94.3%	70	66	94.3%
地域で通いの場を支援する仕組みづくり	地区	5	15	300.0%	5	15	300.0%	5	9	180.0%
エ 地域リハビリテーション活動支援事業										
地域リハビリ教室	会場	5	2	40.0%	5	3	60.0%	5	10	200.0%
通いの場リーダー育成研修（再掲）	回	2	6	300.0%	2	6	300.0%	2	6	300.0%
	人	60	25	41.7%	60	21	35.0%	60	19	31.7%
個別地域ケア会議（自立支援型）	回	18	58	322.2%	18	29	161.1%	18	31	172.2%
オ 一般介護予防事業評価事業										
高齢者の幸福度の平均点数（10点中）	点	-	-	-	-	-	7.5	7.1	94.7%	
要介護2以上の年齢調整後認定率	%	10.7	9.8	91.6%	10.9	10.0	91.7%	11.1	10.0	90.1%
通いの場参加者の体力等の維持	%	60.0	67.9	113.2%	60.0	70.6	117.7%	60.0	65.0	108.3%

## 第2節 生活支援の充実

高齢者が介護や支援を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が続けられるように、在宅生活の支援の仕組みづくりや福祉サービスの充実に努めました。

### 1 在宅生活支援体制の充実

#### (1) 相談・支援体制の周知・充実

事業名		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
①地域包括支援センター・在宅介護支援センターの相談支援の充実										
地域包括支援センター出張相談	地区	15	15	100.0%	15	15	100.0%	15	15	100.0%

#### (2) 見守り体制の充実

- ①民生委員児童委員による見守り
- ②地域福祉ネットワーク等による見守り
- ③避難行動要支援者名簿を活用した見守り
- ④民間事業所との協定、連携による見守り（ゆるやかな見守り）
- ⑤食の自立支援（配食サービス）事業による安否確認
- ⑥認知症高齢者等SOSネットワーク事業

#### (3) 在宅生活支援の仕組みづくりの推進

事業名		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
①生活支援体制の推進										
②生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の育成、配置										
第2層コーディネーター		6/15	6/15	-	9/15	9/15	-	12/15	10/15	-
③生活支援にかかる協議体の開催及び推進										
第1層協議体	回	1	1	100.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
第2層協議体	-	各地区で開催	各地区で開催		各地区で開催	各地区で開催		各地区で開催	各地区で開催	
③ボランティア等の支援の担い手の養成										
生活・介護支援サポーター養成講座開催	回	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
受講者数	人	30	15	50.0%	30	11	36.7%	30	13	43.3%
スキルアップ講座開催	地区	2	中止	-	2	中止	-	2	中止	-
受講者数	人	30		0.0%	30		0.0%	30		0.0%

### 2 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進

#### (1) 地域ケア会議の実施

事業名		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
個別地域ケア会議（自立支援型）再掲		18	58	322.2%	18	29	161.1%	18	30	166.7%
個別地域ケア会議（支援困難事例）		35	17	48.6%	40	11	27.5%	45	14	31.1%
中地域ケア会議		6	1	16.7%	8	1	12.5%	10	4	40.0%
市全体の地域ケア会議		1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

#### (2) 適切なケアマネジメントの推進

事業名		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
ケアプラン点検		1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

### 3 在宅生活の支援の充実

#### (1) 在宅生活を支える生活支援の充実

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	
①食の自立支援（配食サービス）事業										
配食サービス	食	22,000	21,786	99.0%	22,000	20,769	94.4%	22,000	18,072	82.1%
②移動販売による買い物支援										
③緊急通報装置の貸与										
緊急通報装置設置人数	人	42	27	64.3%	44	24	54.5%	46	20	43.5%

#### (2) 家族介護者への支援

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	
①家族介護用品支給事業（紙おむつ等支給事業）										
紙おむつの支給	人	700	515	73.6%	700	493	70.4%	700	488	69.7%
②在宅寝たきり高齢者福祉サービス										
ア 寝具洗濯サービス	人	120	71	59.2%	120	64	53.3%	120	100	83.3%
イ 理髪サービス	人	250	172	68.8%	250	210	84.0%	250	261	104.4%
ウ 移送サービス	人	5	2	40.0%	5	0	0.0%	5	3	60.0%
	件	20	5	25.0%	20	0	0.0%	20	24	120.0%
③徘徊高齢者家族支援サービス（位置情報検索サービス）										
徘徊高齢者家族支援	人	1	2	200.0%	1	2	200.0%	1	4	400.0%
④家族介護教室の開催										
家族介護教室	回	7	中止	-	7	-	-	7	1	14.3%
	人	150		0.0%	150		0.0%	150	28	18.7%



### 第3節 住まい・生活環境の整備

高齢者が安心して暮らし続けることができる住環境を目指して、住宅のバリアフリー化の支援や高齢者のニーズに応じた住まいの支援に努めました。

#### 1 住環境の整備

##### (1) 住宅改修費等の補助・支援

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	
①住宅改修支援事業										
②自立支援型住宅リフォームの助成										
助成件数	件	3	0	0.0%	3	5	166.7%	3	5	166.7%

#### 2 住まいの確保・整備

##### (1) 高齢者向け住まいの情報提供

##### (2) 高齢者向け住まいの確保

事業名		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		推計	実績	推計比	推計	実績	推計比	推計	見込み	推計比
①市営住宅 (シルバーハウジング)	施設数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	戸数	16	16	100.0%	16	16	100.0%	16	16	100.0%
②養護老人ホーム	施設数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	定員	80	80	100.0%	80	80	100.0%	80	80	100.0%
	措置数	90	86	95.6%	90	78	86.7%	90	86	95.6%
③生活支援ハウス	施設数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	定員	20	20	100.0%	20	20	100.0%	20	20	100.0%
	入居数	20	15	75.0%	20	17	85.0%	20	18	90.0%
④ケアハウス ※	施設数	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
	定員	130	130	100.0%	130	130	100.0%	130	130	100.0%
⑤有料老人ホーム ※	施設数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	定員	63	63	100.0%	63	63	100.0%	63	63	100.0%
⑥サービス付き高齢者 向け住宅	住宅数	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
	定員	95	95	100.0%	95	95	100.0%	95	95	100.0%

※ 特定施設入居者生活介護の定員含む

(各年度末の施設数・定員数等)

## 第4節 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が介護が必要な状態となっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活が続けられるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、七尾市医師会等の協力を得ながら、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携の推進を図りました。

### 1 在宅医療・介護連携ネットワークの強化

#### (1) 医療と介護の切れ目のない支援のための仕組みづくり

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	推計	実績	推計比	推計	実績	推計比	推計	見込み	推計比	
①在宅医療・介護連携推進協議会の開催										
協議会の開催	回	3	2	66.7%	3	2	66.7%	3	2	66.7%
②入退院に係る医療と介護の情報共有の支援										

#### (2) 多職種連携の強化

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	推計	実績	推計比	推計	実績	推計比	推計	見込み	推計比	
①在宅医療・介護関係者の研修の実施										
研修会等の開催	回	3	5	166.7%	4	3	75.0%	5	5	100.0%
②地域ケア会議の活用（再掲）										

#### (3) 二次医療圏内・関係市町との連携

### 2 在宅医療・介護に関する普及啓発

#### (1) 在宅医療・介護についての市民への啓発

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	推計	実績	推計比	推計	実績	推計比	推計	見込み	推計比	
①在宅医療・介護に関する相談窓口の周知										
相談延べ件数	件	増加	34	-	増加	17	-	増加	17	-
②在宅医療・介護サービス資源の把握と周知										
③在宅医療・介護の選択に係る普及啓発										

## 第5節 介護サービスの充実・円滑な運営

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者となる社会保険制度です。介護が必要となっても住み慣れた地域で生活できるよう介護保険サービスの充実を図るとともに、介護保険事業の運営が効果的かつ効率的なものとなるよう努めました。

### 1 介護サービスの充実

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	推計	実績	推計比	推計	実績	推計比	推計	実績	推計比	
(1) 被保険者数等の実績(9月末日現在)										
総人口	人	50,759	50,440	99.4%	50,175	49,441	98.5%	49,591	48,505	97.8%
40歳から64歳人口	人	15,941	15,973	100.2%	15,644	15,638	100.0%	15,347	15,256	99.4%
65歳から74歳人口	人	9,067	9,433	104.0%	8,687	8,896	102.4%	8,307	8,391	101.0%
75歳以上人口	人	10,295	9,857	95.7%	10,622	10,331	97.3%	10,949	10,684	97.6%
65歳以上人口(再掲)	人	19,362	19,290	99.6%	19,309	19,227	99.6%	19,256	19,075	99.1%
高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の比)	%	38.1	38.2	100.3%	38.5	38.9	101.0%	38.8	39.3	101.3%
前期高齢者の割合(65-74歳)	%	17.9	18.7	104.5%	17.3	18.0	104.0%	16.8	17.3	103.0%
後期高齢者の割合(75歳以上)	%	20.3	19.5	96.1%	21.2	20.9	98.6%	22.1	22.0	99.5%
第1号被保険者数(65歳以上)	人	19,296	19,220	99.6%	19,242	19,148	99.5%	19,188	18,999	99.0%
第1号被保険者数(65-74歳)	人	9,367	9,375	100.1%	9,341	8,836	94.6%	9,315	8,328	89.4%
第1号被保険者数(75歳以上)	人	9,929	9,845	99.2%	9,901	10,312	104.2%	9,873	10,671	108.1%

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	推計	実績	増減	推計	実績	増減	推計	実績	増減	
(2) 要介護・要支援認定者数の推計(9月末日現在)										
要支援1	人	271	242	△29	274	242	△32	276	216	△60
要支援2	人	405	368	△37	399	386	△13	402	348	△54
要支援の計	人	676	610	△66	673	628	△45	678	564	△114
要介護1	人	775	763	△12	782	750	△32	794	707	△87
要介護2	人	701	673	△28	712	654	△58	721	651	△70
要介護3	人	482	472	△10	489	494	5	498	498	0
要介護4	人	558	552	△6	568	535	△33	574	537	△37
要介護5	人	441	406	△35	449	409	△40	453	400	△53
要介護の計	人	2,957	2,866	△91	3,000	2,842	△158	3,040	2,793	△247
合計	人	3,633	3,476	△157	3,673	3,470	△203	3,718	3,357	△361
認定者割合※	%	18.8	18.1	△0.7	19.1	18.1	△1.0	19.4	17.7	△1.7

※認定者割合は、認定者数÷第1号被保険者数

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	推計	実績	推計比	推計	実績	推計比	推計	見込み	推計比	
(3) 居宅サービス・施設サービス費用の実績										
①介護予防サービス給付費	千円	137,469	123,273	89.7%	137,875	141,725	102.8%	139,875	135,237	96.7%
居宅介護予防サービス	千円	114,454	98,426	86.0%	114,848	116,897	101.8%	115,257	112,394	97.5%
地域密着型介護予防サービス ※1	千円	23,015	24,847	108.0%	23,027	24,828	107.8%	24,618	22,843	92.8%
②介護サービス給付費	千円	6,225,171	5,840,587	93.8%	6,373,458	5,960,748	93.5%	6,477,962	6,165,475	95.2%
居宅介護サービス	千円	2,171,358	2,056,881	94.7%	2,207,183	1,989,699	90.1%	2,247,828	2,093,292	93.1%
地域密着型サービス ※2	千円	945,368	937,634	99.2%	995,366	930,334	93.5%	1,036,047	958,708	92.5%
施設サービス ※3	千円	3,108,445	2,846,072	91.6%	3,170,909	3,040,715	95.9%	3,194,087	3,113,475	97.5%
③その他サービス給付費 ※4	千円	385,445	378,139	98.1%	362,418	343,567	94.8%	366,561	356,984	97.4%
④保険給付費【総計】①+②+③	千円	6,748,085	6,341,999	94.0%	6,873,751	6,446,040	93.8%	6,984,398	6,657,696	95.3%

※1 地域密着型介護予防サービス：介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護ほか

※2 地域密着型サービス：認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、小規模特養ほか

※3 施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

※4 その他サービス：特定入所者サービス(食事・居住費)、高額介護サービス、高額医療合算介護サービス、審査支払手数料

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	推計	実績	推計比	推計	実績	推計比	推計	見込み	推計比	
<b>(4) 地域支援事業費の実績</b>										
介護予防・日常生活総合事業費	千円	127,247	120,647	94.8%	137,423	113,088	82.3%	148,121	115,406	77.9%
介護予防・生活支援サービス事業	千円	114,501	109,118	95.3%	124,601	107,701	86.4%	135,222	101,748	75.2%
一般介護予防事業	千円	12,746	11,529	90.5%	12,822	5,387	42.0%	12,899	13,658	105.9%
包括的支援事業費	千円	97,967	92,810	94.7%	98,555	94,566	96.0%	99,147	99,654	100.5%
任意事業	千円	28,432	21,267	74.8%	28,602	19,974	69.8%	28,774	22,050	76.6%
合計	千円	253,646	234,724	92.5%	264,580	227,628	86.0%	276,042	237,110	85.9%

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	
<b>(5) 日常生活圏域の設定と介護サービスの基盤整備</b>										
<b>②介護サービス基盤整備</b>										
地域密着型サービス	事業所数	0	0	-	1	0	-	0	0	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（日常生活圏域圏域指定なし）	事業所数	0	0	-	1	0	-	0	0	-
認知症対応型共同生活介護※	施設数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	定員数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
袖ヶ江・矢田郷地区	施設数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	定員数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
御祓・西湊地区	施設数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	定員数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
徳田・高階・田鶴浜地区	施設数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	定員数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
東湊・南大呑・北大呑・崎山地区	施設数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	定員数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
石崎・和倉・能登島地区	施設数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	定員数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
中島地区	施設数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	定員数	0	0	-	0	0	-	0	0	-

※ 年度は公募年度

## 2 介護サービスの適正な運営

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	
<b>(1) 介護サービスの質の向上に向けた支援</b>										
<b>(2) 介護給付適正化事業の推進</b>										
<b>①要介護認定の適正化</b>										
調査の点検	件	3,750	3,253	86.7%	3,750	3,023	80.6%	3,750	3,000	80.0%
認定調査員研修	回	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
審査会委員研修	回	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
<b>②ケアマネジメントの適正化</b>										
<b>③住宅改修等の点検</b>										
<b>④給付内容の点検等</b>										
<b>⑤介護給付費の通知</b>										
<b>⑥制度の普及啓発等</b>										
<b>(3) 指導監査体制の充実</b>										
<b>①集団指導の実施</b>										
<b>②実地指導の実施</b>										
集団指導	件	1	2	200.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
実地指導	事業所数	4	5	125.0%	6	6	100.0%	4	5	125.0%
<b>(4) 低所得者の負担軽減対策</b>										
<b>(5) 人材確保対策</b>										

【居宅介護予防サービス】

(単位：千円)

サービス種類	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
介護予防訪問入浴介護	-	-	-	-	89	皆増	-	106	皆増
介護予防訪問看護	6,006	6,310	105.1%	6,009	6,352	105.7%	6,009	4,760	79.2%
介護予防訪問リハビリテーション	6,205	4,935	79.5%	6,544	4,073	62.2%	6,544	5,806	88.7%
介護予防居宅療養管理指導	1,231	724	58.8%	1,232	1,037	84.2%	1,232	959	77.8%
介護予防通所リハビリテーション	58,538	47,480	81.1%	58,570	55,398	94.6%	58,853	53,923	91.6%
介護予防短期入所生活介護	1,776	1,070	60.2%	1,777	2,437	137.1%	1,777	2,568	144.5%
介護予防短期入所療養介護	-	290	皆増	-	42	皆増	-	25	皆増
介護予防特定施設入居者生活介護	-	596	皆増	-	1,779	皆増	-	1,021	皆増
介護予防福祉用具貸与	12,805	16,662	130.1%	12,813	21,190	165.4%	12,886	20,765	161.1%
特定介護予防福祉用具購入費	2,981	981	32.9%	2,981	1,340	45.0%	2,981	1,013	34.0%
介護予防住宅改修	8,693	3,558	40.9%	8,693	6,494	74.7%	8,693	5,818	66.9%
介護予防支援	16,219	15,820	97.5%	16,229	16,666	102.7%	16,282	15,630	96.0%
給付費合計	114,454	98,426	86.0%	114,848	116,897	101.8%	115,257	112,394	97.5%

【地域密着型介護予防サービス】

(単位：千円)

サービス種類	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
介護予防認知症対応型通所介護	4,076	581	14.3%	4,078	1,716	42.1%	4,078	1,067	26.2%
介護予防小規模多機能型居宅介護	18,939	22,334	117.9%	18,949	22,789	120.3%	20,540	18,884	91.9%
介護予防認知症対応型共同生活介護	-	1,932	皆増	-	323	皆増	-	2,892	皆増
給付費合計	23,015	24,847	108.0%	23,027	24,828	107.8%	24,618	22,843	92.8%

## 【居宅介護サービス】

(単位：千円)

サービス種類	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
訪問介護	355,940	352,666	99.1%	364,443	355,226	97.5%	367,509	370,460	100.8%
訪問入浴介護	15,968	12,210	76.5%	16,911	17,328	102.5%	16,911	18,869	111.6%
訪問看護	70,354	63,206	89.8%	71,588	57,974	81.0%	73,577	59,698	81.1%
訪問リハビリテーション	37,760	33,981	90.0%	38,229	38,942	101.9%	38,830	38,800	99.9%
居宅療養管理指導	16,328	20,934	128.2%	16,591	23,242	140.1%	16,775	27,216	162.2%
通所介護	596,077	551,872	92.6%	603,534	503,199	83.4%	612,293	550,114	89.8%
通所リハビリテーション	379,929	348,329	91.7%	384,767	339,569	88.3%	399,257	352,965	88.4%
短期入所生活介護	211,821	197,539	93.3%	214,941	164,260	76.4%	217,446	171,006	78.6%
短期入所療養介護	24,381	17,911	73.5%	24,395	20,832	85.4%	26,184	25,696	98.1%
特定施設入居者生活介護	63,822	63,429	99.4%	66,748	72,814	109.1%	68,737	75,459	109.8%
福祉用具貸与	125,522	129,436	103.1%	127,621	136,712	107.1%	129,241	140,722	108.9%
特定福祉用具購入	5,211	3,973	76.2%	5,211	4,338	83.2%	5,211	5,129	98.4%
住宅改修	12,418	10,182	82.0%	12,418	8,667	69.8%	12,418	11,007	88.6%
居宅介護支援	255,827	251,213	98.2%	259,786	246,596	94.9%	263,439	246,151	93.4%
給付費合計	2,171,358	2,056,881	94.7%	2,207,183	1,989,699	90.1%	2,247,828	2,093,292	93.1%

## 【施設サービス】

(単位：千円)

サービス種類	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
介護老人福祉施設	1,483,893	1,414,724	95.3%	1,497,192	1,418,978	94.8%	1,509,668	1,441,435	95.5%
介護老人保健施設	1,120,643	957,846	85.5%	1,151,932	1,114,569	96.8%	1,158,052	1,129,585	97.5%
介護医療院	498,557	469,082	94.1%	516,430	506,116	98.0%	521,012	542,455	104.1%
介護療養型医療施設	5,352	4,420	82.6%	5,355	1,052	19.6%	5,355	-	0.0%
給付費合計	3,108,445	2,846,072	91.6%	3,170,909	3,040,715	95.9%	3,194,087	3,113,475	97.5%

## 【地域密着型介護サービス】

(単位：千円)

サービス種類	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	-	-	-	31,321	-	0.0%	62,643	5,535	8.8%
認知症対応型通所介護	48,468	42,242	87.2%	48,495	40,503	83.5%	49,044	45,891	93.6%
小規模多機能型居宅介護	281,593	307,429	109.2%	293,192	296,878	101.3%	294,762	293,960	99.7%
認知症対応型共同生活介護	459,727	450,936	98.1%	466,004	457,522	98.2%	471,673	463,941	98.4%
地域密着型 特定施設入居者生活介護	7,764	-	0.0%	7,768	-	0.0%	7,983	-	0.0%
小規模特養(29人以下)	86,568	85,187	98.4%	86,616	86,251	99.6%	86,616	89,892	103.8%
地域密着型通所介護	61,248	51,840	84.6%	61,970	49,180	79.4%	63,326	59,489	93.9%
給付費合計	945,368	937,634	99.2%	995,366	930,334	93.5%	1,036,047	958,708	92.5%

## 【その他サービス】

(単位：千円)

サービス種類	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
特定入所者介護サービス（食費・居住費）	224,010	203,589	90.9%	200,420	171,360	85.5%	202,881	176,073	86.8%
特定入所者予防サービス（食費・居住費）	240	23	9.6%	240	41	17.1%	240	42	17.5%
高額介護サービス	136,938	150,157	109.7%	137,510	150,184	109.2%	139,195	156,888	112.7%
高額合算サービス	20,060	20,504	102.2%	20,005	18,622	93.1%	19,950	20,412	102.3%
審査支払手数料	4,197	3,866	92.1%	4,243	3,360	79.2%	4,295	3,569	83.1%
給付費合計	385,445	378,139	98.1%	362,418	343,567	94.8%	366,561	356,984	97.4%

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
保険給付費【総計】	6,748,085	6,341,999	94.0%	6,873,751	6,446,040	93.8%	6,984,398	6,657,696	95.3%

## 第6節 認知症施策の推進

認知症になっても尊厳をもって安心して生活できる地域社会をつくるため、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、身近な地域での支援体制を整備するなど、認知症にやさしい地域の実現に努めました。

### 1 認知症支援施策の充実

#### (1) 相談・支援体制の充実

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	推計	実績	推計比	推計	実績	推計比	推計	見込み	推計比	
①認知症に関する相談体制の強化										
②ほっとけんステーションの設置と周知	か所	50	38	76.0%	50	36	72.0%	50	43	86.0%

#### (2) 認知症への理解の促進による見守り体制の構築

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	推計	実績	推計比	推計	実績	推計比	推計	見込み	推計比	
①認知症サポーター養成事業										
認知症サポーター養成講座受講者数	人	500	172	34.4%	500	369	73.8%	500	400	80.0%
ステップアップ講座受講者数	人	50	中止	-	50		0.0%	50	0	0.0%
②認知症高齢者等SOSネットワーク事業（再掲）										
事前登録者数	人	25	13	52.0%	30	28	93.3%	35	34	97.1%
協力事業所数	か所	110	102	92.7%	120	107	89.2%	130	108	83.1%
③徘徊捜索模擬訓練	回	1	1	100.0%	2	1	50.0%	3	1	33.3%

#### (3) 認知症予防の取組みの推進

- ①生活習慣病の発症予防・重症化予防（再掲）
- ②通いの場の拡充（再掲）

#### (4) 認知症高齢者介護者への支援

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	推計	実績	推計比	推計	実績	推計比	推計	見込み	推計比	
①認知症カフェの開催	か所	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
②徘徊高齢者家族支援サービス（再掲）										
③介護従事者への認知症ケアに関する研修の実施										

#### (5) 容態に応じた適時、適切な医療・介護などの提供

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	推計	実績	推計比	推計	実績	推計比	推計	見込み	推計比	
①認知症初期集中支援事業										
認知症初期集中支援チーム支援人数	人	10	0	0.0%	10	2	20.0%	10	1	10.0%
②認知症知ってあんしん本（認知症ケアパス）の普及										

#### (6) 若年性認知症の方への支援・社会参加

- ・当事者への相談対応や傾聴
- ・社会参加の支援



## 第7節 権利擁護の推進

高齢者の権利を守るため様々な相談に応じ、関係機関と連携しながら個々の事例に適切に対応するとともに、成年後見制度等の普及・促進や高齢者虐待の防止に取り組みました。

### 1 高齢者の権利擁護の推進

#### (1) 相談窓口の充実

#### (2) 成年後見制度等の普及・促進

事業名		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		推計	実績	推計比	推計	実績	推計比	推計	見込み	推計比
広報	回	1	1	100.0%	1	2	200.0%	1	1	100.0%
研修	回	1	1	100.0%	1	2	200.0%	1	1	100.0%
①福祉サービス利用支援事業の広報・案内										
②成年後見制度利用支援事業										
市長申立	件	5	5	100.0%	5	2	40.0%	5	7	140.0%
報酬助成	件	2	0	0.0%	2	1	50.0%	2	3	150.0%

### 2 高齢者虐待防止の推進

#### (1) 高齢者虐待防止の取り組み

事業名		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		推計	実績	推計比	推計	実績	推計比	推計	見込み	推計比
①高齢者虐待防止に関する知識・理解の普及啓発										
広報	回	1	2	200.0%	1	2	200.0%	1	1	100.0%
研修	回	2	1	50.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
②高齢者虐待の早期発見・早期対応システムの充実										

#### (2) 高齢者虐待への対応

①相談体制の充実

②高齢者・養護者への支援

## ○ 日常生活圏域とその状況

本市では、住み慣れた地域とのつながり、介護保険サービスの利用のしやすさや介護環境等を考慮し、日常生活圏域を6圏域としています。

### 1 高齢者数と高齢化率及び高齢者世帯数等(令和5年10月1日現在)

#### (1) 15地区別

高齢化率が40%以上となっているのは、袖ヶ江、御祓、高階、田鶴浜、中島、能登島地区です。南大呑、北大呑、崎山地区は50%を超えています。

また、高齢者に占める単身高齢者の割合が高い地区は、御祓、和倉地区です。

地区名	人口	高齢者数	高齢化率	単身 高齢者	高齢者に 占める割合	老夫婦 世帯数	高齢者に 占める割合	認定者数	高齢者に 占める割合
袖ヶ江	2,460	1,079	43.9%	162	15.0%	81	15.0%	201	18.6%
御祓	3,127	1,359	43.5%	264	19.4%	166	24.4%	244	18.0%
徳田	4,895	1,953	39.9%	222	11.4%	140	14.3%	344	17.6%
矢田郷	10,336	3,497	33.8%	367	10.5%	214	12.2%	569	16.3%
東湊	3,258	1,209	37.1%	155	12.8%	134	22.2%	191	15.8%
西湊	3,576	1,130	31.6%	155	13.7%	130	23.0%	183	16.2%
石崎	2,804	1,015	36.2%	102	10.0%	76	15.0%	175	17.2%
和倉	2,782	809	29.1%	155	19.2%	61	15.1%	126	15.6%
南大呑	701	377	53.8%	56	14.9%	31	16.4%	66	17.5%
北大呑	866	466	53.8%	48	10.3%	55	23.6%	81	17.4%
崎山	967	502	51.9%	52	10.4%	36	14.3%	100	19.9%
高階	947	450	47.5%	61	13.6%	45	20.0%	80	17.8%
田鶴浜	4,436	1,892	42.7%	157	8.3%	104	11.0%	297	15.7%
中島	4,946	2,266	45.8%	302	13.3%	207	18.3%	467	20.6%
能登島	2,404	1,071	44.6%	116	10.8%	94	17.6%	204	19.0%
合計	48,505	19,075	39.3%	2,374	12.4%	1,574	17.5%	3,328	17.4%

※人口、高齢者数は住民基本台帳情報 単身高齢者、老夫婦世帯については民生委員児童委員の実態調査により把握した人数

#### (2) 日常生活圏域別

日常生活圏域	人口 (人)	高齢者 人口(人)	高齢化 率	単身 高齢者	高齢者に 占める割合	老夫婦 世帯	高齢者に 占める割合	認定者数 (人)	高齢者に 占める割合
袖ヶ江・矢田郷	12,796	4,576	35.8%	529	11.6%	295	12.9%	770	16.8%
御祓・西湊	6,703	2,489	37.1%	419	16.8%	296	23.8%	427	17.2%
徳田・高階・田鶴浜	10,278	4,295	41.8%	440	10.2%	289	13.5%	721	16.8%
東湊・南・北大呑・崎山	5,792	2,554	44.1%	311	12.2%	256	20.0%	438	17.1%
石崎・和倉・能登島	7,990	2,895	36.2%	373	12.9%	231	16.0%	505	17.4%
中島	4,946	2,266	45.8%	302	13.3%	207	18.3%	467	20.6%
合計	48,505	19,075	39.3%	2,374	12.4%	1,574	17.5%	3,328	17.4%

## 2 認知症高齢者数(令和5年10月1日現在)

要介護等認定者の認知症高齢者日常生活自立度では、在宅生活者では62.9%が自立度Ⅱ以上となっています。

在宅生活者で自立度Ⅱ以上の1,438人のうち、誰かが注意していれば自立できる『自立度Ⅱ』の者が991人で、69.0%となっています。

### (1) 15地区別

【地区別要介護認定者数と認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上高齢者数(施設等入所者を除く)】

地区名	認定者数	Ⅱ以上	Ⅱ以上割合	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	M
袖ヶ江	147	98	66.7%	68	23	7	0
御 祓	182	115	63.2%	80	26	9	0
徳 田	217	132	60.8%	92	36	4	0
矢 田 郷	388	267	68.8%	172	84	11	0
東 湊	144	91	63.2%	59	29	3	0
西 湊	124	69	55.6%	44	22	3	0
石 崎	121	78	64.5%	52	24	2	0
和 倉	93	56	60.2%	40	16	0	0
南大呑	47	32	68.1%	23	7	2	0
北大呑	48	28	58.3%	22	6	0	0
崎 山	65	41	63.1%	29	11	0	1
高 階	63	39	61.9%	35	4	0	0
田鶴浜	211	128	60.7%	95	26	6	1
中 島	304	175	57.6%	117	47	11	0
能登島	133	89	66.9%	63	25	1	0
合 計	2,287	1,438	62.9%	991	386	59	2

【参考】

施設等入所者	1,080	1,019	94.4%	305	501	210	3
--------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	---

※住所地特例者(44名)を含む

### (2) 日常生活圏域別

日常生活圏域	認定者数	Ⅱ以上	Ⅱ以上割合	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	M
袖ヶ江・矢田郷	535	365	68.2%	240	107	18	0
御 祓・西 湊	306	184	60.1%	124	48	12	0
徳 田・高 階・田鶴浜	491	299	60.9%	222	66	10	1
東湊・南北大呑・崎山	304	192	63.2%	133	53	5	1
石 崎・和 倉・能登島	347	223	64.3%	155	65	3	0
中 島	304	175	57.6%	117	47	11	0
合 計	2,287	1,438	62.9%	991	386	59	2

【日常生活圏域別要介護認定者数と認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上高齢者数(施設等入所者を除く)】



○ 施設整備等の状況(令和5年10月現在)

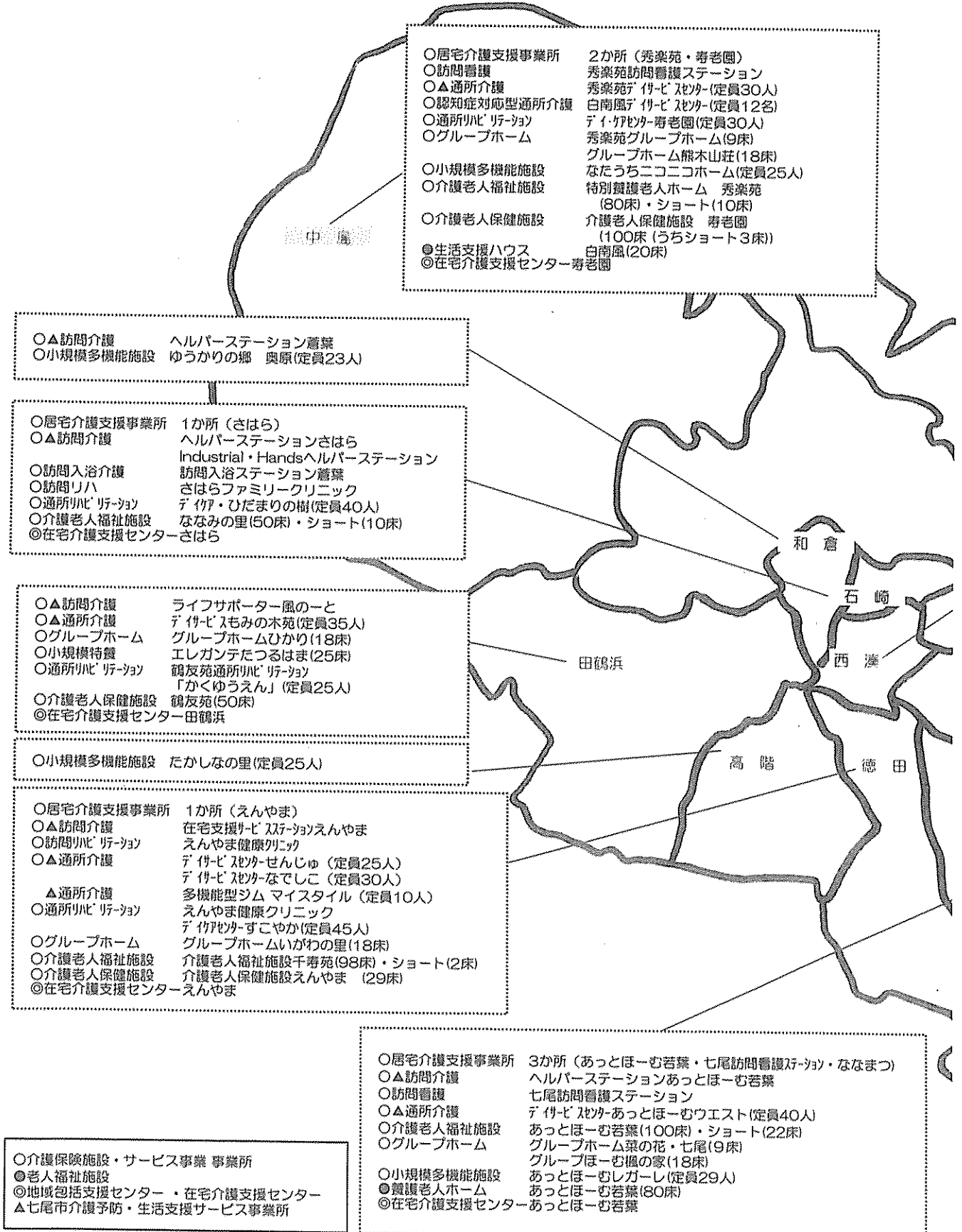
上段：事業所数 下段：定員

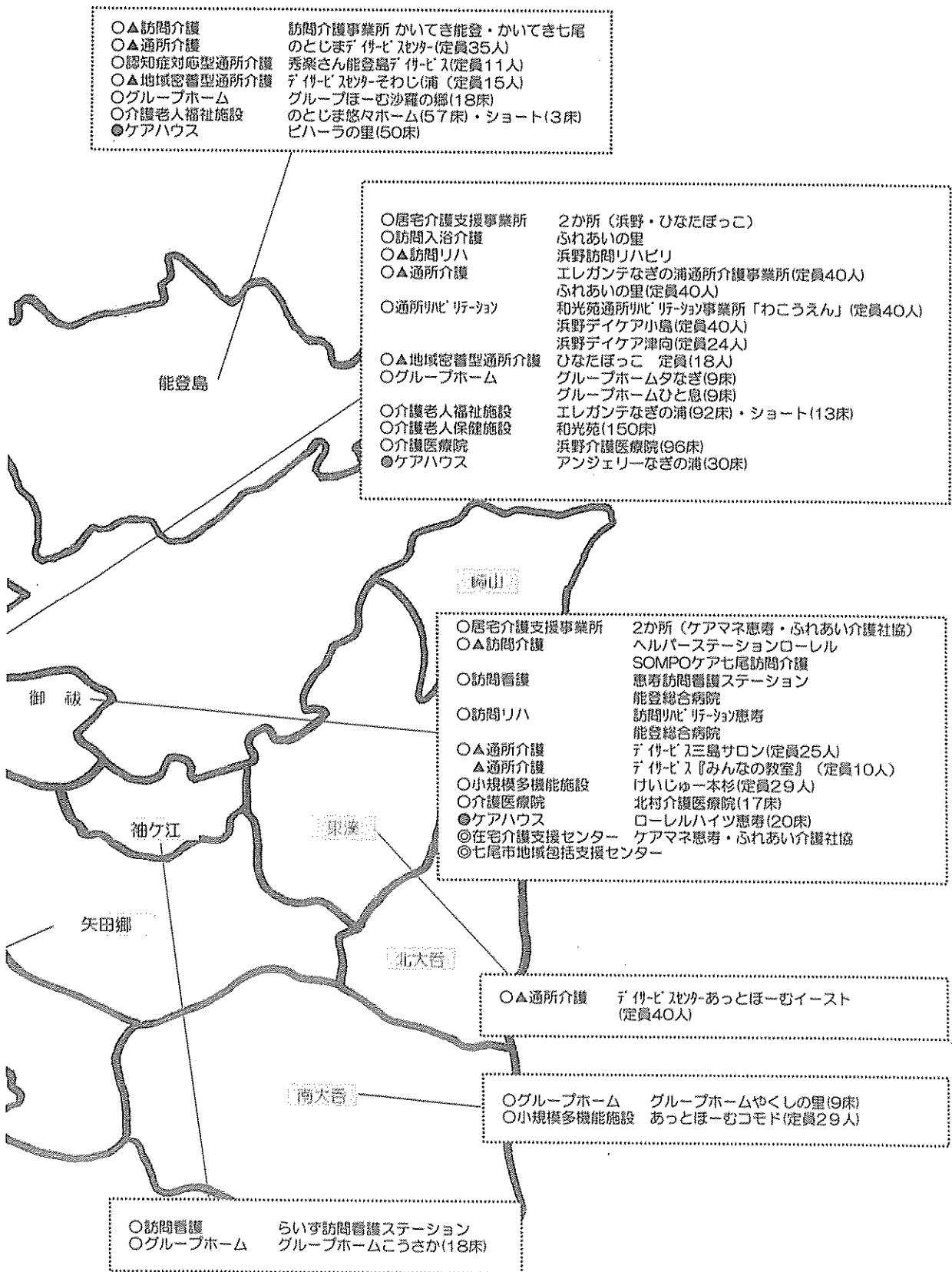
日常生活圏域 介護サービス	袖ヶ江 矢田郷	御祓 西湊	徳田・高階 ・田鶴浜	石崎・和倉 ・能登島	東湊・崎山 ・南北大呑	中島	計
居宅介護支援事業所	3	4	1	1		2	11
訪問介護事業所	1	2	2	5			10
訪問入浴介護事業所		1		1			2
訪問看護事業所	2	2				1	5
訪問リハビリテーション事業所		3	1	1			5
通所介護事業所	1	3	3	1	1	1	10
	40	105	90	35	40	30	340
認知症対応型通所 介護事業所				1		1	2
				11		12	23
通所リハビリテーション事業所		3	2	1		1	7
		104	70	40		30	244
短期入所生活介護	1	1	1	2		1	6
	22	13	2	13		10	60
福祉用具貸与事業所	1	2					3
福祉用具販売事業所	1	2					3
地域密着型通所介護		1		1			2
		18		15			33
認知症対応型 共同生活介護事業所	3	2	2	1	1	2	11
	45	18	36	18	9	27	153
小規模多機能型 居宅介護事業所	1	1	1	1	1	1	6
	29	29	25	23	29	25	160
小規模 介護老人福祉施設			1				1
			25				25
介護老人福祉施設	1	1	1	2		1	6
	100	92	98	107		80	477
介護老人保健施設		1	2			1	4
		150	79			100	329
介護医療院		2					2
		113					113
特定施設入居者 生活介護		1					1
		30					30

第8期施設整備の状況

計画年度	計画内容	整備状況
令和4年度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（再募集 1事業所）	応募なし

# 日常生活圏域別施設整備状況(令和5年10月末現在)





## ○ 第8期計画における現状と課題

### 1 介護予防の推進及び総合事業等の充実

一人暮らし高齢者等の増加に伴い、日常生活の支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。生活支援・介護予防サービスにおいては、買い物、ゴミ出しなどの日常生活を支援する体制の確保や地域の身近な場所での住民による介護予防の場の創出等、生活支援と介護予防を充実させるとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進する取組みが必要です。

また、総合事業の多様なサービスにおいて、地域住民等の多様な参画を促進するため、その住民リーダーの養成及び支援、さらに地域ボランティアの活用や支援、協働体制の強化を図ることが必要です。

- (1) フレイル予防、介護予防に対する動機づけや介護予防事業への参加の促進
- (2) 各地区の生活支援・介護予防提供体制の充実及び住民リーダーの養成
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

### 2 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれます。

地域における在宅医療及び介護の関係者が、在宅療養における様々な局面でより一層連携し、切れ目なく医療・介護サービスが提供されることが必要です。

また、地域の医師会等とも連携して事業の推進を図ることが重要です。

- (1) 在宅医療・介護連携体制の充実
- (2) 在宅医療・介護について、市民が自ら選択できるための情報提供

### 3 介護サービスの円滑な運営

高齢者が生活機能の低下などにより介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活するには多様なサービスの提供が必要ですが、近年、感染症の拡大や物価・燃料価格の高騰、介護人材不足により事業所の休廃止、縮小によるサービス提供不足が懸念されます。

そのため、継続的なサービスの提供、介護人材の確保が必要となります。

- (1) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保、育成、定着の施策として、介護従事者に対する相談体制や情報交換の場の提供、また、関係団体との連携・協力体制を構築、必要な支援を実施



#### 4 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

市では介護が必要となった方の原因疾患の1位は認知症となっており、今後も認知症高齢者数は増加していくことが予想されます。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保ち、希望を持って日常生活を過ごすことができるよう、認知症の人や家族の視点を重視し地域で支え合いながら共生する活力ある社会を実現させる取組みが必要です。

- (1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発や相談先の周知により、認知症の早期発見・早期対応と認知症高齢者を地域で支える体制の充実
- (2) 相談体制や適切なサービスの提供により家族の介護負担の軽減、認知症になっても暮らしやすい地域づくりの推進

#### 5 権利擁護の推進

認知症高齢者等の増加に伴い、判断能力が不十分なことによる意思決定が困難な人の日常生活の支援や権利を擁護する必要があります。

近年、高齢者虐待の相談件数は増加傾向にあり、人間としての尊厳がそこなわれることがないよう、支援が必要な人を早期に発見できる地域と連携した体制づくりと相談・支援体制の充実が必要です。

- (1) 成年後見制度の利用促進体制の整備
- (2) 高齢者虐待の早期発見、防止への理解

#### 6 市関係部局間等の連携の推進

地域包括ケアシステムの推進や地域共生社会の実現に向けては、介護保険のみでなく、幅広い分野の取組みが必要です。庁内各分野及び関係機関が地域ビジョンを共有し、目指す地域づくりに向け、情報の共有、現状の把握、課題を具体的に共有して事業を推進することが必要です。

- (1) 庁内各分野、関係機関への地域包括ケアシステムの理念の周知啓発
- (2) 庁内連携体制の構築、連携の推進



## 第 3 章

### 計画の基本的な考え方

第3章では、第9期における計画の基本理念や  
施策展開の考え方など基本的事項を定めます。

- |     |             |
|-----|-------------|
| 第1節 | 基本理念        |
| 第2節 | 基本方針        |
| 第3節 | 重点施策・施策の体系図 |



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

人口減少と高齢化が一層進む中、中長期的な視野に立ち、高齢者の自分らしい生き方が尊重され、生きがいと希望を持って暮らしていくことができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るとともに、地域の自主性や主体性に基づき、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現を目指します。

高齢者が健康で 生きがいを持ち  
安心して暮らせる地域づくり

### 第2節 基本方針

- 1 誰もが住み慣れた地域や家庭で継続的かつ安定した生活ができるよう、介護サービス（「共助」）だけでなく、住民による「自助」「互助」を促進するため、地域の生活支援体制の推進を図ります。
- 2 地域の自主性や主体性に基づき、介護予防等の地域づくりに一体的に取り組むとともに、高齢者の生きがいや社会参加の促進に努めます。
- 3 限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、サービスの確保に努めるとともに、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みを推進します。
- 4 利用者の視点に立ったサービスの提供と自立した日常生活への支援を行うため、サービスの質の確保と向上に努めます。
- 5 地域共生社会の実現を目指して、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に努めます。

### 第3節 重点施策・施策の体系図

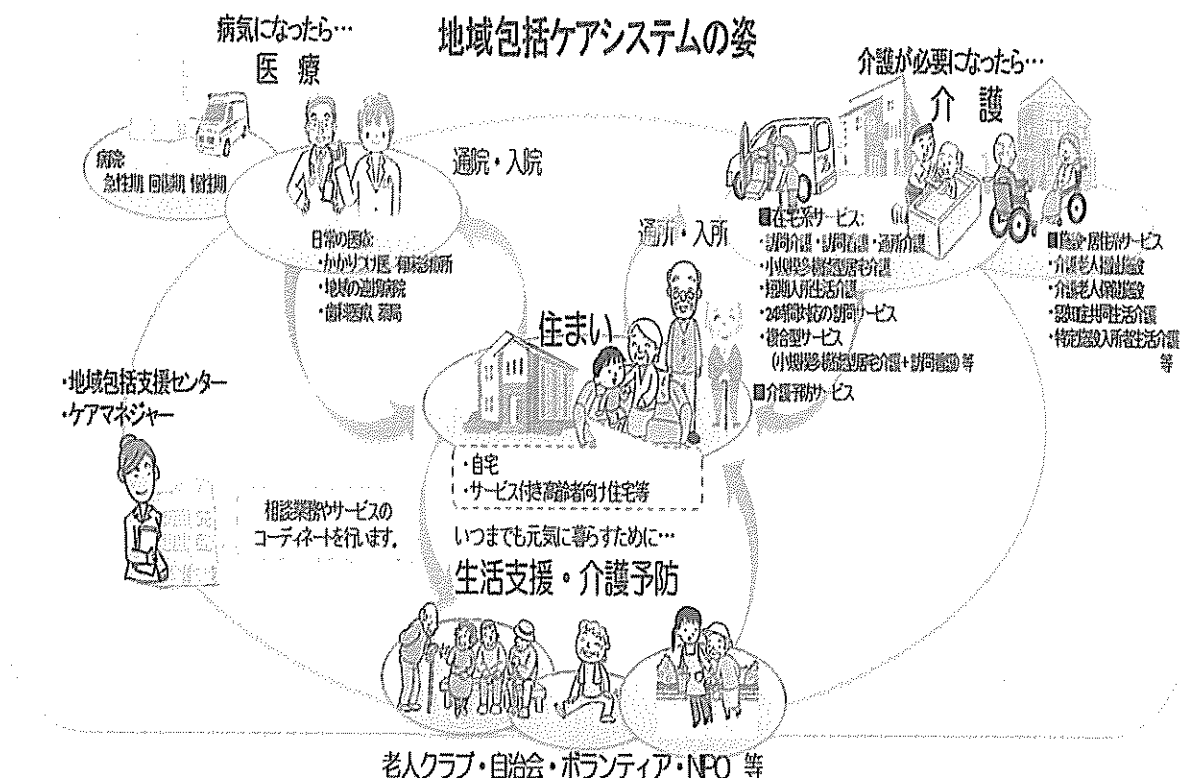
2025年、2040年に向けて  
「地域包括ケアシステム」の深化・推進のために

第9期計画期間中には、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えます。

また、2040年（令和22年）を見通すと団塊ジュニア世代が65歳以上となり、医療・介護双方のニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が減少傾向にあると見込まれます。

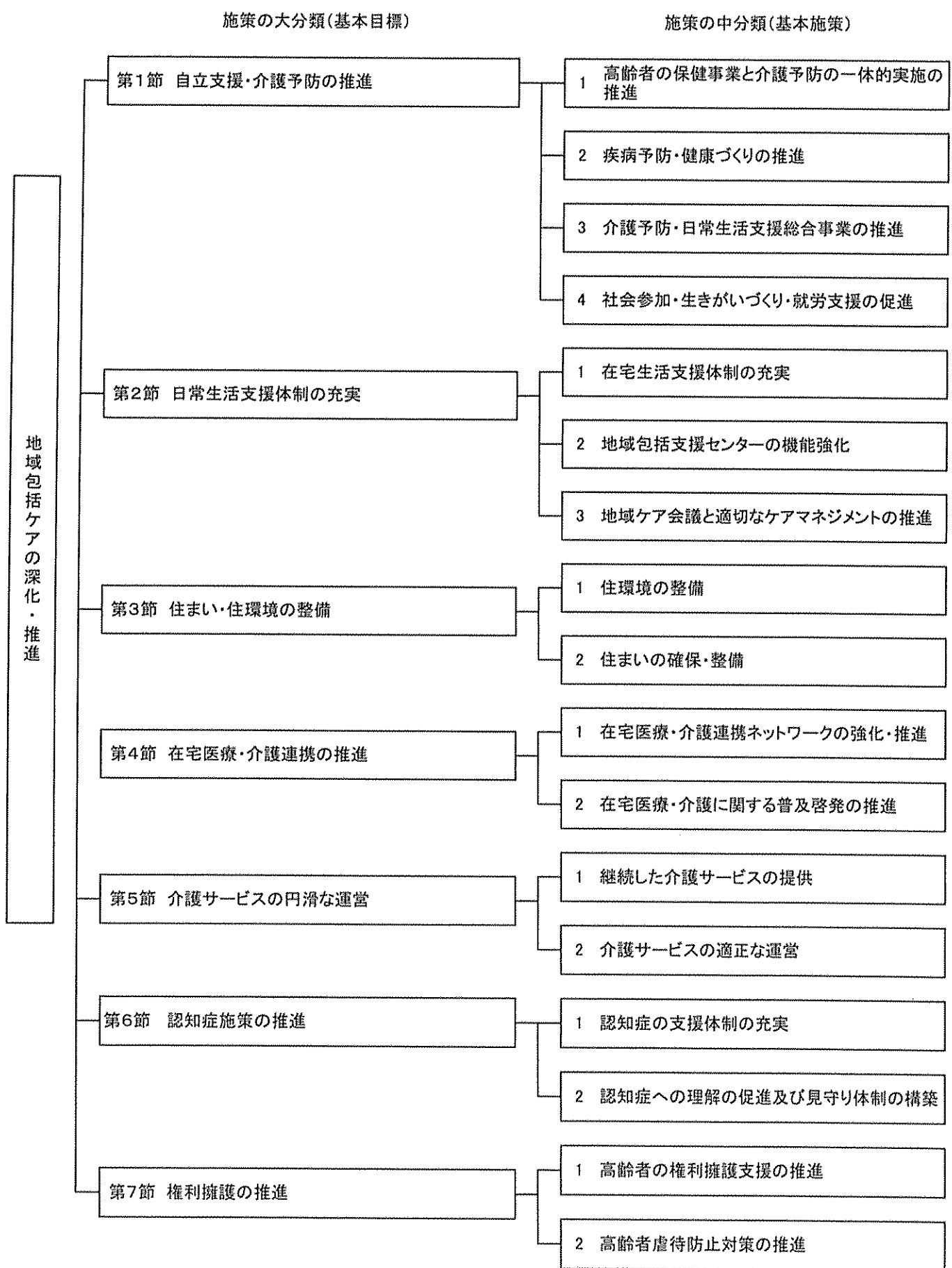
このような状況を踏まえ、第8期計画に引き続き介護保険制度の持続可能性を確保するため、地域の実態把握、課題分析を行いながら目標を設定するとともに、公的サービスと住民力をつなぎ、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく施策の展開を図ります。

- 1 自立支援・介護予防の推進
- 2 日常生活支援体制の充実
- 3 住まい・住環境の整備
- 4 在宅医療・介護連携の推進
- 5 介護サービスの円滑な運営
- 6 認知症施策の推進
- 7 権利擁護の推進



# 施策の体系図

【基本理念:高齢者が健康で 生きがいを持ち 安心して暮らせる地域づくり】







## 第 4 章

### 各施策の取り組み

第4章では、各施策について、計画期間における施策の展開の方向性や方策、目標値等を定めます。

#### 地域包括ケアの深化・推進

- |     |              |
|-----|--------------|
| 第1節 | 自立支援・介護予防の推進 |
| 第2節 | 日常生活支援体制の充実  |
| 第3節 | 住まい・住環境の整備   |
| 第4節 | 在宅医療・介護連携の推進 |
| 第5節 | 介護サービスの円滑な運営 |
| 第6節 | 認知症施策の推進     |
| 第7節 | 権利擁護の推進      |





### ①ハイリスクアプローチ（個人への介入）

健診結果等より生活習慣病重症化に関する対象者を抽出し、医療専門職が訪問等を実施し、対象者に対して生活改善ができるよう支援します。具体的には、健診結果や健診の問診票等をもとに健康状態や心身機能を把握し、生活習慣との関連や改善に向けた保健指導を行います。

また、必要に応じて、未治療者や中断者への受診勧奨、医療機関連絡票の発行、通いの場等への参加勧奨など医療や介護予防サービスとの連携を図ります。

### ②ポピュレーションアプローチ（集団への介入）

フレイル予防は、「運動」「食生活（栄養・口腔）」「社会参加」の3つの要素をバランスよく実践することが大切です。高齢者が主体的に、継続的に、介護予防に取り組むことができるよう、関係機関や関係団体、医療専門職と連携を図りながら、積極的にフレイル予防を推進していきます。また、住民力を活かし、地域全体で高齢者を支える地域づくりを推進します。

#### ア. 生活習慣病の予防とフレイルの早期発見・早期対応

地域の通いの場等において医療専門職が健康教育（運動・栄養・口腔等）及び健康相談を行います。また、フレイル予防の普及啓発として、介護予防手帳の活用の推進を図ります。

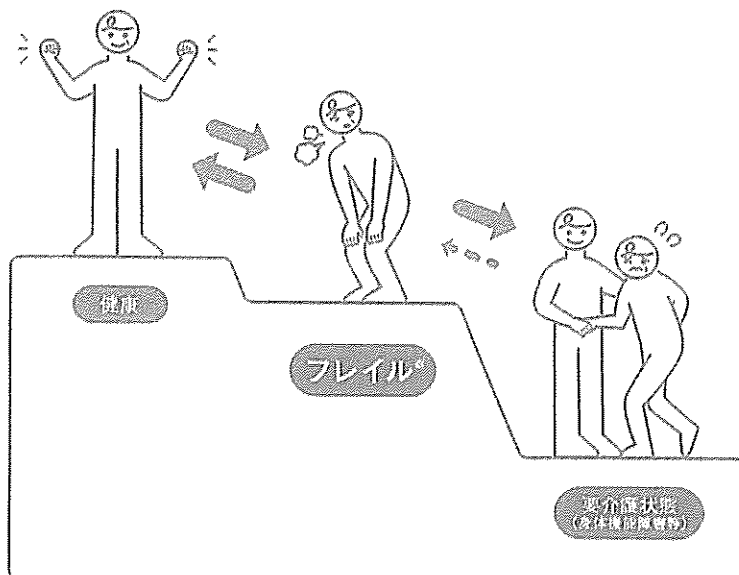
#### イ. 住民の主体的活動支援

個人の健康課題のみならず地域の健康課題の解決とフレイル予防を重視し、元気な高齢者が地域活動の担い手となるよう、地域活動の人材育成や地域の通いの場のリーダー活動の支援を行います。

### フレイルのイメージ図

フレイルとは、年をとって身体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態を指します。そのまま放置すると、要介護状態になる可能性があります。

大事なことは、早めに気づいて、適切な取組みを行うこと。そうすれば、フレイルの進行を防ぎ、健康に戻ることができます。



※フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられますが、身体的脆弱性のみならず精神的・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。

「フレイル診療ガイド2018版」  
（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）

出典：厚生労働省 令和元年度食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業

## 2 疾病予防・健康づくりの推進

七尾市健康増進計画（第2次）改定版や七尾市保健事業実施計画（第3期）等に基づき、生活習慣病の発症予防・重症化予防に重点を置き、健康寿命の延伸を実現するため、関係機関等と連携しながら、健康づくりを進めていきます。

### （1）生活習慣病予防や健康づくりの普及啓発

糖尿病や高血圧などの生活習慣病に関する正しい知識の普及をはじめ、バランスのとれた食生活や運動の習慣化など、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、七尾市健康まちづくり推進員等と連携しながら、生活習慣病予防や健康づくり普及啓発を図ります。

### （2）生活習慣病の発症予防・重症化予防

#### ①特定健康診査等の実施

40歳から74歳までの七尾市国民健康保険被保険者を対象に、生活習慣病の予防を目的にメタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」を実施すると共に75歳以上の方には「長寿健康診査」を行い、生活習慣病の早期発見に努めます。

また、関係機関等と連携し、がん検診・特定健康診査等の受診勧奨を行い、受診率向上を目指します。

#### ②生活習慣改善に向けての支援

特定健康診査等受診後は、生活習慣病の改善に向けた取組ができるよう、健診結果をもとに特定保健指導等を実施します。特に糖尿病、高血圧、脂質異常症等の生活習慣病の発症を予防し、要介護等の原因となる脳血管疾患等の重症化予防に努めます。

### 3 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の推進

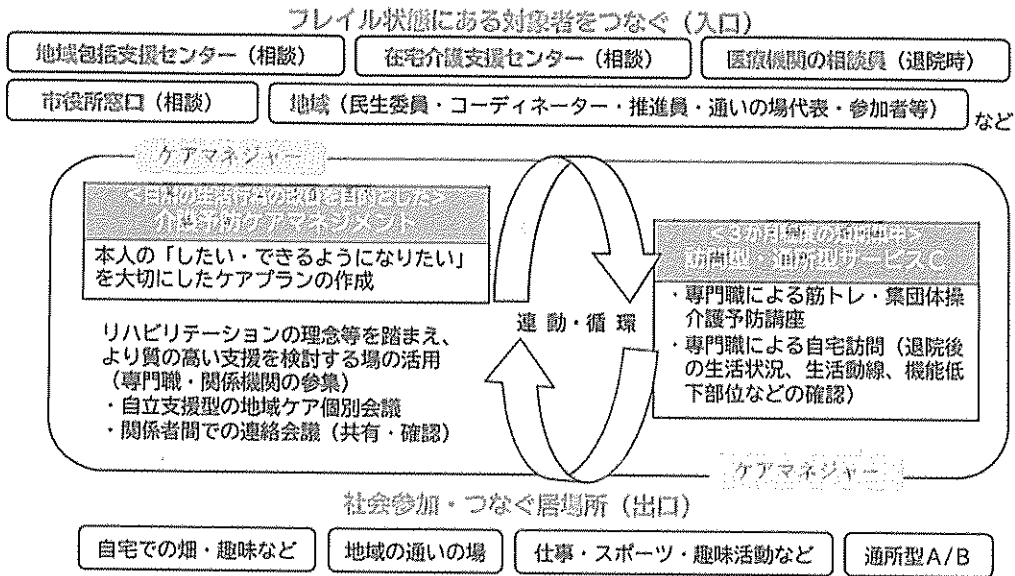
総合事業とは、地域の多様な社会資源を活用し、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるための予防や自立支援に重点をおいたサービスです。要介護状態（要介護認定の申請など）に至る前の段階でこの事業を活用することで、フレイル状態（虚弱）にある心と身体の機能維持・改善に取り組み、地域で生活できる力（自助力）をつけるという大きな利点があります。

総合事業は、大きく分けて「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。七尾市では平成29年度から事業をスタートしましたが、特に通所介護（国基準）のサービス費が膨張し続け、総合事業費全体を圧迫している課題を抱えています。そこで、令和4年度から専門職アドバイザーからの伴走的な助言を受けて中・長期的な視点で、短期集中予防サービス事業（サービスC）の新規導入、一般介護予防事業においては令和5年度から介護予防ポイント制度を拡充するなど、『介護予防』と『自立支援』にさらに力を入れています。

#### 七尾市における総合事業

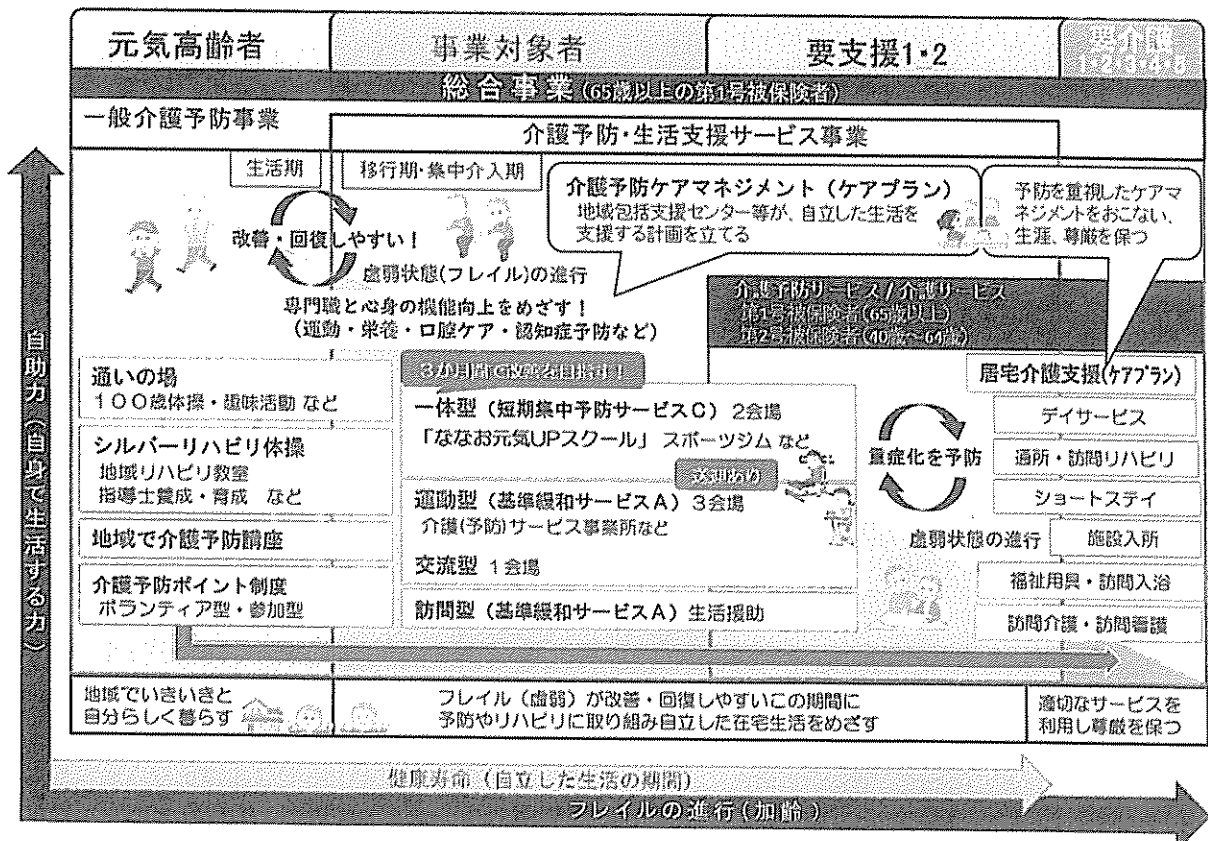
介護予防・生活支援サービス事業		一般介護予防事業
対象者	事業対象者（基本チェックリスト25項目の該当者） 要支援1・要支援2	65歳以上の者
総合事業内容	○介護予防ケアマネジメント（ケアプラン） 地域包括支援センター等の介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護予防ケアマネジメントを行い、本人の思いを大切に した『介護予防』と『自立支援』のケアプランを作成	○介護予防把握事業 ・健診状態不明者への訪問
	訪問型	○介護予防普及啓発事業 ・市政講座 ・介護予防講演会
	○訪問型サービスC 短期集中予防サービス一体型 「ななお元気UPスクール」	○地域介護予防活動支援事業 ・住民主体の通いの場 ・地域の相談体制 ・介護予防グループデイ（補助金等） ・介護予防ポイント制度 （ボランティア型・参加型）
	○訪問型サービスA 基準緩和「生活援助」	
	○訪問介護 国基準「生活援助中心」 「身体介護・生活援助」	
	通所型	○地域リハビリテーション活動支援事業 ・地域リハビリ教室 ・シルバーリハビリ体操指導士養成
○通所型サービスC 短期集中予防サービス一体型 「ななお元気UPスクール」	○一般介護予防事業評価事業	
○通所型サービスA 基準緩和「運動型」「交流型」		
○通所介護 国基準「デイサービス」		

## 要介護状態に至ることを予防する『介護予防』と『自立支援』の循環イメージ図



- ・フレイル(虚弱)状態にある人が要介護状態に至ることを遅らせるためには、生活習慣病の重症化予防をはじめ、社会参加や生きがいづくりなどの介護予防・フレイル予防といった『予防』の取り組みが大切です。
- ・継続的に予防活動に取り組むためには、自ら目標を持てる動機付け支援が必要であり、一般介護予防事業と短期集中予防サービスの連動に重点を置いた取り組みを着実に推進します。

## 七尾市の総合事業の図



(1) 介護予防・生活支援サービスの充実

「介護予防・生活支援サービス事業」とは、要支援認定（要支援1・2）を受けた人と、基本チェックリスト（高齢者の心身機能に関する質問25項目）により事業対象と判定された人が利用できる訪問型・通所型のサービスです。

心身の機能の保持・改善に取り組み、地域でいきいきとした生活を継続することを目的としています。

また、理学療法士をはじめとする専門職チームが自立支援型地域ケア会議等で利用者の状態や生活状況を踏まえて見立てを行い、適切な通所・訪問サービスや福祉用具サービスの利用につなげます。

①訪問型

サービス種別	訪問型サービスC (短期集中予防一体型) 「ななお元気UPスクール」	訪問型サービスA (基準緩和) 「生活援助」	訪問介護 (国基準) 「生活援助中心」 「身体介護・生活援助」
サービス内容	体力や日常生活動作の改善に向けて、短期的・集中的(3~6か月間)に専門職が関わる訪問型支援  (内容) ・自宅へリハビリ専門職等が訪問し、機能低下部位や生活状況を確認し助言(ケアマネジャー同行)	ホームヘルパーが利用者宅を訪問し、『介護予防』や『自立支援』を目的としておこなう生活支援  (内容) ・住居の掃除、洗濯 ・買い物 ・食事の準備、調理 など	ホームヘルパーが利用者宅を訪問しておこなう身体介護・生活支援  (内容)左記内容に加え、 ・入浴介助 ・排せつ介助 ・食事介助 ・衣類・シーツ交換
要点	必要に応じて栄養や口腔等改善のための訪問を導入	経過を確認しながら、可能な限り住民主体支援に移行	ケアマネジメントにより状態を踏まえ利用

②通所型

サービス種別	通所型サービスC (短期集中予防一体型) 「ななお元気UPスクール」	通所型サービスA (基準緩和) 「運動型」、「交流型」	通所介護 (国基準) 「デイサービス」
サービス内容	スポーツジム等において、体力や日常生活動作の改善に向け短期・集中的(3~6か月間)に専門職が関わる通所型支援  (内容) ・週1回(2時間程度)、筋力トレーニングや集団体操、介護予防講座(栄養・口腔ケア等)を実施	介護事業所等において、『運動機能向上・介護予防』を目的としておこなう通所型支援  (内容) ・運動型:運動を中心としたプログラムでリハビリ専門職が支援 ・交流型:交流を目的としたプログラム	介護事業所等において、食事・入浴などの介護や機能訓練をおこなう通所事業  (内容) ・入浴介助 ・排せつ介助 ・食事介助 など
要点	利用者の思いを聞きながら、地域での介護予防活動につなぐ	経過を確認しながら、可能な限り住民主体支援に移行	ケアマネジメントにより状態を踏まえ利用



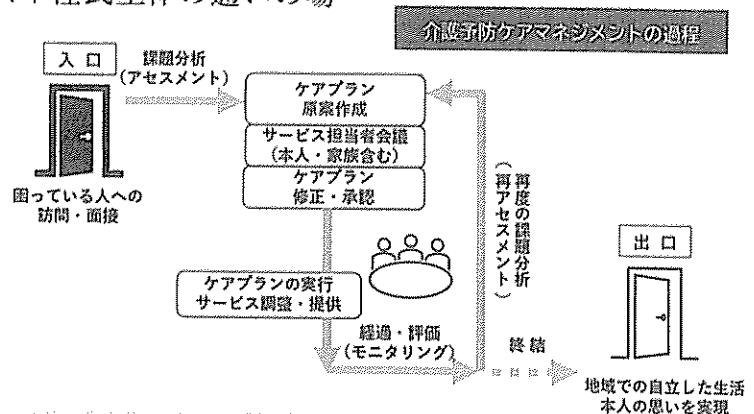
### ③介護予防ケアマネジメント（ケアプランの作成・実行等）

総合事業の介護予防ケアマネジメントは、高齢者の自立支援を目的として、地域包括支援センター等が要支援者等の状況に応じて、適切なサービスを包括的かつ効率的に提供されるように検討するものです。

役割や生きがいを大切に、社会参加やセルフマネジメントにつながるように、『介護予防』と『自立支援』を重視したアセスメントを行います。さらには広い視点で、短期集中予防サービスや住民主体の通いの場

などの総合事業や地域のインフォーマルサービスといった多様な社会資源を組み合わせ活用します。

また、介護予防ケアマネジメント力を向上するための研修会を地域包括支援センターと年1回合同で実施します。



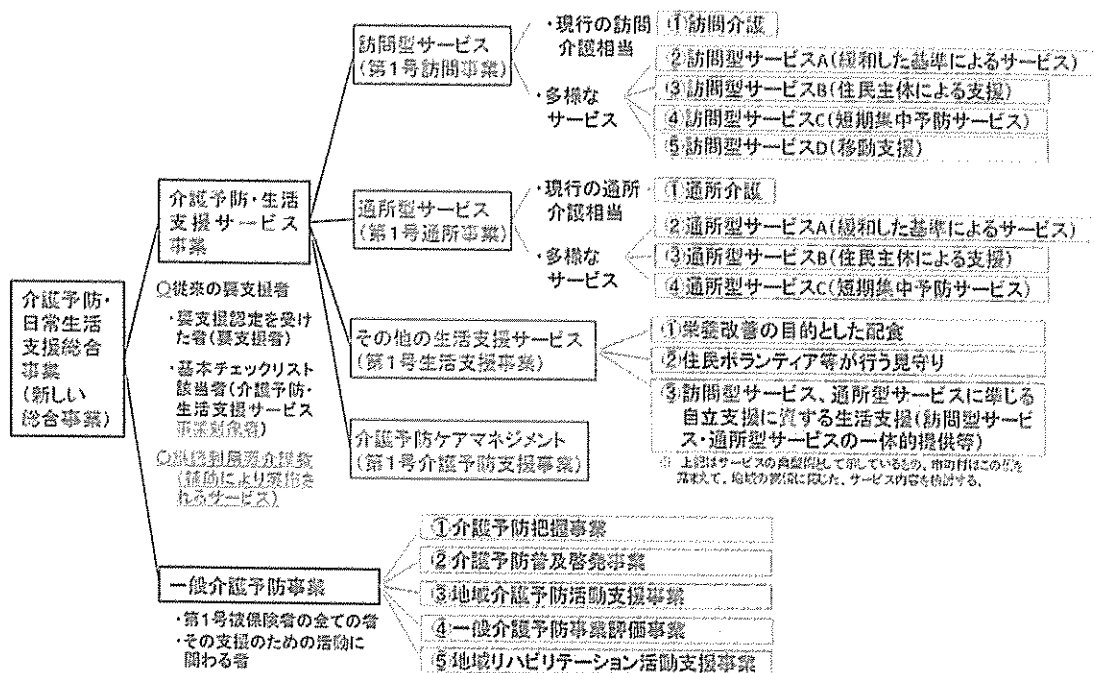
#### 介護予防とは

- ①高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐこと（健康の保持増進）
- ②要介護状態になっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること（維持・改善をめざして悪化の遅延をはかる）

#### 自立支援（＝介護保険の基本理念）

フレイル状態や認知症になっても、生活・人生を尊重してできる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように支援すること

### 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業の構成



出典：厚生労働省資料

## (2) 一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業とは、高齢者の生活機能の改善や生きがいづくりを重視した介護予防事業のことです。

全ての高齢者を対象とし、高齢者が主体的に健康づくり・介護予防に取り組めるよう、住民主体の通いの場の自主グループによる活動を拡充し、地域ぐるみのフレイル予防を推進することで、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。また、関係機関や関係団体、医療専門職と連携を図り、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施とも連動させながら効果的に介護予防を推進していきます。

### ① 介護予防把握事業

地域包括支援センターをはじめとする様々な機関と連携を図りながら、収集した情報を活用し、閉じこもりがちな高齢者や何らかの支援を要する人を把握し、医療専門職等が訪問して、健診や医療機関への受診、介護予防サービス等、必要な支援につなげます。

### ② 介護予防普及啓発事業

高齢者が活動的に暮らすことができる地域づくりの実現を目指し、一人でも多くの方が介護予防に取り組めるよう、講座の開催や広報、ケーブルテレビを活用し、積極的に介護予防（フレイル予防など）の知識や重要性について普及啓発を行います。

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場の参加率の増加※1	8.3%	8.5%	9%	9.5%
週1回以上外出している高齢者の増加	90.7%	—	—	92.0%
地域づくりの活動への参加意欲のある高齢者の増加※2	44.8%	—	—	50.0%

※1 通いの場の登録者数（介護予防グループデイ・100歳体操教室・よりあいの場など）の把握可能な参加人数/各年10月1日現在の65歳以上人口×100

※2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査結果から算出

### ③ 地域介護予防活動支援事業

#### ア. 地域の通いの場への訪問・相談支援

通いの場とは、高齢者をはじめとした地域住民が主体となり、介護予防に関する活動や趣味活動などを目的として集う場です。住民同士のふれあいを通して、生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げて、地域の介護予防の拠点となる場でもあります。

誰もが気軽に参加できる住民主体の通いの場の拡充を図り、通いの場での活動が持続可能な取組みとなるよう、生活支援コーディネーターやシルバーリハビリ体操指導士等の訪問による活動を支援します。

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場の数	160団体	162団体	164団体	166団体

## 住民主体の通いの場の取組み



出典：介護予防について（厚生労働省）

### イ. 介護予防ポイント制度の実施

高齢者が介護施設や通いの場等でおこなうボランティア活動または介護予防活動をおこなうことに対してポイントを付与するものです。

地域の担い手として社会参加をする高齢者が増えることで、自身の健康増進・介護予防・生きがいづくりによる「要介護状態の予防」に加えて、自助・互助といった地域コミュニティを活性化する二重三重の波及効果が期待されます。

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ポイント制度への参加率※1	10.5%	11.0%	11.5%	12.0%

※1 介護予防ポイント制度（ボランティア型・参加型）登録者/第1号被保険者（65歳以上）数 × 100

介護予防ポイント制度		
種類	介護支援ボランティア型	介護予防参加型
対象	・地域の通いの場 ・介護サービス施設	・地域の通いの場 ・老人クラブ活動 ・スポーツジム
内容	・レクリエーションや体操の指導・補助 ・話し相手 ・行事の補助 など	運動や体操
ポイント	1時間につき1ポイント	1時間以上の参加1回につき1ポイント

#### ④ 地域リハビリテーション活動支援事業

高齢者の身体機能、生活機能などの維持・向上に精通しているリハビリテーション関連の医療専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）（以下、「リハビリ専門職」）等が、地域ケア会議に参加することで、在宅や地域での生活を継続するための方法の指導、助言をすることにより、ケアマネジメントの充実を図ります。また、通所、訪問、地域への通いの場に関与することで、自立支援や介護予防、重症化予防の取り組みをサポートします。

##### ア. 地域リハビリ教室

リハビリ専門職等からフレイル予防（運動・栄養・口腔等）や認知症予防等を学べる機会を毎月1回中央型（七尾駅前会場）として設けるほか、地域の要望に応じて開催します。

##### イ. シルバーリハビリ体操指導士養成事業

日常生活を営むための立つ・座る・歩くなどの動作には「関節の動き（関節可動域）」や「筋肉」が作用しています。シルバーリハビリ体操は、それらを維持・拡大することを主とした体操で、身体機能が低下した人も無理なく行えます。

リハビリ専門職による養成講座・その後のフォローアップ研修を定期的を実施し、住民に体操を指導する住民リーダーのスキルアップを図ります。

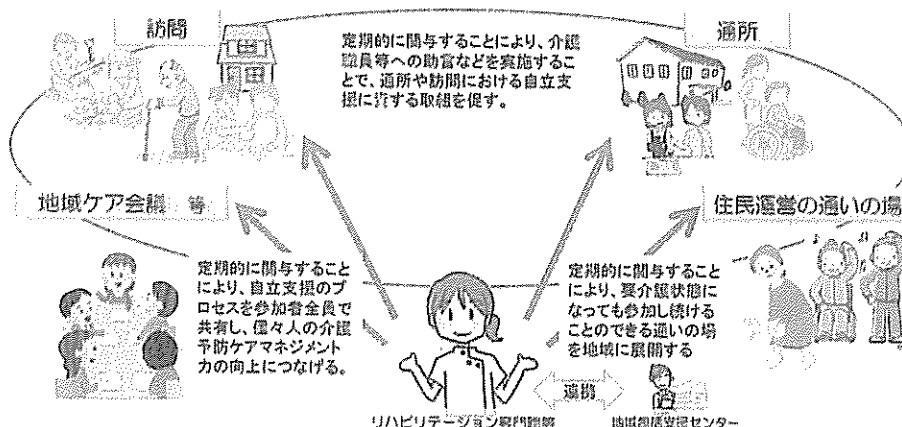
また、地域の通いの場等におけるシルバーリハビリ体操指導士によるシルバーリハビリ体操教室の実施を支援します。住民相互が元気になるまちづくりを目指し、住民リーダーとして社会参加することで自身の健康・生きがいづくり（自助）につながり、さらには地域での交流の輪（互助）を育みます。

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバーリハビリ体操指導士人数	65人	80人	95人	110人

#### 地域リハビリテーション活動の概要図

出典：厚生労働省資料

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

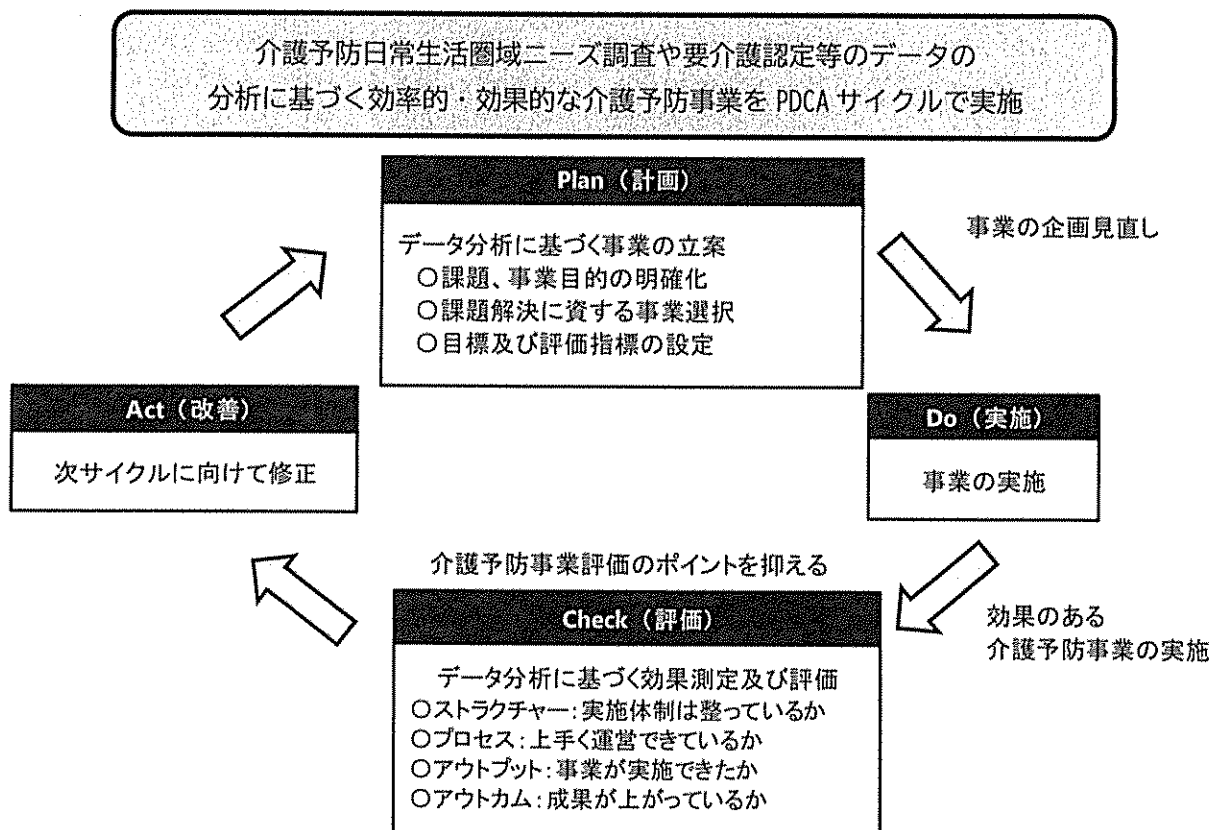


リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

### ⑤ 一般介護予防事業評価事業

介護予防の取組を進めるに当たっては、事業評価とそれに基づく改善を図っていくことが重要であり、PDCA サイクルに沿って、一般介護予防事業に関する目標値の達成状況の検証など事業評価を行います。

#### PDCA サイクルに沿った事業評価の実施



	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者の幸福度の平均点数(10点中)※1	7.1点	—	—	7.5点
調整済み軽度認定率※2	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
調整済み重度認定率※2	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%
通いの場参加者の握力の維持※3	65%	65%	65%	65%

※1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査結果から算出

※2 「調整済み認定率」とは、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率。「軽度認定率」は要支援1～要介護2の認定者の人数を第1号被保険者の人数で除した値、「重度認定率」は要介護3以上の認定者の人数を第1号被保険者の人数で除した値を意味する。

※3 運動を行っている通いの場の参加者に握力測定を行い、握力をレベル1(最小値)～5(最大値)までの5段階で評価し、前回または前年度の測定結果と比べて、レベルが同じまたは改善している者の割合

## 4 社会参加・生きがいづくり・就労支援の促進

### (1) 交流活動の推進

#### ①生涯学習の推進

生涯学習の一環として、各種講座や教室など高齢者等の多様な学習ニーズに対応したさまざまな学びの場を提供します。

(例：市政講座、すこやか老活講座など)

#### ②スポーツ・文化活動の支援

高齢者向けのスポーツ大会等の開催や支援を行い、健康づくりと交流の場を提供し、参加を促進していきます。

(例：高齢者風船バレーボール大会、ゆーりんピック・ねんりんピック参加支援、老人クラブ連合会が実施するスポーツ大会への支援など)

### (2) 団体活動の推進

#### ①老人クラブ活動への支援

高齢期を健康でいきいきと過ごすために、地域の老人クラブ活動（奉仕活動・スポーツ活動・研修旅行など）を支援します。

#### ②高齢者の通いの場への支援

市社会福祉協議会と連携し住民同士の交流の場づくりを促進し、地域の身近な場所での通いの場の充実を図ります。

また、高齢者への声かけや地域の見守りの場として、人と人のつながりや助け合い（互助）活動につなげるとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加としての活動の継続を支援します。

### (3) 就労等の支援

シルバー人材センターと連携し、高齢者の豊富な知識や経験を活かせる就業の機会を提供することで、社会参加や生きがいづくりを推進するとともに、シルバー人材センターへの加入促進や就労機会の確保、拡大を支援します。

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー会員数	1,000人	1,050人	1,050人	1,050人
就業延人数	64,000人	66,000人	66,000人	66,000人
就業率	61.0%	61.5%	62.5%	63.5%

## 第2節 日常生活支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で日常生活を続けられるようにするためには、日頃からの相談先や困りごとなどひとつひとつの不安に対するきめ細やかな支援が必要です。

公的サービス等の市の取組みだけでなく、住民主体の活動等により、地域課題の共有、解決、関係機関との連携を進め、高齢者が孤立せず、安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組みます。

### 1 在宅生活支援体制の充実

生活支援サービスや福祉サービスの充実を図り、高齢者の心身の状態や生活環境に即したサービスの提供を進めます。

#### (1) 在宅生活を支える生活支援の充実

##### ①食の自立支援（配食サービス）事業

食事の調理が困難な高齢者に対し、栄養を考慮した食事（弁当）を自宅まで届けるとともに、安否の確認を行います。

	見込み	推 計		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食サービス	18,072食	20,568食	20,800食	21,000食

#### (2) 家族介護者への支援の充実

##### ①家族介護用品支給事業（紙おむつ等支給事業）

在宅介護の推進を図るため、紙おむつ等を使用している要介護3以上の高齢者で市民税非課税の方に、紙おむつ等の購入費用を助成します。

##### ②在宅寝たきり高齢者福祉サービス

###### ア. 寝具乾燥洗濯消毒サービス

健康維持及び保健衛生の向上を図るため、要介護3以上の高齢者の方に、日頃使用している寝具（掛布団、敷布団、毛布）を丸洗い乾燥消毒する費用を助成します。（年4回）

###### イ. 理髪サービス

保健衛生の向上及び気分転換を図るため、要介護3以上の高齢者の方に、自宅への訪問理髪の費用を助成します。（年4回）

###### ウ. 移送サービス

介護家族の負担軽減を図るため、要介護4以上で市民税非課税世帯の高齢者の方に、移送用特殊車両による医療機関への送迎費用を助成します。（月1回）

③行方不明になる可能性がある高齢者へのGPS機器導入の助成

要介護認定者で、行方不明になる可能性がある高齢者を在宅で介護している家族に対し、高齢者の安全確保を目的に位置情報検索サービスへ加入する費用の一部を助成します。

④家族介護教室の開催

家族介護者の介護負担軽減のために、介護方法や認知症への対応などの知識の普及等を行うとともに、悩み事の相談、共有、励まし合いなどができる介護者の交流の機会を提供します。

⑤介護離職等の防止に向けた取り組み

仕事と介護の両立に不安を抱えながら、介護に取り組む家族等の相談支援の強化について検討するとともに、必要な情報を適時受け取ることができるよう体制を整えていきます。

	見込み	推 計		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
紙おむつ等の支給	488人	489人	490人	490人
在宅寝たきり 寝具乾燥サービス	100人	100人	100人	100人
在宅寝たきり 理髪サービス	261人	244人	250人	250人
在宅寝たきり 移送サービス	24件	24件	24件	24件
GPS機器導入助成	4人	5人	8人	11人
家族介護教室	1回	2回	3回	3回
	28人	60人	90人	90人

(3) 見守り体制の充実

①民生委員児童委員による見守り

民生委員児童委員の協力を得て、一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を把握し、見守りを行います。

また、これらの世帯の緊急連絡先を把握し、事故などが発生した際に迅速にその家族等へ連絡できるよう高齢者世帯台帳の充実を進めます。

	見込み	目 標 値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者世帯台帳登録者数	5,600人	5,700人	5,800人	5,900人



②地域福祉ネットワーク等による見守り

地域における住民同士の連絡・連携体制の構築を進め、地域住民による見守り活動を支援します。

③避難行動要支援者名簿を活用した見守り

日頃の見守りや災害時等の地域住民の支援に活用できるよう、「避難行動要支援者名簿」の登録の促進を行うとともに、各地区・各町会において町会長、民生委員児童委員、地域福祉推進員等が見守り体制について話し合い、支援体制づくりができるよう推進していきます。

④老人クラブによる高齢者友愛訪問の推進

高齢者の孤立防止や社会参加の促進を図るため、老人クラブ会員が地域のひとり暮らし高齢者等世帯への訪問を行う友愛訪問活動を支援します。

⑤緊急通報装置の貸与

ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害時に、ボタンを押すだけで利用者が指定した連絡先へ通報できる緊急通報装置を設置します。

⑥食の自立支援（配食サービス）事業による安否確認（再掲）

⑦民間事業所との協定、連携による見守り（ゆるやかな見守り）

民間事業所が地域見守りネットワーク協定による活動を行うことにより、高齢者の異変の早期発見、孤立の防止につなげます。

(4) 在宅生活支援の仕組みづくりの推進

①生活支援体制整備事業の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加に伴い、見守り、安否確認、外出支援、買い物、家事援助など、日常生活支援を必要とする高齢者が増えています。

こうした状況に対応するためには、介護サービスだけではなく、住民同士の「互助」を基本とした地域での支え合いの体制づくりや新たなサービスの創出を進める必要があり、関係機関等と協議しながら取り組んでいきます。

②生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の育成、活動支援

地域ごとの生活支援・介護予防サービスの提供体制づくりを目的に、地域課題の把握、整理等を行う人材として、第1層及び第2層の生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」）を配置しています。地域における既存の事業、組織、ネットワーク等を活用しながら、生活支援・介護予防体制の構築に取り組みます。

地域の実情に合わせた取組みを進めていくために、地域の活動拠点である地域づくり協議会を母体として、第2層のコーディネーターを育成し、全地区での配置に向け取り組みます。

コーディネーターの役割は、地域を知り、地域の高齢者の思いと地域の多様な活動をつなげることです。コーディネーターの活動がスムーズに行えるよう定期的に情報交換会や研修を実施し、活動を支援するとともに、推進するための環境づくりに取り組みます。

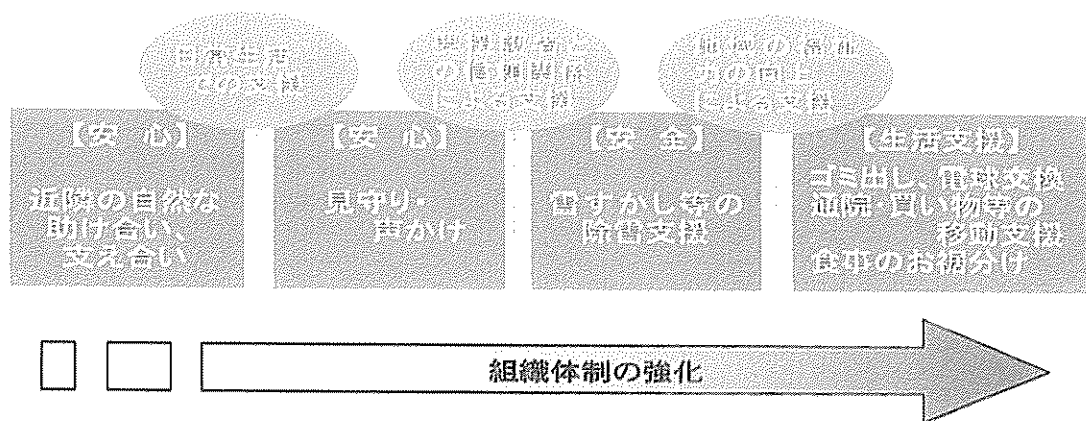
	見込み	目 標 値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2層コーディネーター配置地区※	10/15地区	12/15地区	15/15地区	継続

※第1層⇒市全体、第2層⇒15地区

※配置されるまでは、市社会福祉協議会のコーディネーターを第2層コーディネーターとして配置

	見込み	目 標 値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーター研修の実施	2回	2回	2回	2回

### 【「地域に根差した生活支援」イメージ図】



※住民主体の活動の創出には、取組みを通じて地域のつながりを醸成し、一人ひとりの気づきを促すことが重要

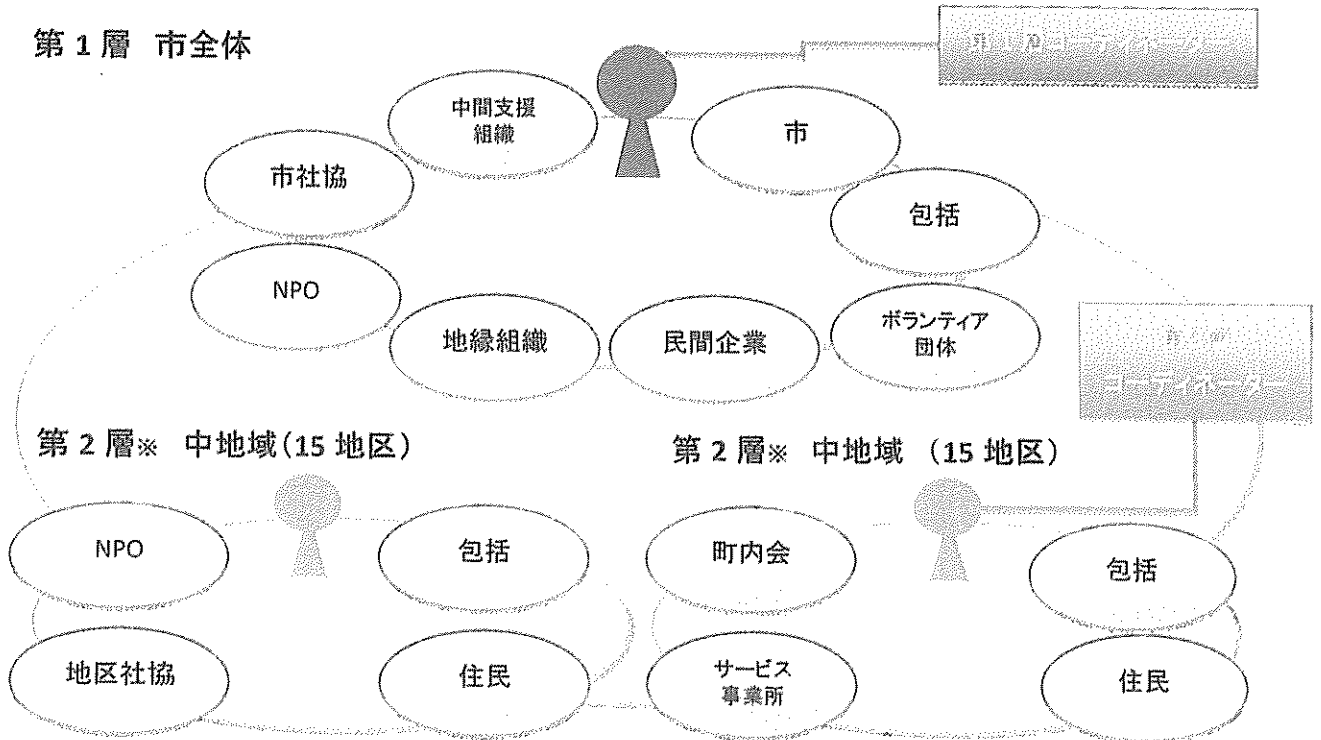
### ③生活支援にかかる協議体の開催及び推進

総合事業の推進や生活支援サービスの創出など体制の整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、定期的な情報の共有・連携強化の場として第1層並びに第2層の協議体を設置しています。協議体では、地域課題の抽出、課題に対する生活支援サービスの検討を行うとともに、地域住民の交流の場の創出、地域における助け合い・支え合いの体制整備をさらに進めていきます。

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1層協議体	1回	1回	1回	1回
第2層協議体	各地区で開催	各地区で開催	各地区で開催	各地区で開催

### 協議体の配置・構成イメージ

#### 第1層 市全体



#### コーディネーターの役割

- 資源開発
- ネットワーク構築
- ニーズと活動のマッチング

#### コーディネーターの資格・要件

- 特定の資格要件はなし
- 地域における助け合い等の提供実績がある人、市民活動への理解がある人等

#### 協議体の役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 関係者の意識共有、情報交換等

引用：厚生労働省「これからの地域づくり戦略」

④ボランティア等の支援の担い手の養成・活用

生活・介護支援サポーターなどの、生活支援や介護予防の担い手の確保及び養成に取り組むとともに、生活支援体制を強化するため、生活支援コーディネーターと連携し、地域の担い手として活動ができるよう一層取り組みます。

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活・介護支援サポーター養成講座開催	1回	1回	1回	1回
受講者数	13人	30人	30人	30人
スキルアップ講座	－	2地区	2地区	2地区
受講者数	－	20人	20人	20人

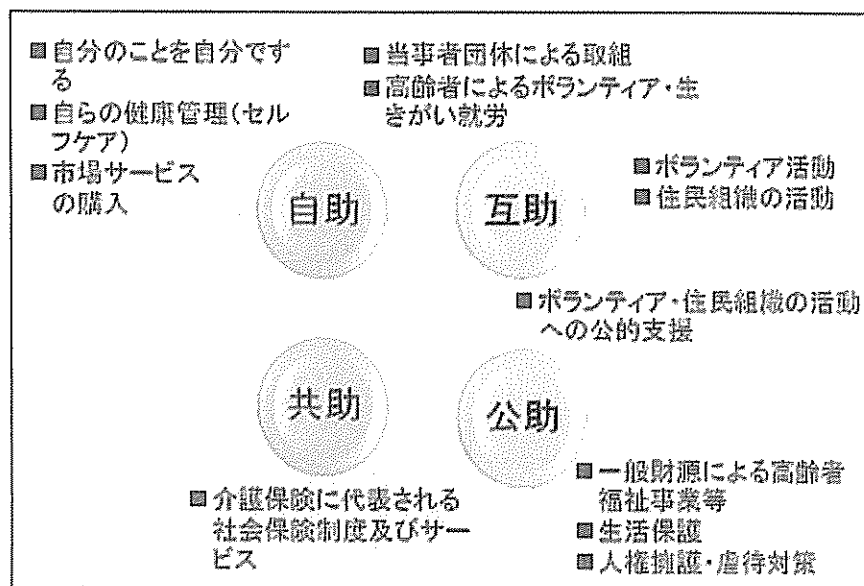
⑤市関係部局間等の連携の推進

事業の推進には、高齢者福祉施策や介護保険制度だけでなく幅広い分野の取り組みが関係します。市内各分野及び関係機関が地域ビジョンを共有し、目指す地域づくりに向け、地域課題を具体的に共有して事業を推進することが必要です。そのため、市内各分野及び関係機関への地域包括ケアの理念の周知啓発と市内連携体制において課題の洗い出し、解決策の検討を行います。

地域包括ケアシステムを支える担い手～自助・互助・共助・公助～

地域包括ケアシステムでは、「自助」をベースに住民同士やボランティアによる助け合いの「互助」を活かし、「共助」、「公助」も含めた「4つの助」を組み合わせ、高齢者の在宅生活を支えていくことが必要です。

「自助」、「互助」を充実させることで、個人や地域のニーズに合った支援やサービスの提供が可能になることや、社会保障制度の持続可能性を高めることが期待されています。



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「地域包括ケア研究会報告書」

## 2 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の中核拠点として、相談支援、地域ケア会議の開催、認知症施策の推進など、様々な役割を担っています。

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、属性や世代を問わない相談が増加しています。これまでの支援体制では対応が困難なケースが増加傾向にあるため、関係機関と連携して適切な支援を行います。

### (1) 総合相談・支援体制の周知及び充実

#### ①地域包括支援センター・在宅介護支援センターによる相談支援の強化

地域包括支援センターや在宅介護支援センターの相談窓口の周知を図るとともに、地域へ出向くなど相談を受ける体制を充実させます。

また、市の各担当課及び関係機関とも連携し、支援体制の強化を図ります。

#### ②地域連絡会の開催

地域包括支援センターの地区担当者が生活支援コーディネーター等と連携し、町会長、民生委員児童委員等と地域課題に関する情報交換会を行います。地域の高齢者の見守り体制や地域の実情を把握したうえで高齢者等の適切な支援や地域福祉ネットワークの構築につなげます。

### (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進

個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等を推進します。

#### ①包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

##### ア. 包括的・継続的ケアマネジメントの実施

高齢者への支援の実施にあたっては、個人の健康や身体機能、生活面等、抱えている課題を包括的に把握するとともに、適切な支援やサービスが切れ目なく、継続的に提供されるよう柔軟に対応します。また、介護支援専門員と民生委員児童委員等の関係機関の連携を支援します。

##### イ. 介護支援専門員へのサポート及びネットワークの活用

介護支援専門員の質の向上のため、個別支援や困難事例について、地域ケア会議を開催するとともに、課題解決に向けて連携・協働して取り組みます。また介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、ネットワークの構築や活用を図ります。

### (3) 地域包括支援センターの業務状況の把握及び評価

業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、地域包括支援センターの設置者及び市が事業の質の向上のための改善を図っていくことが必要です。

#### ①地域包括支援センター運営状況調査における評価指標による取組みの確認

地域包括支援センターが、継続的かつ安定的にその機能を発揮するには、現状把握と市との連携強化が必要です。地域包括支援センターの評価を行うこととあわせて、市の関わりについても評価を行った上で、地域包括支援センター運営協議会においても点検を行い、地域包括支援センターの課題を踏まえた機能強化策の検討を行います。

### 3 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進

#### (1) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、高齢者の能力を生かした自立支援に資するケアマネジメントとなるよう多職種が協働して検討するとともに、これらの検討を通じて明らかになった地域課題について、解決に向けた検討を行います。

#### ①地域ケア会議の充実

##### ア. 個別地域ケア会議

支援困難事例や地域住民や関係機関による支援要請事例等について多職種で検討を行うほか、自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域に不足している社会資源の把握及び開発につなげます。個別地域ケア会議の開催を通して、地域住民・関係者による個々の高齢者に対する支援体制を協議し共有するとともに、事例の積み重ねから地域課題を集約・分析し、地域課題の発見機能の強化を図ります。

##### イ. 中地域ケア会議

支え合いの地域づくりを進める生活支援コーディネーターと協働し、地域の実情を踏まえて実施します。

##### ウ. 市全体の地域ケア会議

個別ケア会議や中地域ケア会議で抽出された地域課題を地域づくり、不足している資源の開発、政策形成へとつなげていきます。

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別地域ケア会議 (自立支援型)	30回	36回	36回	36回
個別地域ケア会議 (支援困難事例)	14回	20回	20回	20回
中地域ケア会議	4回	6回	8回	10回
市全体の地域ケア会議	1回	1回	1回	1回

## (2) 適切なケアマネジメントの推進

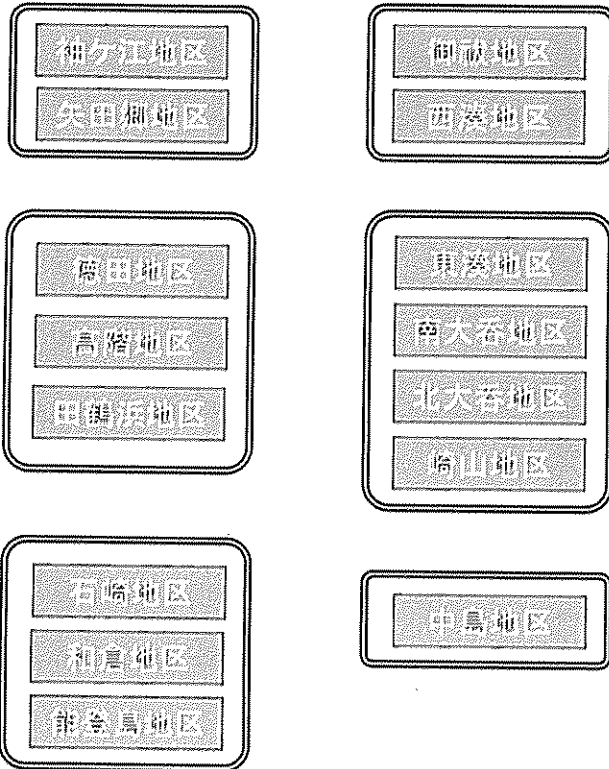
介護保険制度が目指す「個人の尊厳の保持」と能力に応じた「自立支援」の理念に資するため、適切なケアマネジメントを推進し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。居宅介護支援事業所におけるケアプラン点検を地域包括支援センター主任介護支援専門員（介護支援専門員の指導、助言する役割や保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携の役割）と連携を図り、実施します。

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検	1事業所	24件	36件	48件

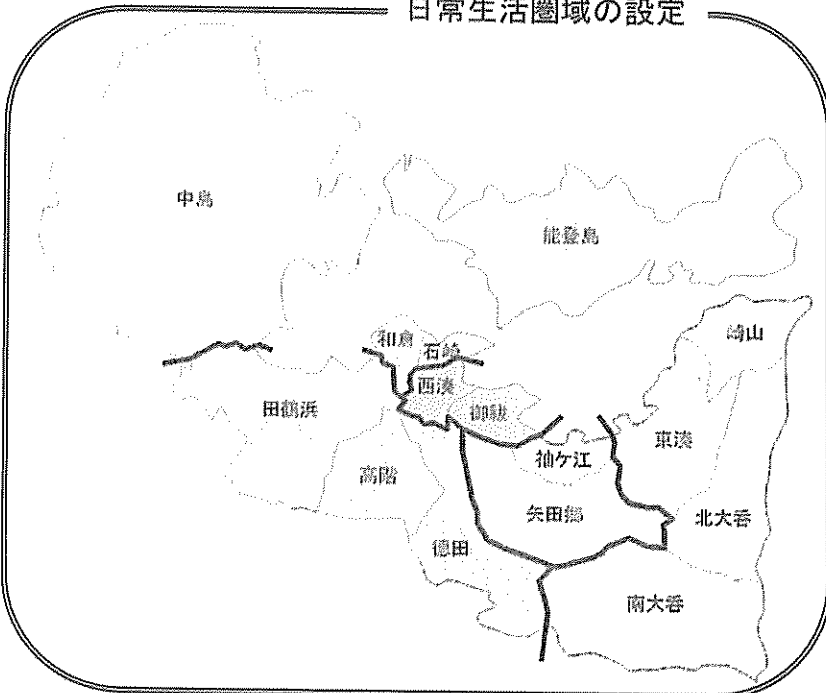
# 在宅生活支援のしくみ (イメージ図)

日常生活圏域(住み慣れた地域(おおむね30分以内)とのつながり)

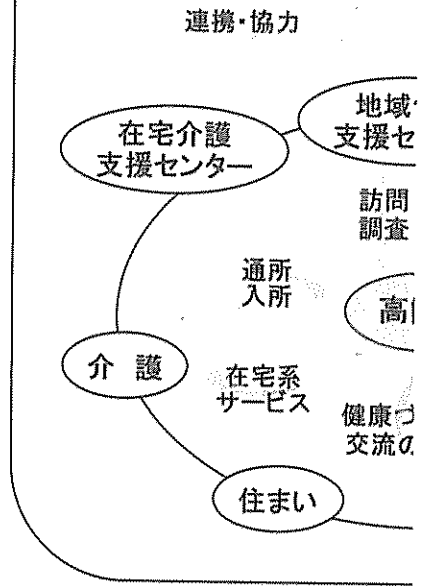
## 日常生活圏域



## 日常生活圏域の設定



## 地域包括ケア



### 【小地域(町会単位)の役割】

住民がお互いに支え合い、住み慣れた者、子ども、生活困窮者といった支援等が推進役となり、地域住民みんなで

### 【中地域(地区単位)の役割】

生活支援や見守り活動を展開するにくり協議会ならびに地区社会福祉協議会が必要です。

### 【大地域(市全体)の役割】

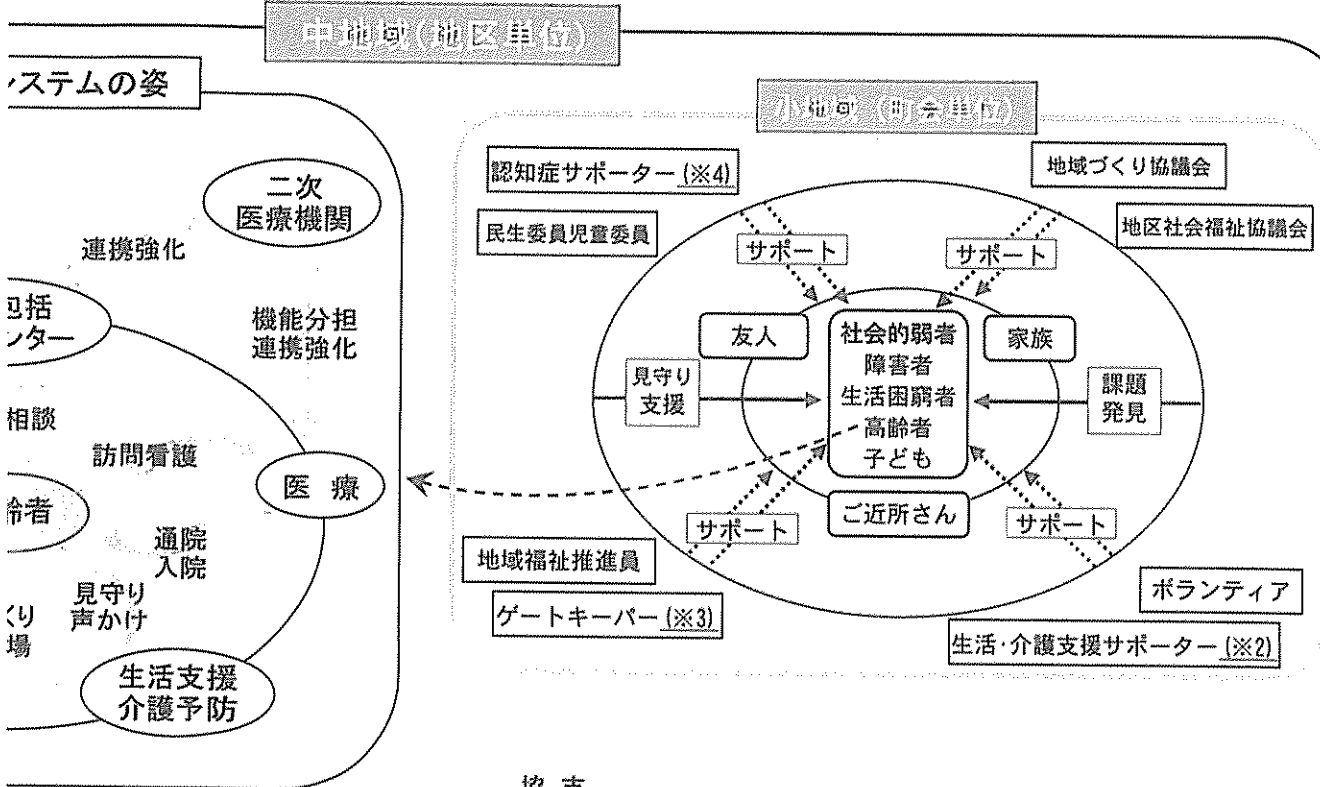
市が中心となって基盤整備を行い、福祉推進の中核を担う市社会福祉協議会

七尾市  
(地域福祉活動の基盤整備)

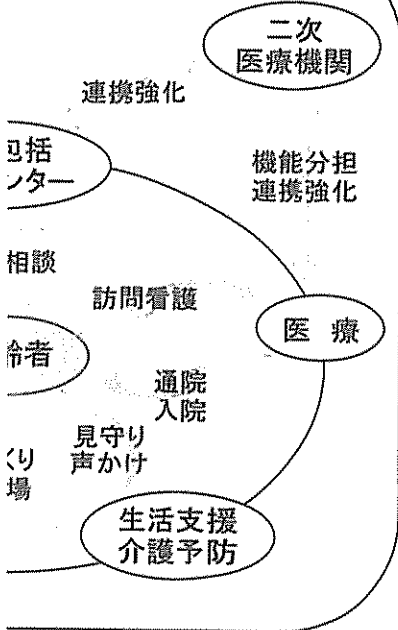
七尾市社会福祉協議会  
(地域福祉ネットワークの)



、介護保険サービス利用のしやすさ、介護環境等を考慮し、6圏域としています。)



システムの姿



地域での「支え合いのしくみづくり」を支援

協 支  
力 援

第2層の生活支援コーディネーター(※1)

と地域で暮らし続けられる地域づくりに向けて、高齢者、障害者が必要な人を町会の役員や民生委員児童委員、地域福祉推進員「見守り」「支援」できる体制づくりが必要です。

は、中地域と小地域の連携が重要です。そのためには、地域づくりを中心に町会連合会等と連携して各町会の取組みを支援する

。地域福祉ネットワークにおけるコーディネーターは、地域福祉を中心となって行います。

- ※1 【生活支援コーディネーター】  
高齢者等の生活支援・介護予防サービスの充実・強化を進める。  
・地域の福祉ニーズとサービスのマッチング  
・生活支援の担い手の養成、サービスの開発
- ※2 【生活・介護支援サポーター】  
高齢者等の生活ニーズに応え、住民自らがサービス(見守り、家事、訪問等)の提供をする。また、支援が必要な方のご近所さんに対してもサポートする。
- ※3 【ゲートキーパー】  
自殺のサインに気づき、対応(声をかけ、話を聞いて、必要な支援に繋げ、見守り)を図る。
- ※4 【認知症サポーター】  
認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守り、可能な範囲で活動する。

協議会  
コーディネーター

第1層の生活支援コーディネーター(※1)

## 【地域ケア会議の体制】

### 地域包括ケアシステムの構築

#### 市地域ケア会議(市主催)

【目的】地域ケア会議からの共通課題解決に必要な資源開発や地域づくり、事業計画に反映等、政策形成につなげる

【機能】地域課題の発見、ネットワーク構築、地域資源の掘り起こし、地域づくり

【参集者】市民の代表者、地域の福祉関係者、保健医療関係者、ボランティア団体の代表、介護支援専門員の代表者、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、その他課題解決の検討に必要なと思われる関係者など

#### 中地域ケア会議(地域包括支援センター主催)

【目的】自立支援型・個別地域ケア会議、その他で把握された、共通した地域課題の整理。地域課題に対する解決策の検討

【機能】地域課題の発見、地域資源の掘り起こし、地域づくり

【参集者】地域の福祉関係者、市社会福祉協議会、行政、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健医療関係者など

#### 自立支援型地域ケア会議 (地域包括支援センター主催)

【目的】自立支援に向けた  
ケアマネジメント支援

【機能】個別課題の解決、  
ネットワーク構築、  
地域課題の発見

【参集者】介護支援専門員、  
リハビリ専門職、  
介護サービス事業所、  
保健医療関係者など

#### 個別地域ケア会議 (地域包括支援センター主催)

【目的】支援困難事例等に関する  
個別課題の解決

【機能】個別課題の解決、  
ネットワーク構築、  
地域課題の発見

【参集者】本人、家族、民生委員児童  
委員、介護支援専門員、  
地域包括支援センター、  
介護サービス事業所、  
保健医療関係者など

地域課題の検討

個別ケースの検討

介護予防・生活支援サービス事業（再掲）

①介護予防・日常生活支援総合事業見込量

【介護予防・生活支援サービス事業】

サービス種類		見込み 令和5年度	推 計		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護相当サービス	給 付 費 (千円)	23,936	23,936	22,770	21,654
	利用者数 (年間)	1,320	1,320	1,256	1,194
訪問型サービス (基準緩和)	給 付 費 (千円)	80	80	69	66
	利用者数 (年間)	36	36	31	30
訪問型サービス (短期集中予防)	給 付 費 (千円)	209	220	320	320
	利用者数 (年間)	15	15	22	22
通所介護相当サービス	給 付 費 (千円)	54,987	54,987	52,346	50,199
	利用者数 (年間)	1,788	1,788	1,702	1,632
通所型サービス (基準緩和)	給 付 費 (千円)	10,150	10,150	10,120	9,705
	利用者数 (年間)	660	660	658	631
通所型サービス (短期集中予防)	給 付 費 (千円)	1,513	2,108	2,708	2,708
	利用者数 (年間)	15	15	19	19
介護予防ケアマネジメント (A)	給 付 費 (千円)	10,274	10,274	9,751	9,262
	利用者数 (年間)	2,209	2,209	2,097	1,991
給付費合計		101,149	101,755	98,084	93,914

※ 利用者数は、年間延利用者数を記載している。

【その他サービス】

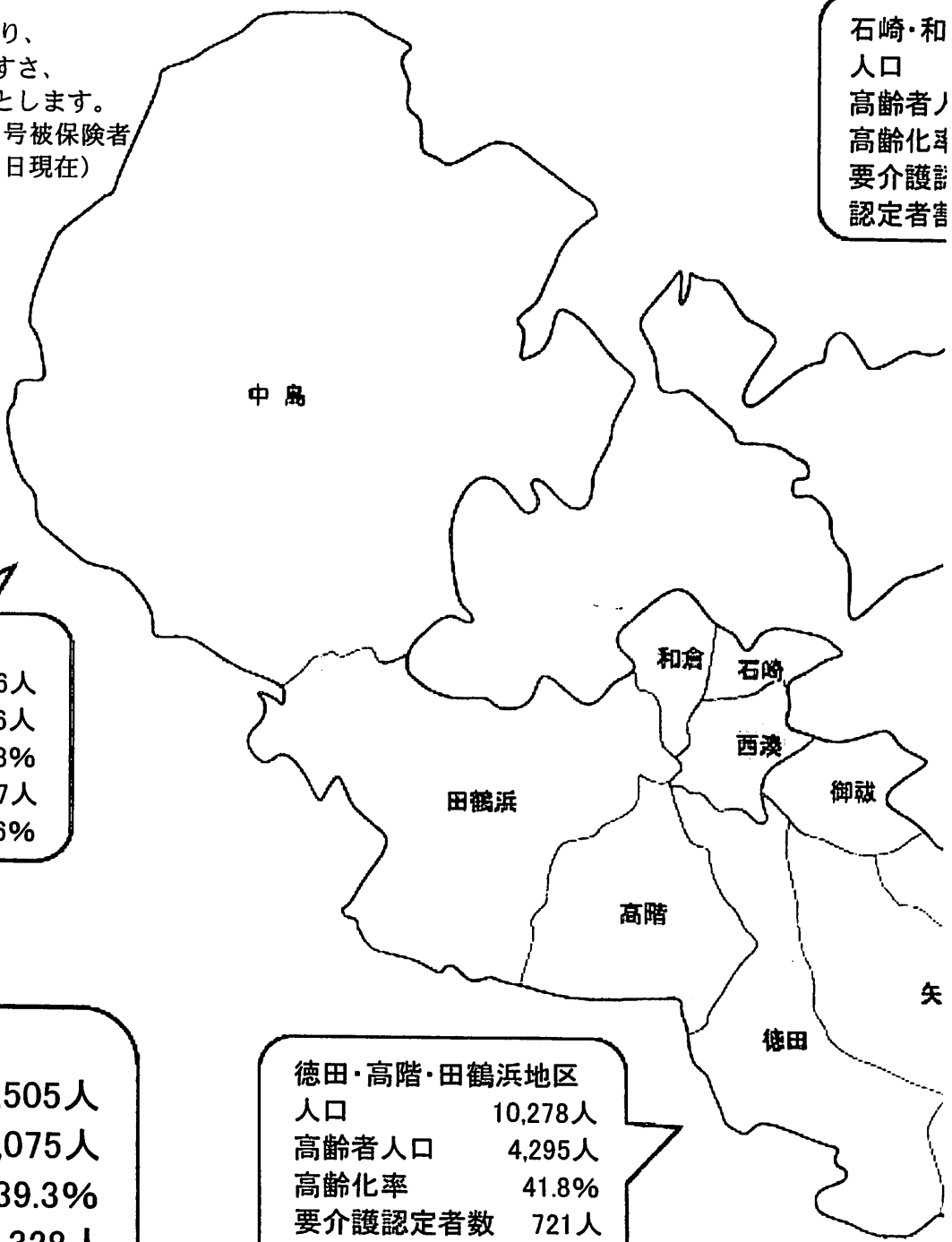
サービス種類		見込み 令和5年度	推 計		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
高額介護予防サービス	給 付 費 (千円)	283	283	291	299
審査支払手数料	給 付 費 (千円)	316	316	325	335
給付費合計		599	599	616	634

## (5) 日常生活圏域の設定と介護サービス基盤整備

### ① 日常生活圏域

住み慣れた地域とのつながり、  
介護保険サービス利用のしやすさ、  
介護環境等を考慮し、6圏域とします。  
(人口、要介護認定者数(第2号被保険者  
も含む)は令和5年10月1日現在)

石崎・和  
人口  
高齢者  
高齢化率  
要介護  
認定者数



<b>中島地区</b>	
人口	4,946人
高齢者人口	2,266人
高齢化率	45.8%
要介護認定者数	467人
認定者割合	20.6%

<b>七尾市合計</b>	
人口	48,505人
高齢者人口	19,075人
高齢化率	39.3%
要介護認定者数	3,328人

<b>徳田・高階・田鶴浜地区</b>	
人口	10,278人
高齢者人口	4,295人
高齢化率	41.8%
要介護認定者数	721人
認定者割合	16.8%

※1 要介護認定者数は七尾市に住所を有する人のみ計上している。  
(第2号被保険者も含む)

※2 人口、高齢者人口は住民基本台帳情報、要介護認定者数は七尾市介護システムより算出している。

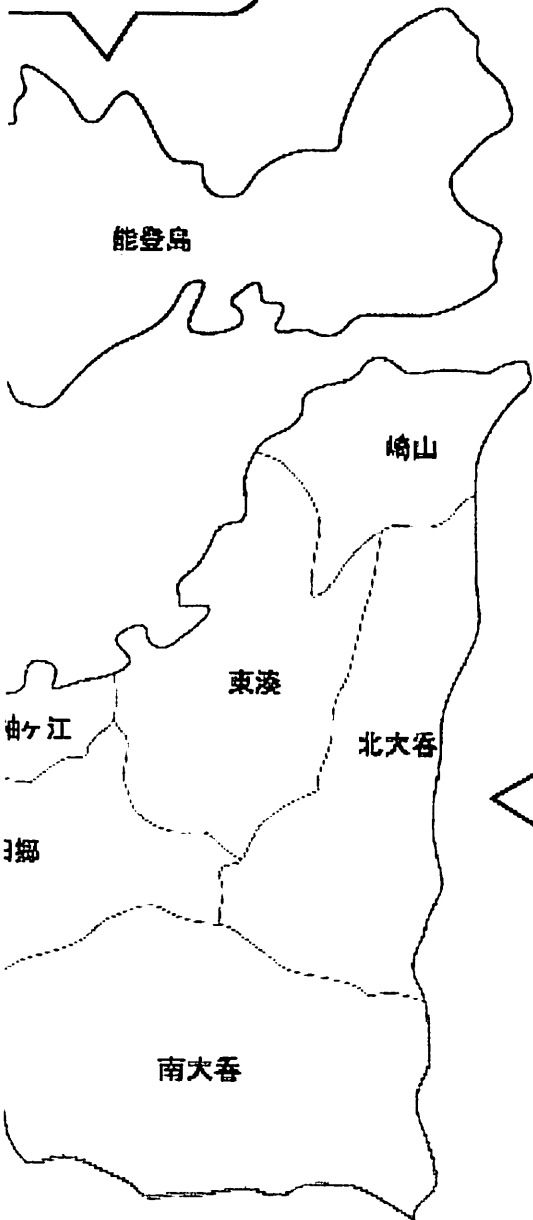
※3 認定者割合は高齢者人口で除している。

能登島地区  
 人口 7,990人  
 高齢者人口 2,895人  
 高齢化率 36.2%  
 要介護認定者数 505人  
 認定者割合 17.4%

御祓・西湊地区  
 人口 6,703人  
 高齢者人口 2,489人  
 高齢化率 37.1%  
 要介護認定者数 427人  
 認定者割合 17.2%

袖ヶ江・矢田郷地区  
 人口 12,796人  
 高齢者人口 4,576人  
 高齢化率 35.8%  
 要介護認定者数 770人  
 認定者割合 16.8%

東湊・南大呑・北大呑・崎山地区  
 人口 5,792人  
 高齢者人口 2,554人  
 高齢化率 44.1%  
 要介護認定者数 438人  
 認定者割合 17.1%





(6) 第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の見込み

① 介護保険費用の負担割合

ア. 介護給付費に要する費用負担割合

介護給付費に要する費用は、サービス利用時の利用者負担分を除いて、50%が公費(税金)でまかなわれています。

その内訳は、国25%(20%)\*、県12.5%(17.5%)\*、市12.5%となっています。

公費負担分を除く50%の費用は、第1号被保険者(65歳以上)と、第2号被保険者(40歳~64歳)が保険料で負担します。

第9期においては、第1号被保険者の負担割合は23%となります。

【介護給付費】

※( )は施設給付費の場合の割合

23.0% 【第1号被保険者】	27.0% 【第2号被保険者】	25.0% (20.0%)* 【国】	12.5% (17.5%)* 【県】	12.5% 【市】
保険料50%		公費50%		

イ. 地域支援事業費に要する費用の負担割合割合

地域支援事業に要する費用においても、第1号被保険者の負担割合は23%となります。

介護予防事業/総合事業の負担割合は、介護給付費と同様となります。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

23.0% 【第1号被保険者】	27.0% 【第2号被保険者】	25.0% 【国】	12.5% 【県】	12.5% 【市】
保険料50%		公費50%		

包括的支援事業及び任意事業では、第2号被保険者の保険料負担はなく、77%が公費でまかなわれています。

その内訳は、国38.5%、県19.25%、市19.25%となっています。

【包括的支援事業】・【任意事業】

23.0% 【第1号被保険者】	38.5% 【国】	19.25% 【県】	19.25% 【市】
保険料23%	公費77%		

② 第1号被保険者の介護保険料見込み

第1号被保険者の保険料（基準額）は、下記のように計算し、以下の手順で算出しています。

$$\text{保険料基準額(年額)} = \text{第1号被保険者負担分} \div \text{第1号被保険者数} \div \text{保険料収納率}$$

ア. 第1号被保険者数及び要介護等認定者数の推計

将来人口推計にもとづき、第1号被保険者数と、要支援・要介護認定者数を推計します。

イ. サービス供給見込量の算定

要介護等認定者数の推計や過去のサービス提供実績をもとに、令和6年度～令和8年度のサービス供給見込量を算定します。

ウ. 保険料収納率の設定

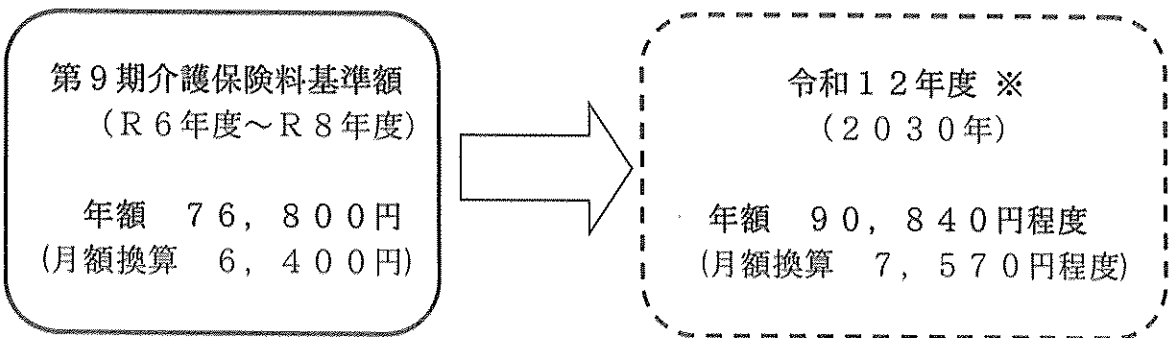
過去の実績にもとづいて、令和6年度～令和8年度の第1号被保険者の保険料収納率を設定します。

エ. 第1号保険料基準額の算定

サービス供給見込量にもとづいて標準給付見込額を算出し、その23%に相当する額を被保険者数及び収納率で割った額が、保険料基準額となります。

オ. 第9期介護保険料の設定

保険料基準額に所得段階ごとの保険料率を乗じたものが、保険料となります。  
第9期では、保険料の段階を13段階とします。



※令和12年度（2030年）の介護保険料推計の前提条件

- ◇在宅サービスは、令和8年度時点の推移から算出した認定率や利用率の変化動向をもとに、その傾向が続くという前提で推計
- ◇施設・居住系サービスは、新設・増設をしない前提で推計
- ◇第1号被保険者の費用負担割合を24%と見込み推計



○介護保険料の設定について

計画期間中における介護保険料基準額は、報酬改定影響額等を踏まえると増額が見込まれますが、基金を取り崩すことで、給付と保険料のバランスがとれると判断し、計画期間中の保険料基準額を第8期と同額にしました。

ただし、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、今後の動向を注視する必要があります。

③ 第1号被保険者の保険料段階の設定と保険料

第9期（令和6年度～令和8年度）の保険料の段階については、13段階とし、以下のように設定します。

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料(年額)
第1段階	○生活保護を受給されている方 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ○世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方等	基準額 ×0.285	21,888円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間120万円以下で、かつ第1段階に該当しない方	基準額 ×0.485	37,248円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない方	基準額 ×0.685	52,608円
第4段階	○世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方等	基準額×0.9	69,120円
第5段階	○世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で、第4段階に該当しない方	基準額×1.0	76,800円
第6段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	92,160円
第7段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	99,840円
第8段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	115,200円
第9段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	130,560円
第10段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	145,920円
第11段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	161,280円
第12段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	176,640円
第13段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	184,320円

○所得が少ない方への介護保険料の軽減

第1段階から第3段階に該当する方は、保険料が軽減されています。  
差額分は国1/2、県1/4、市1/4で補填します。

所得段階		標準乗率	軽減後の率 第9期
第1段階	基準額×	0.455	0.285
第2段階		0.685	0.485
第3段階		0.690	0.685

## 2 介護サービスの適正な運営

### (1) 介護サービスの質の向上に向けた支援

介護サービス事業所の運営やサービス提供の状況の把握に努め、苦情相談の対応や事故防止に向けた助言等を行い、事業者のサービスの質の向上を支援します。

また、介護保険事業者が参加する事業者連絡会において、介護保険の現状や研修会や介護保険制度に関する情報等を提供・周知し、介護保険の適正な運営ができるよう推進します。

### (2) 介護給付適正化事業の推進

介護給付適正化を効果的・効率的に行うために、給付適正化主要5事業である「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査」「医療情報との突合・縦覧点検」のうち、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を除外し、「ケアプランの点検」及び「住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査」を統合することで次の3事業に再編します。

また、介護保険制度をはじめ高齢者の福祉情報について、ホームページやガイドブック、市政講座などを活用し、普及啓発を行います。

#### ① 要介護認定の適正化

適正かつ公平な要介護認定の確保を図るため、新規認定申請及び区分変更申請については直営調査を基本とし、更新申請については居宅介護支援事業者や介護保険施設などに一部委託し、円滑な要介護認定調査に努めます。また、要介護認定に係る全ての認定調査の内容の点検を実施するとともに、委託事業者の同行調査、研修会等の開催により、認定調査の平準化に向けた取り組みを行います。

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調査の点検	3,000件	3,100件	3,100件	3,100件
認定調査員研修	0回	2回	2回	2回
審査会委員研修	2回	2回	2回	2回

#### ② ケアプランの点検および住宅改修・福祉用具購入等の調査

##### ア. ケアプランの点検

介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について、作成プロセスを踏まえ、市職員、地域包括支援センターの主任介護支援専門員等と様々な視点から確認、検証を行うことにより、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を行います。

(再掲)

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検	1事業所	24件	36件	48件

イ. 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査

必要に応じ住宅改修を行った利用者の自宅に訪問し、利用者の状態確認や施工状況の確認を行い、給付の適正化につなげます。

住宅改修の点検については、改修工事を予定する受給者宅の写真や工事見積りを点検するほか、改修規模が大きく、複雑な場合等は必要に応じ、建築士や作業療法士等の助言や訪問点検を実施します。

福祉用具購入・貸与調査については、受給者の身体の状態に応じて福祉用具の必要性や利用状況について調査することにより、受給者の身体の状態に応じた利用を進めていきます。

	見込み	目 標 値			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
住宅改修の点検	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	
うち 大規模改修等	5件	5件	5件	5件	
福祉用具購入等の点検	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	
軽度者福祉用具	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	

③ 医療情報との突合・縦覧点検

国保連合会介護給付適正化システムから提供される情報を活用し、介護と医療情報との突合による重複請求の確認や請求情報の縦覧点検を行い、給付の適正化につなげます。

	見込み	目 標 値			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
縦覧点検	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	
医療情報との突合	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	

### (3) 指導監査の適切な実施

介護保険事業所が遵守すべき人員基準、運営基準への適合性について、事業所による自己点検を励行したうえで、市が指定する地域密着型サービス事業所及び（予防）居宅介護支援事業所に指導監査を行い、受給者の心身の状況に応じた適正な介護サービスが提供できるよう取り組みます。

#### ① 集団指導の実施

遵守すべき介護保険制度の内容や報酬請求に関する事項、指導監督に関する事項等について周知徹底を図るため、研修会等の方法により実施します。

#### ② 実地指導の実施

地域密着型サービス事業所及び（予防）居宅介護支援事業所のサービス提供内容、報酬請求の適否等について確認し指導します。

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
集団指導	1回	1回	1回	1回
実地指導	5事業所	4事業所	6事業所	6事業所
うち 地域密着サービス事業所	2事業所	3事業所	4事業所	4事業所
うち 居宅介護支援事業所	3事業所	1事業所	2事業所	2事業所

### (4) 低所得者の負担軽減対策

介護保険サービス利用料については、特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、社会福祉法人による利用者負担軽減措置等の周知を図りながら、低所得者への負担の軽減を図ります。

### (5) 介護人材確保及び業務効率化の取組強化

介護保険事業所と連携し、介護職員の情報交換の場の提供や国・県が主催する介護保険関係の研修等の情報提供など人材確保と定着促進に向け支援します。

また、市としても支援に資する独自事業を進めていきます。

さらに業務効率化に向け、ICTの導入の促進や介護保険事業所が提出する書類様式を統一し、電子申請に向けた行政のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めていきます。

### (6) 災害に対する備え

七尾市防災計画に沿って、大地震や水害等の災害に対して、高齢者を支える施策に取り組みます。

#### ① 行政からの防災情報の周知

大地震のような突発的な災害をすべて行政で予測し対応することは困難です。

自らの安全を確保するための早期自主避難が重要であることを周知することを目的に災害別ハザードマップの配布、広報誌や市ホームページを用いた情報提供などさまざまな媒体を活用した事前周知を推進します。

## ② 地域連携した災害対応の強化

施設サービスを利用する高齢者の円滑な避難のため、施設が立地する町会や地域の自主防災組織との連携が不可欠です。非常災害対策（BCP策定、関係機関との連携体制の確保、避難訓練の実施）に当たって、平時からの施設と地域が協力した災害対応への取り組みについて推進します。

## ③ 自然災害発生時の業務継続計画（BCP※）の継続的な見直し

大地震などの大規模災害によって施設が被災した際でも、早期に業務を再開し、利用者への継続的な介護サービスを提供できるよう事業所はBCPを策定します。

また、策定するBCPは、被災状況を鑑み迅速に行動が取れるよう関係者に周知し、平時から研修・訓練を行い定期的に見直す必要があります。

このBCPに基づく平時からの事業所の取り組みについて確認します。

## ④ 福祉避難所の運営

### （ア）福祉避難所の利用対象者の把握

福祉避難所の受入対象となる者を速やかに避難させることができるよう、受入対象者を平時から把握します。

市は、町会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの協力のもとで作成する避難行動要支援者名簿などを活用し、要配慮者の把握に努めます。

介護保険事業所は、普段からの介護サービスの提供を通じた利用者名簿の中で、災害時に必要とする支援など利用者（高齢者）個々の状況の把握に努めます。

### （イ）福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

災害時を想定した関係者による図上訓練など災害の発生後から福祉避難所の開設、運営までの具体的な手順を確認できるよう関係課と連携し訓練を行います。また、訓練を通じて、実施体制や運営マニュアルを検証し、運営の改善、充実に役立てます。

## （7）感染症に対する備え

介護保険事業者においては、感染症の流行が起こった際に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが大切です。

### ① 平時からの備え

感染症に関する情報（感染症の発生状況、国や自治体の動向など）の収集・提供、手指消毒・換気などの基本的な感染症対策の徹底、職員・入所者の体調管理など感染防止に向けた取り組みを支援します。

また、高齢者等が感染症に関し、正しい知識を持って予防策を実践できるよう働きかけます。

② 感染症発生時の業務継続計画（BCP）の継続的な見直し

感染症の感染拡大時にも、利用者に対する介護サービスの提供を継続するために事業所が策定するBCPは、関係者に周知し、平時から研修・訓練を行い定期的に見直す必要があります。このBCPにもとづいた平時からの事業所の取り組みについて確認します。

また、事業所における適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達 of 整備の確認を促します。

※ 業務継続計画（Business Continuity Plan）

大地震などの自然災害、感染症のまん延、テロなどの事件、大事故、供給網の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短期間で復旧させるための方針、体制、手順などを示した計画



## 第6節 認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、本格的な高齢社会を迎えた今、認知症は高齢者やその家族にとって身近な問題であると言えます。

認知症の人が、尊厳と希望をもって地域で自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現を目指すため、適切な医療や介護などにつながる支援体制を整備するとともに、認知症の人やその家族等への支援の充実を図ります。また、地域全体で認知症の方を見守る地域づくりを進めます。

### 1 認知症の支援体制の充実

#### (1) 相談・支援体制の充実

##### ①認知症に関する相談体制の強化

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談対応や地域でのネットワークづくりを推進します。

また、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを住民の身近な相談窓口として活用するとともに、地域連絡会等を通して積極的に地域の実態把握を行います。

##### ②ほっとけんステーションの設置と周知

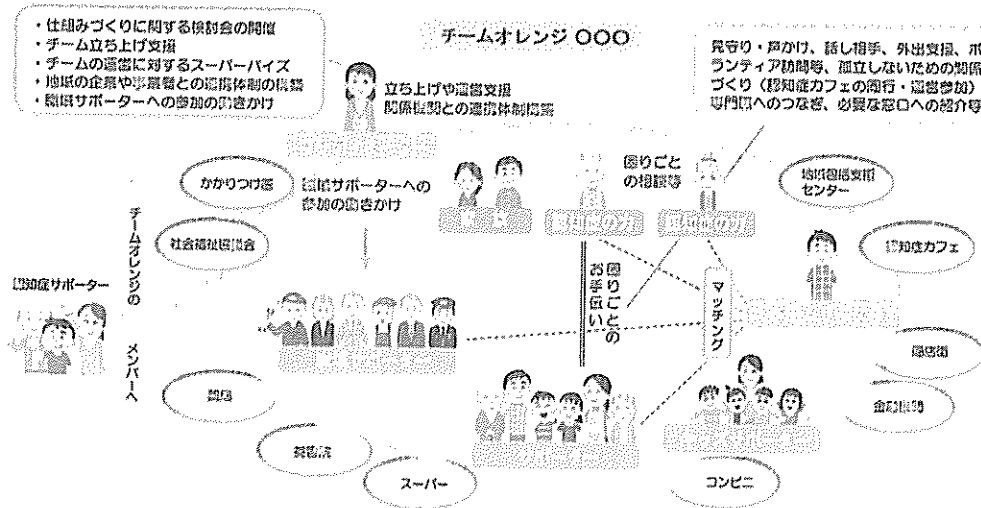
本人・家族からの認知症に関する相談を受け、地域包括支援センターやかかりつけ医への紹介、専門医療機関の受診勧奨などを行う「ほっとけんステーション」を設置します。日頃から利用することが多い薬局などに設置し、認知症に関して気軽に相談できる体制を推進します。

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ほっとけんステーション設置数	43か所	45か所	47か所	48か所

##### ③チームオレンジの整備・活動の推進

「チームオレンジ」とは、認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、認知症の人やその家族の生活支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ、認知症になっても安心して暮らすことができる地域づくりの仕組みです。認知症地域支援推進員や地域包括支援センターのチームオレンジコーディネーター等が「認知症の人・家族」と認知症サポーターの「地域活動・社会参加」を共に考え、認知症の人とその家族を支援するために地域の状況に応じた「チームオレンジ」の整備と活動の推進に取り組んでいきます。

## チームオレンジのイメージ図



参考：チームオレンジの取組の推進（厚生労働省）

### (2) 認知症予防の取り組みの推進

#### ①生活習慣病の発症予防・重症化予防（再掲）

高血圧、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病は、認知症の発症を高める要因です。特定健康診査及び長寿健康診査の受診勧奨と、受診後の生活習慣の改善についての保健指導を行い、生活習慣病の重症化予防に努めます。

#### ②通いの場の拡充（再掲）

認知症の発症リスクを低下するとされる交流や体操等を定期的に行う地域の通いの場の活動が持続可能な取組みとなるよう、生活支援コーディネーターやシルバーリハビリ体操指導士等の訪問による活動支援を行います。また、介護予防やフレイル予防などを目的とした体操や趣味活動等の活動を行う住民主体の通いの場を拡充していきます。

### (3) 家族介護者への支援

#### ①認知症カフェの開催

認知症の方やその家族が気軽に集うことができる認知症カフェを開催し、家族の介護負担の傾聴や同じ気持ちを分かち合える場として利用を促します。

#### ②行方不明になる可能性がある高齢者へのGPS機器導入の助成（再掲）

#### ③チームオレンジの整備・活動の推進（再掲）

#### ④認知症介護に携わる介護従事者への研修

石川県、石川県社会福祉協議会では、介護経験の少ない介護従事者を対象に認知症に対する基礎的知識や事業所における介護のあり方に関する外部研修を多数開催しています。

それらを事業所が実施する研修計画に位置付け、介護従業者が計画的に参加し、資質の向上につながるよう支援します。

### (4) 認知症の容態に応じた適時、適切な医療・介護などの提供

#### ①認知症初期集中支援チームによる支援体制の強化

認知症の症状があっても適切な支援につながらず、重症化してから相談が寄せられる事例が多くあります。認知症の疑いがある方を早期に適切な医療や介護サービスにつなげるため、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、支援体制の強化を図ります。

#### ②認知症知ってあんしん本（認知症ケアパス）の普及

認知症の容態に応じて利用できるサービスや相談機関を周知するため、「認知症知ってあんしん本」の活用を推進を図ります。

### (5) 若年性認知症の方への支援・社会参加

「若年性認知症」とは、65歳未満の人がかかる認知症のことです。まだまだ若く、働いたり、子供を育てたり、親の介護をしたりしている時期と重なってしまうため、ご本人やご家族にとって将来への不安や、経済的な問題につながる場合があります。相談窓口として地域包括支援センターや県若年性認知症相談窓口を周知するとともに、本人や家族等が交流できる居場所づくりや、就労支援、福祉サービスの活用など周知していきます。

## 2 認知症への理解の促進及び見守り体制の構築

### (1) 認知症への理解の促進

#### ①認知症サポーター養成事業

認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守る応援者である認知症サポーターを養成するため、小中学生や、高齢者に関わる職域の方などを含めた幅広い世代を対象とした養成講座を開催します。

また、実際の活動につなげるためのステップアップ講座を必要に応じて開催し、講座の受講者が、地域で認知症の人やその家族を手助けするための具体的な活動を支える仕組みを検討します。

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座受講者数	400人	500人	500人	500人

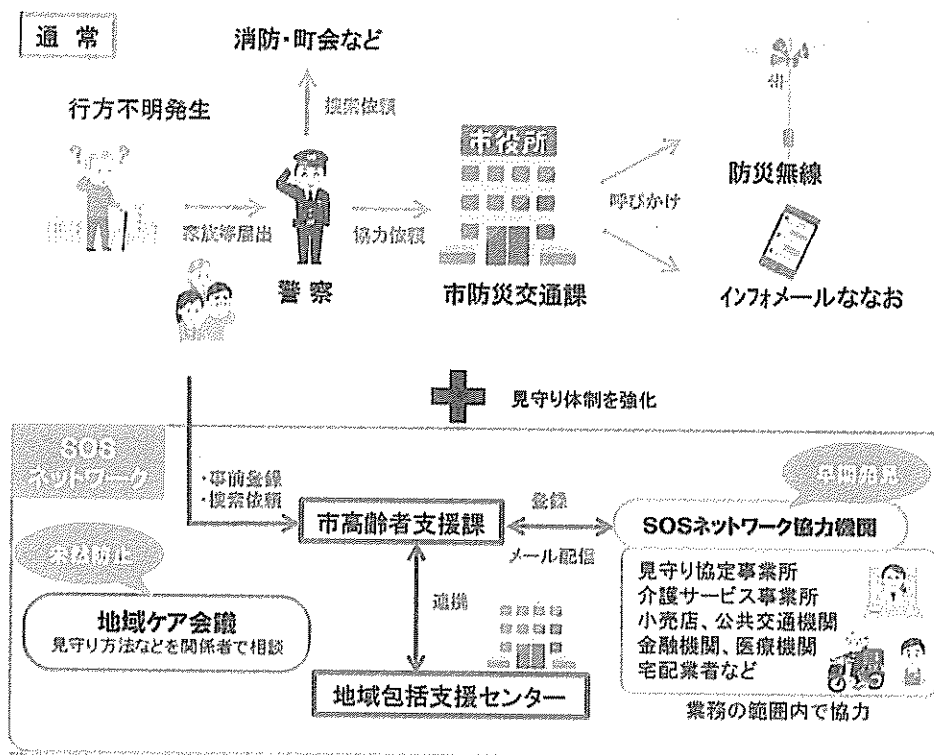
## (2) 見守り体制の構築

### ①認知症高齢者等SOSネットワーク

認知症高齢者など行方不明になる恐れがある人への情報を事前に登録し、警察署、地域包括支援センターなどの関係機関と共有して有事に備えます。

また、行方不明になった場合に、協力機関等が速やかに捜索することを目的としたSOSネットワーク体制を構築します。

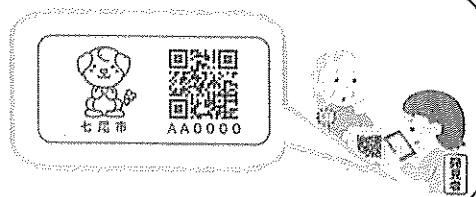
### SOSネットワークのイメージ図



### ②見守りシール（二次元バーコード）による行方不明未然防止

認知症高齢者等SOSネットワークの事前登録者に、行方不明未然防止策のひとつとして二次元バーコード付き見守りシールを無料で配布します。

見守りシールを衣類や持ち物に貼付することで、夜間等に一人歩きした際に住民や警察、消防（救急）が見守りシールに気づいて読み取することで家族等と連絡がとれる仕組みです。



### ③行方不明になる可能性がある高齢者へのGPS機器導入の助成（再掲）

要介護認定者で行方不明になる可能性がある高齢者に対し、行方不明未然防止を目的にGPS機器（位置情報検索サービス）の導入費用の一部を助成します。

#### ④地域ケア会議の開催

行方不明になる可能性がある高齢者を対象とし、関係者間で顔合わせをおこないます。高齢者本人が地域での生活を安全に続けるための方法を、情報共有や意見交換を通して検討し合うことで見守り支援体制の強化につなげます。

七尾市地域包括支援センターが開催の調整を行います。

参加者：親族、介護支援専門員、サービス事業所、  
知人、町会長、市職員など



#### ⑤行方不明未然防止のための声かけ模擬訓練

認知症の方が道に迷っていることを想定した声かけや保護、通報等を行う訓練を地域の実情に合わせて実施します。

## 第7節 権利擁護の推進

### 1 高齢者の権利擁護支援の推進

高齢者の権利擁護の相談に応じ、個々の事例の解決を図りながら、高齢者が尊厳をもって暮らすことができる地域の実現を目指します。

#### (1) 相談窓口の充実

高齢者の権利擁護を図る観点から、市、市社会福祉協議会及び地域包括支援センターでの相談窓口を開設しています。

#### (2) 成年後見制度等の普及・促進

成年後見制度や福祉サービス利用支援事業の活用のため、市、市社会福祉協議会及び地域包括支援センターが連携し、各種の広報媒体を利用して制度の周知や利用促進につなげていきます。

また、関係機関や専門職等と連携し、権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築するとともに、その中核となる機関を整備し普及啓発等に取り組みます。

	見込み	目 標 値		
	令和5度	令和6度	令和7度	令和8度
広 報	1回	1回	1回	1回
研 修	1回	1回	1回	1回

#### ①福祉サービス利用支援事業の広報・案内

成年後見制度を利用するほど判断能力は低下していないが、福祉や介護サービスの手続き方法が分からない、あるいは金銭管理等に不安がある方に対しては、市社会福祉協議会が行う「福祉サービス利用支援事業」により、日常的な支援を行います。

#### ②成年後見制度利用支援事業

判断能力が低下した高齢者の権利を守るため、成年後見制度を申し立てる親族がいない場合や高齢者虐待を受けている場合など、必要に応じて市長による申立てを行うほか、申立費用や後見業務に係る報酬の助成を行い、スムーズに成年後見制度が利用できるよう支援します。

	見込み	推 計		
	令和5度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市 長 申 立	5件	6件	7件	8件
報 酬 助 成	4件	6件	7件	8件

## 2 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）に基づき、高齢者を虐待等の権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援していきます。

### （1）高齢者虐待防止の取り組み

#### ①広報・普及啓発

高齢者虐待を未然に防止するためには、家庭内での権利意識の啓発、認知症に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、適切な介護保険サービスの利用などにより介護負担感を軽減することが重要です。

市が中心となり啓発活動に努め、市民及び関係機関に相談・通報窓口や通報義務の周知を図るとともに、地域住民が高齢者虐待に対する正しい知識や理解を持つことで、虐待を発生させない地域づくりを目指します。

	見込み	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
広 報	1回	1回	1回	1回
研 修	2回	2回	2回	2回

#### ②高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢者虐待を発見しやすい民生委員児童委員等の地域の関係者や保健医療福祉関係機関との連携体制を強化し、相談・通報窓口の周知を図ります。虐待を未然に防止するとともに早期発見、早期対応に努めます。

また、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会等の関係機関との連携体制を強化します。

### （2）高齢者虐待への対応

#### ①相談支援体制の充実

高齢者虐待は様々な課題が絡み合う中で発生しています。多分野の関係機関等との連携や、虐待対応マニュアルの整備、相談援助者の研修受講等による資質向上、高齢者虐待対応専門職チームからの助言等により、複合化した課題にも対応可能な相談支援体制を目指します。

また、虐待が発生した要因等を分析し、再発防止に取り組みます。

#### ②高齢者・養護者への支援

高齢者を虐待等の権利侵害から守るとともに、虐待を行っている養護者が障害や疾患、介護負担など、生活上の課題を抱えている場合には、養護者支援に取り組み、適切な機関につなぐなど、関係機関と連携を図りながら虐待が解消するように努めます。

また、高齢者を一時的に養護者から分離して保護する必要がある場合には、迅速に対応ができるよう関係機関等と連携し、緊急一時保護や措置による臨時保護等を行います。

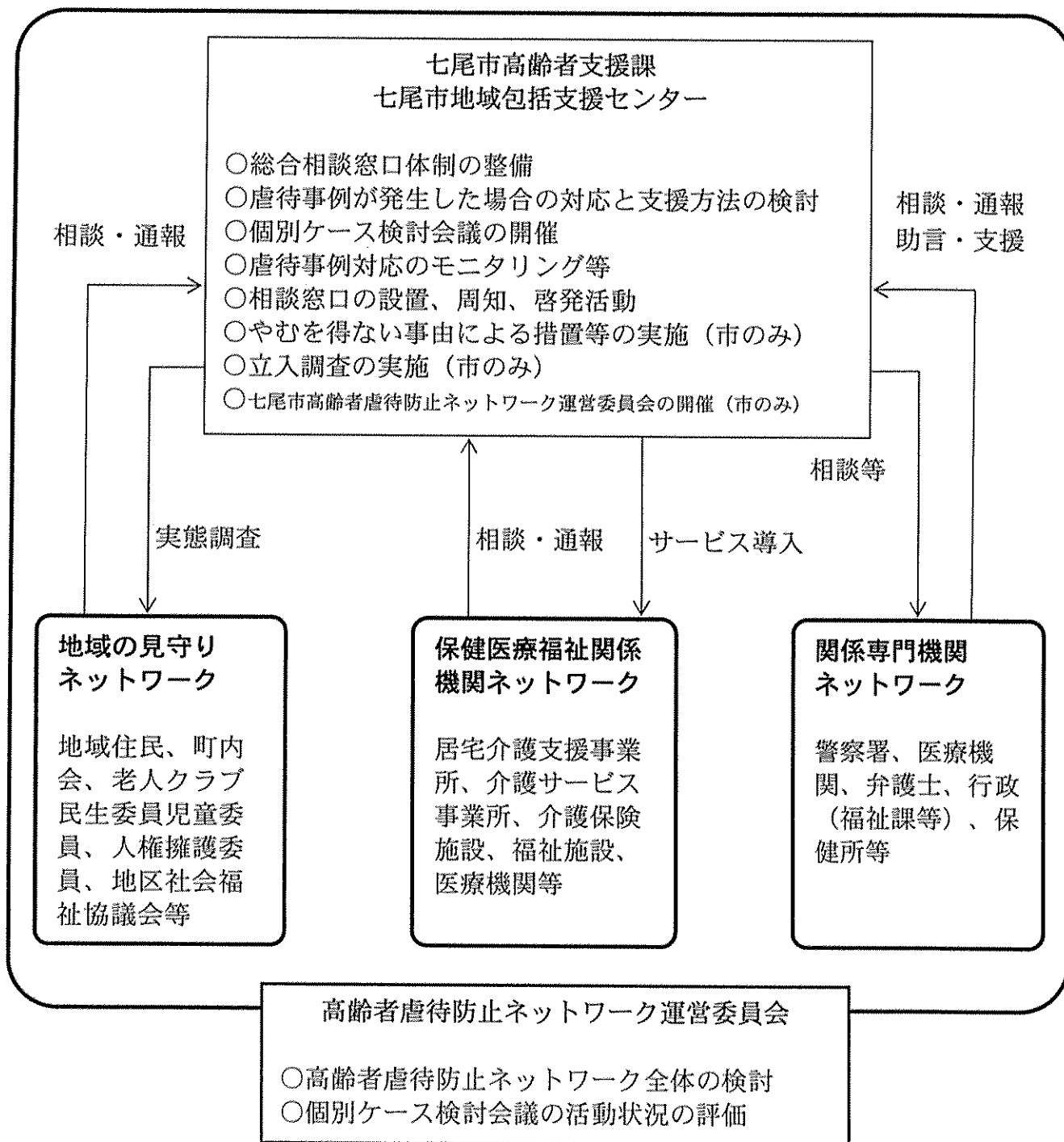
養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等についても、高齢者の権利擁護のため、関係機関等と連携を図り対応していきます。

### ③養介護施設従事者等による高齢者虐待防止への対応

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止について、周知・啓発活動や未然防止・早期発見に関する取組み、適切な対応や再発防止に向けて、県とも連携しながら対応します。



# 高齢者虐待防止ネットワーク





## 第 5 章

### 資 料 編

#### 資料①

- 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要
- 2 在宅介護実態調査結果の概要
- 3 介護サービス事業者の方へのアンケート調査結果の概要

#### 資料②

老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定経過  
七尾市健康福祉審議会委員名簿  
七尾市健康福祉審議会高齢者福祉分科会委員名簿



# 資 料 ①

- 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要
- 2 在宅介護実態調査結果の概要
- 3 介護サービス事業者の方へのアンケート調査結果の概要



# 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

## 1 調査の概要

### (1)目的

本調査は、要介護状態になる前の高齢者の日常生活の状況や生活上の課題やリスク等について把握し、日常生活圏域ごとに地域の抱える課題の特定に資することなどを目的に実施

### (2)内容

#### ○調査対象者

令和4年12月1日現在、65歳以上で要介護1～5の認定を受けていない被保険者（約16,000人）から5,000名を無作為抽出  
※総合事業対象者、要支援1、要支援2は、全数実施

### (3)調査期間

令和5年1月18日（水）～2月24日（金）

### (4)調査方法

厚生労働省から示された「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づき、郵送による配布・返送方式による回収

### (5)調査の評価分析方法

調査結果については、（一社）日本老年学的評価研究機構に業務委託し、地域診断の指標による評価分析により、日常生活圏域ごとの地域の特徴や課題について把握

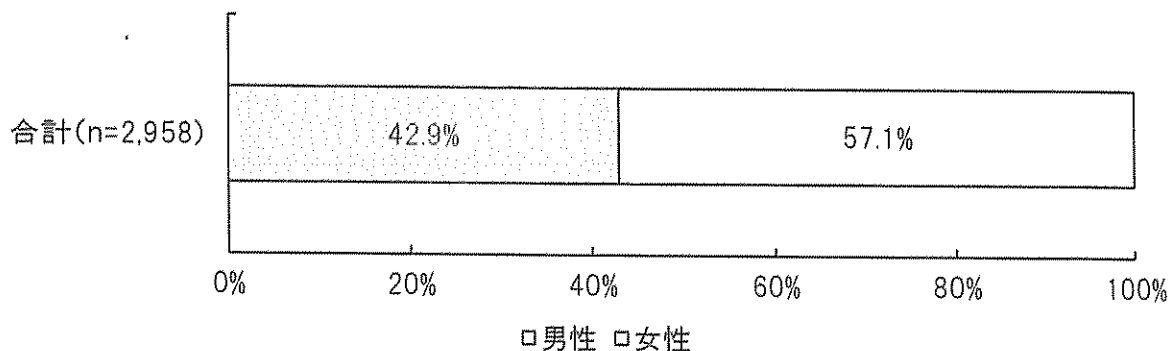
### (6)調査件数

2,958名（回収率59.2%）

#### ①性別

	対象者	回答者	回収率
男性	2,162	1,268	58.6%
女性	2,838	1,690	59.5%
総計	5,000	2,958	59.2%

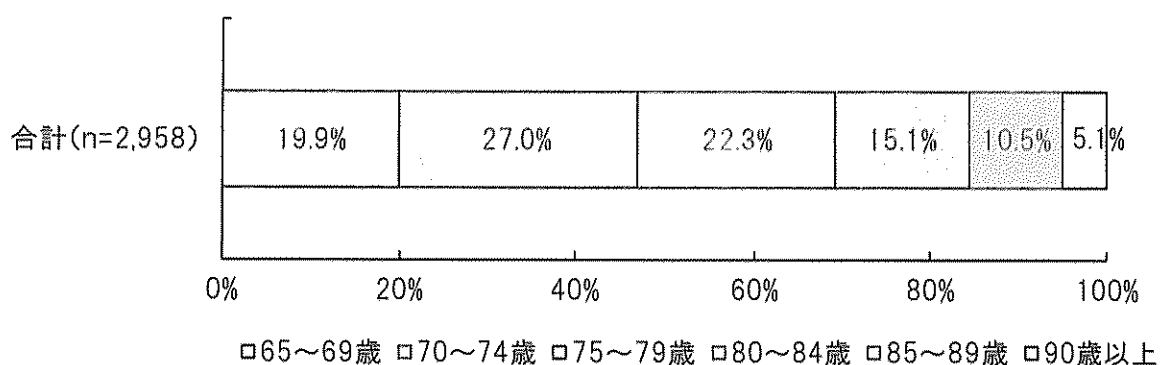
	回答率
男性	42.9%
女性	57.1%
総計	100%



②年代別

	対象者	回答者	回収率
65～69歳	1,074	588	55%
70～74歳	1,370	800	58%
75～79歳	1,021	661	65%
80～84歳	770	447	58%
85～89歳	502	311	62%
90歳以上	263	151	57%
総計	5,000	2,958	59.2%

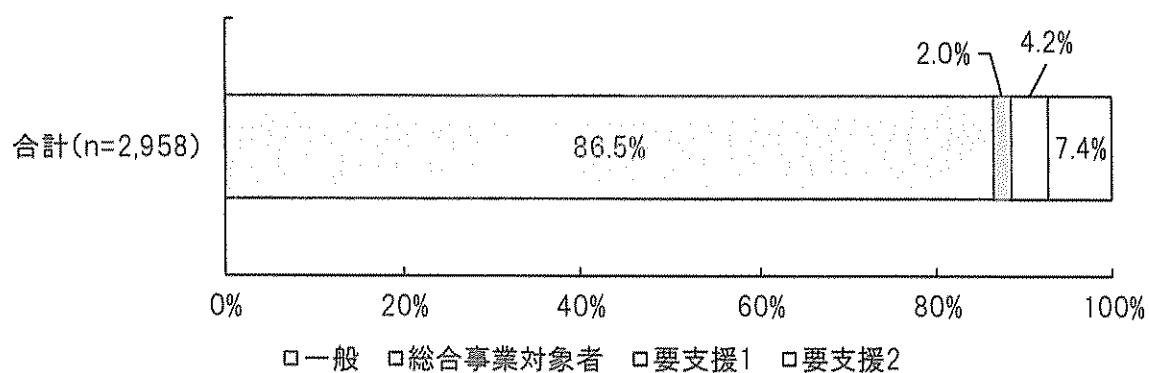
	回答率
65～69歳	19.9%
70～74歳	27.0%
75～79歳	22.3%
80～84歳	15.1%
85～89歳	10.5%
90歳以上	5.1%
総計	100%



③介護区分別

	対象者	回答者	回収率
一般	4,329	2,558	59%
総合事業対象者	89	58	65%
要支援1	216	123	57%
要支援2	366	219	60%
総計	5,000	2,958	59.2%

	回答率
一般	86.5%
総合事業対象者	2.0%
要支援1	4.2%
要支援2	7.4%
総計	100%

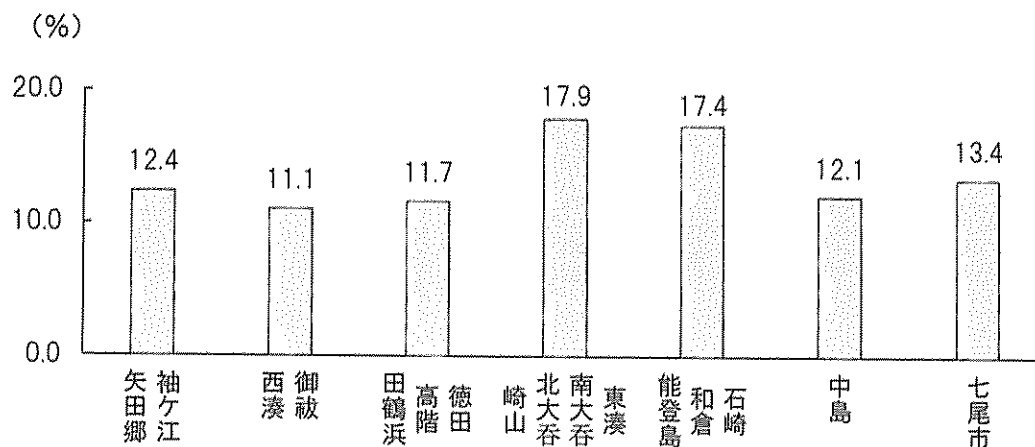




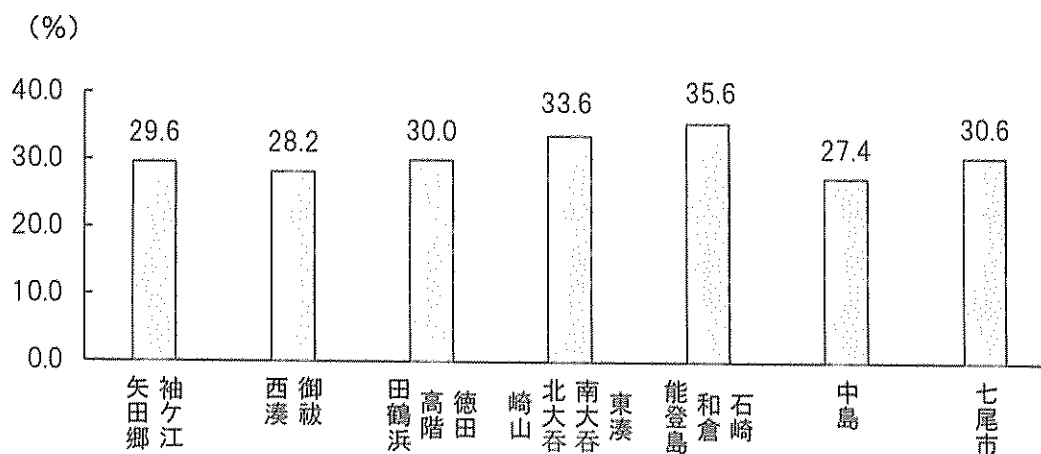
## 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の状況

圏域別に結果の状況を比較しました。圏域により抱える課題が異なることが分かります。

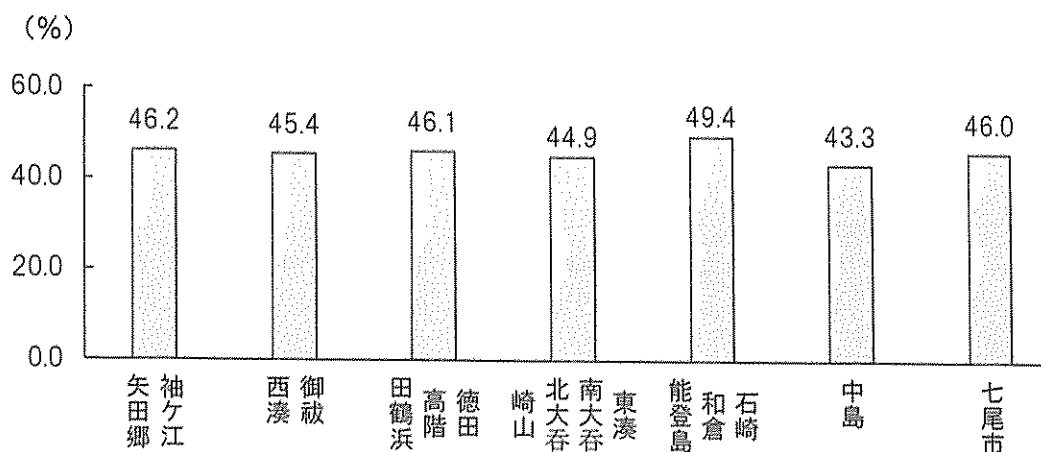
### ① 運動機能低下者割合



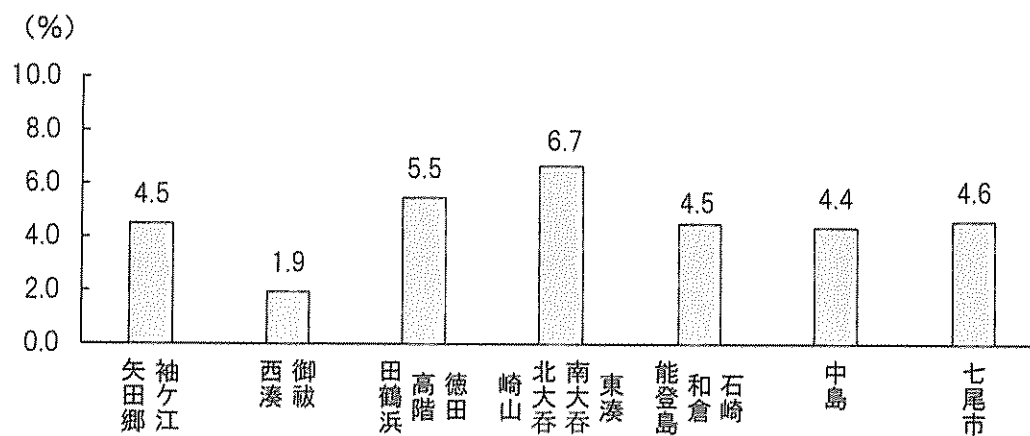
### ② 1年間の転倒あり割合



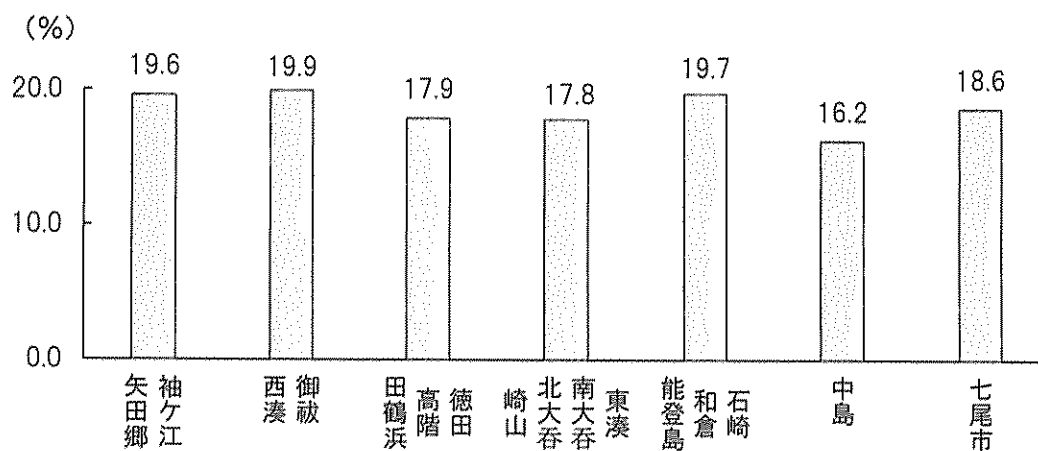
### ③ 物忘れが多い者の割合



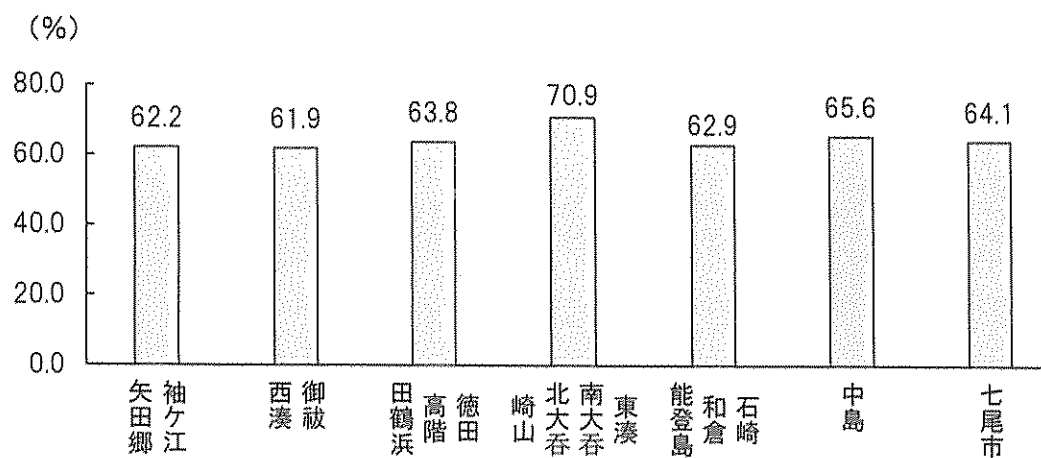
④ 閉じこもり者割合



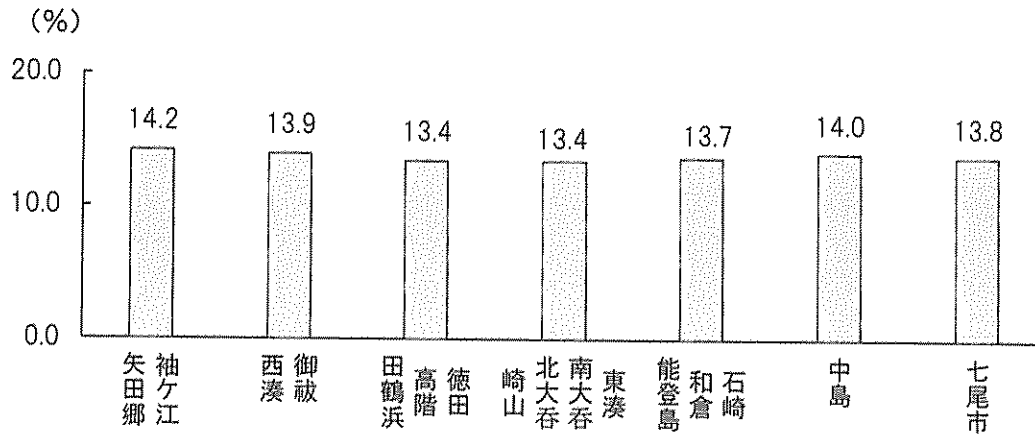
⑤ うつ割合



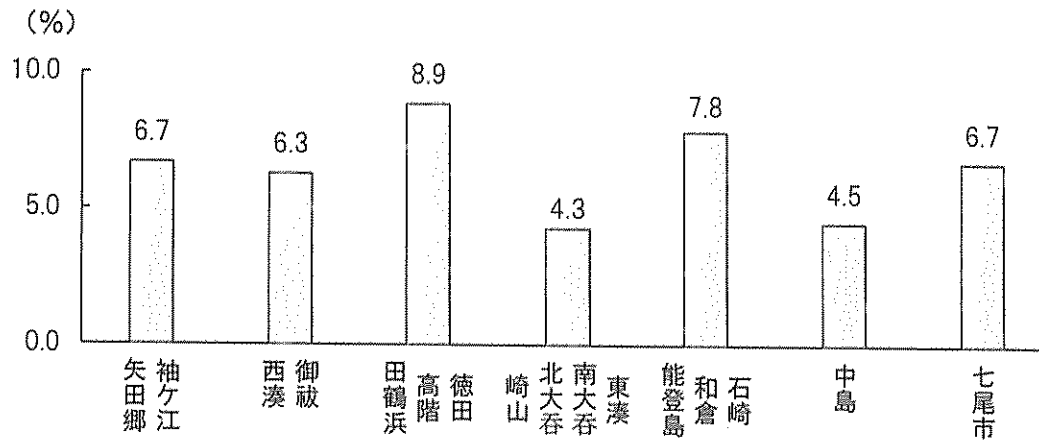
⑥ 残歯数19本以下の者の割合



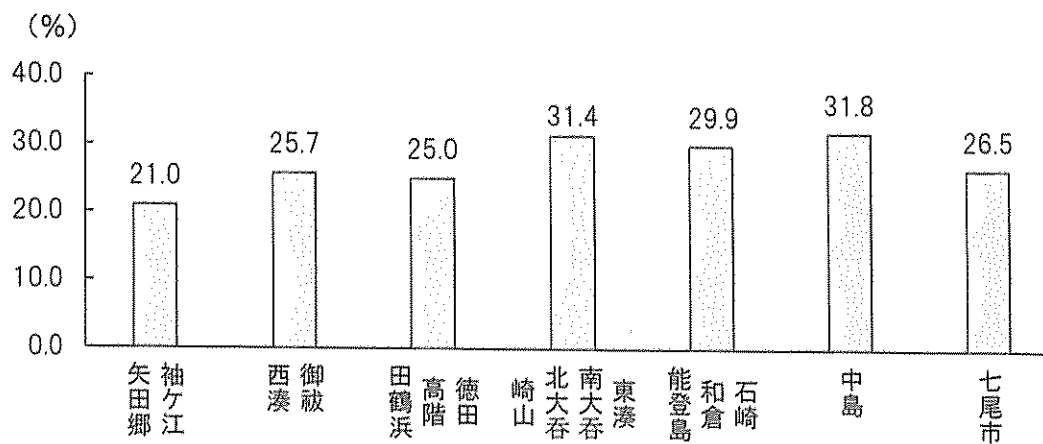
⑦ 要介護リスク点数の平均点



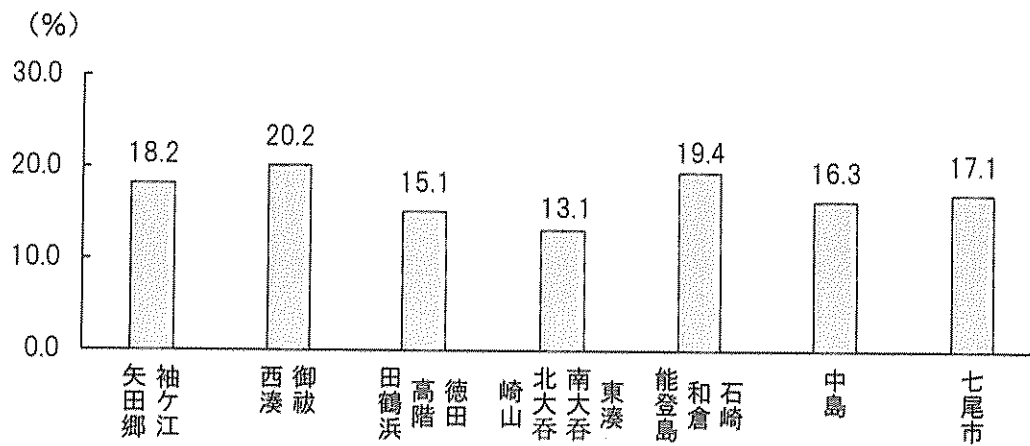
⑧ BMIが18.5未満の者の割合



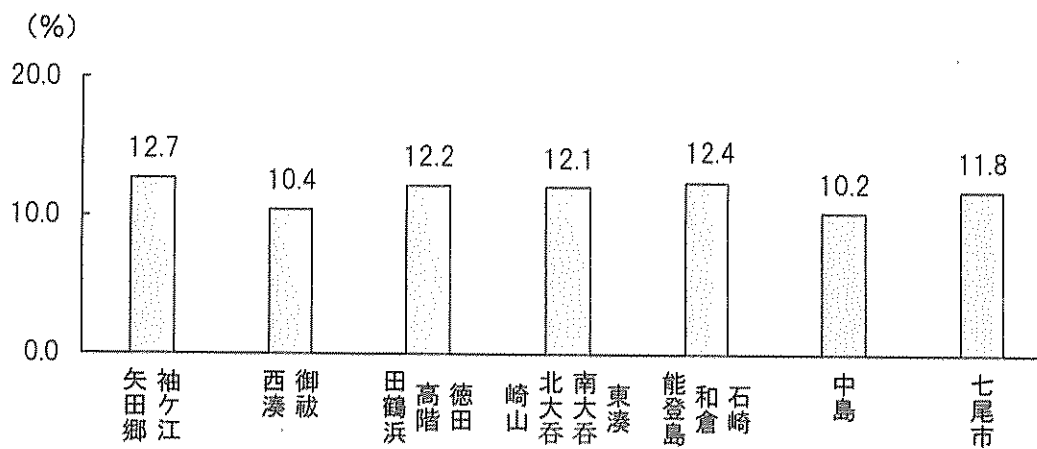
⑨ 肥満(BMI25以上)者割合



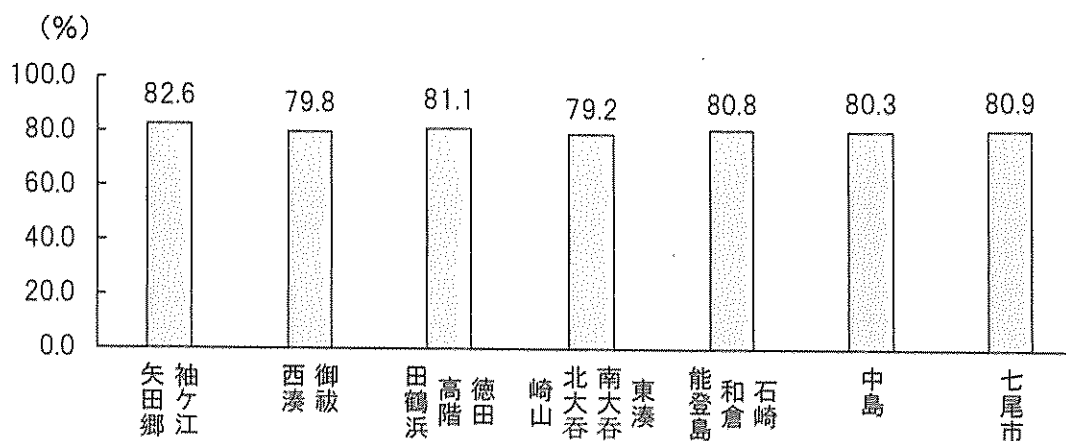
⑩ 独居者割合



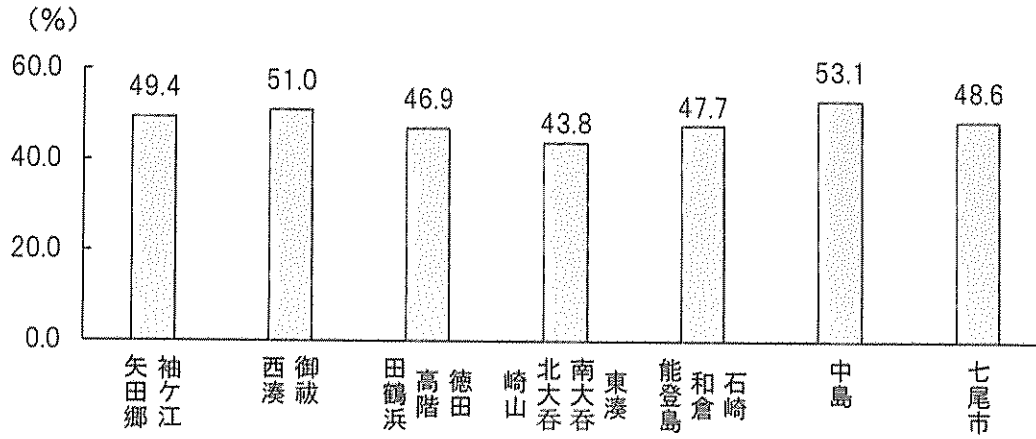
⑪ IADL(自立度)低下者割合



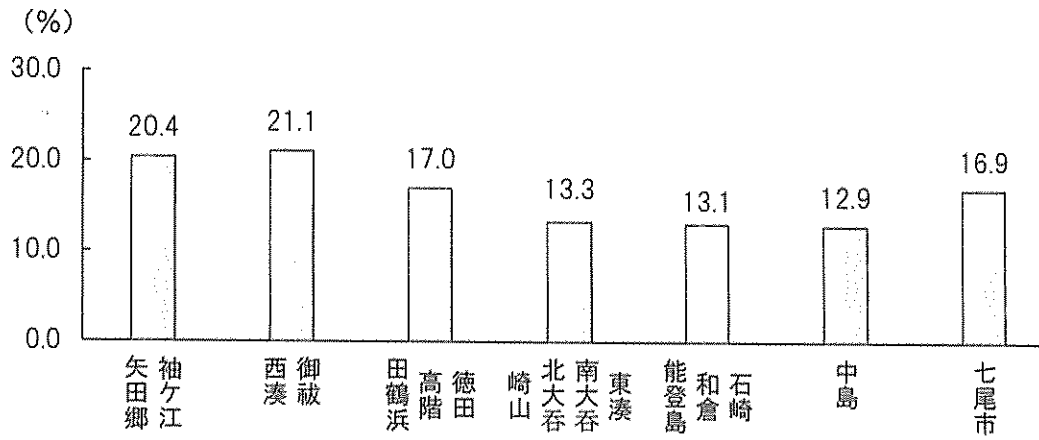
⑫ 主観的健康観が良い者の割合



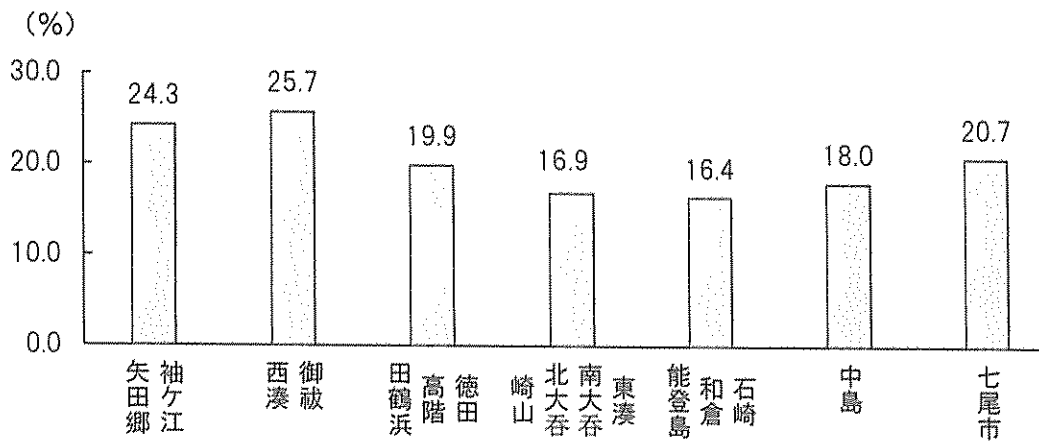
⑬ 幸福感がある者の割合



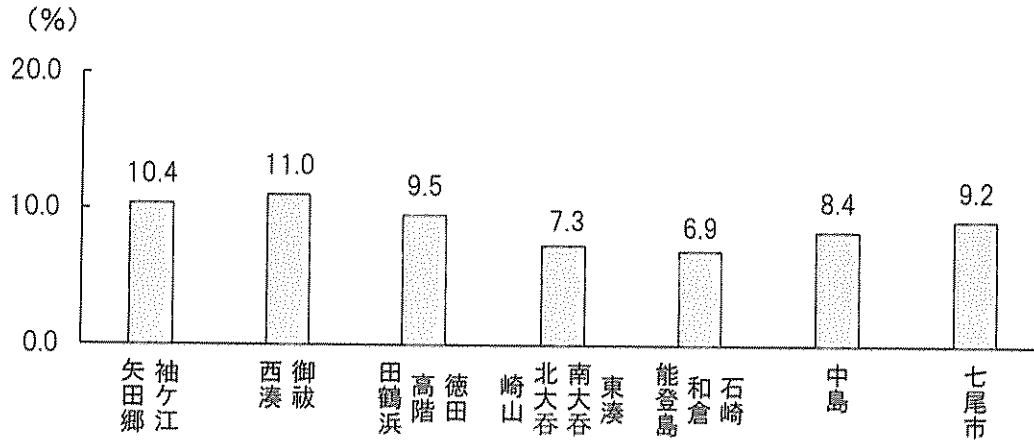
⑭ スポーツの会参加者(月1回以上)割合



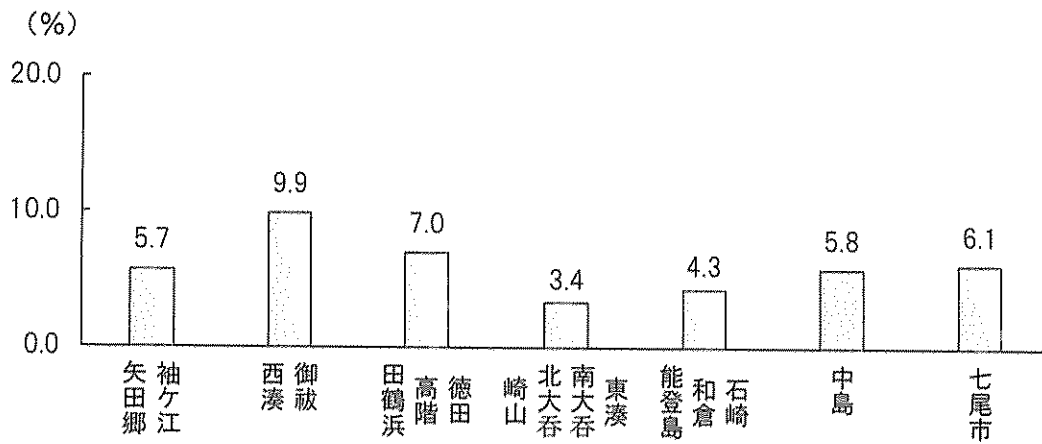
⑮ 趣味の会参加者(月1回以上)割合



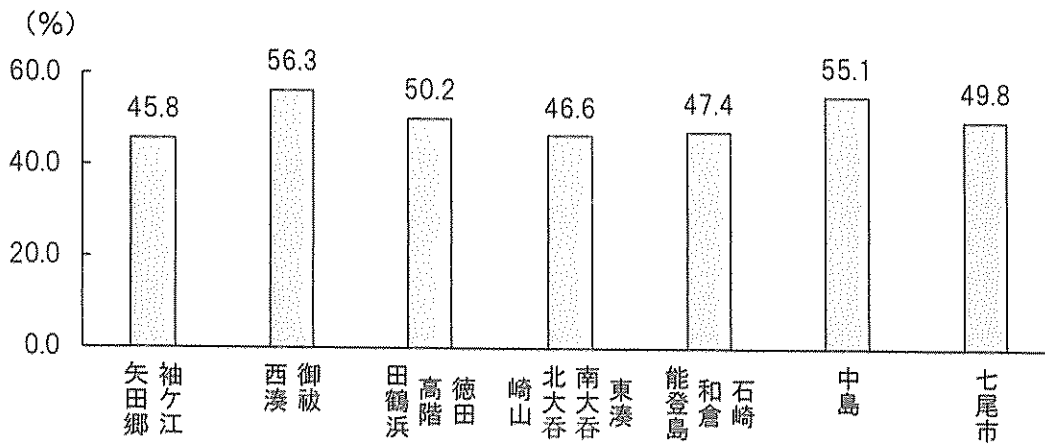
⑩ ボランティア参加者(月1回以上)割合



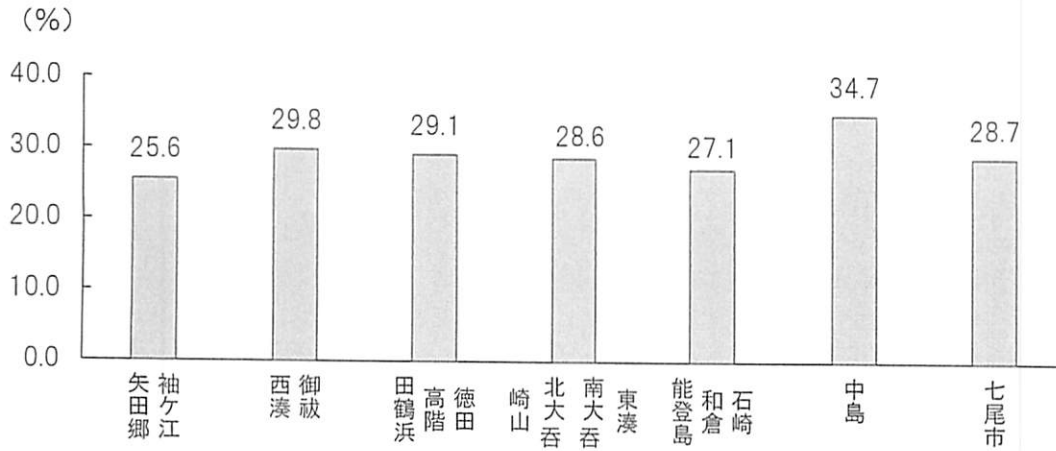
⑪ 学習・教養サークル参加者(月1回以上)割合



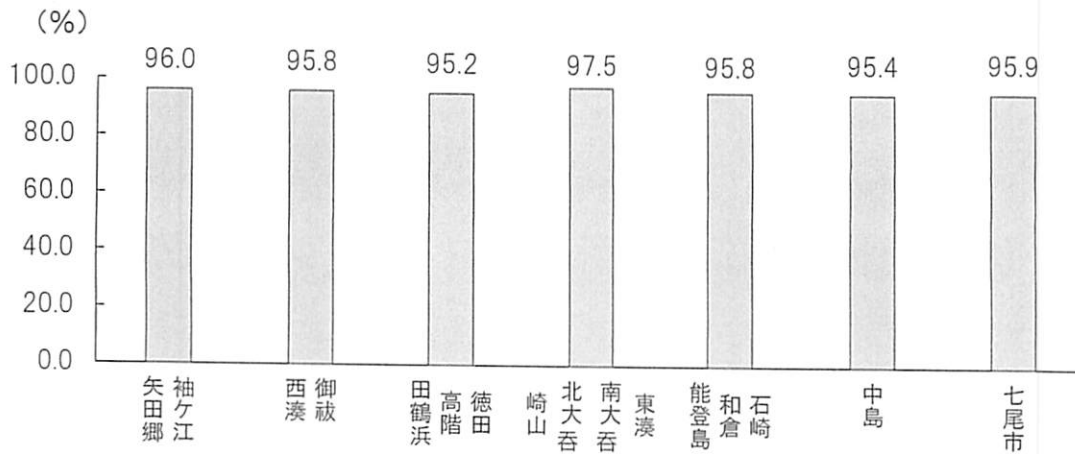
⑫ グループ活動へ参加意向がある者の割合



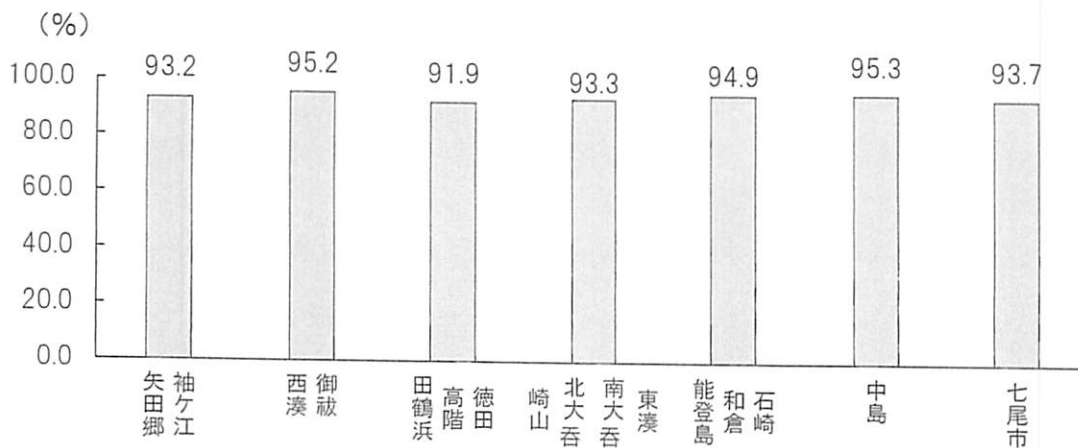
⑱ グループ活動(企画・運営)へ参加意向がある者の割合



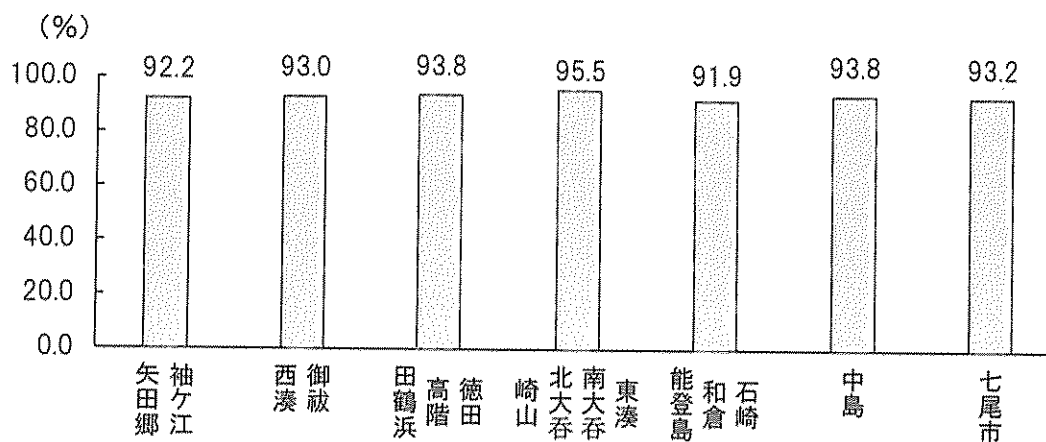
⑳ 情緒的(心配事や愚痴)サポート受領者割合



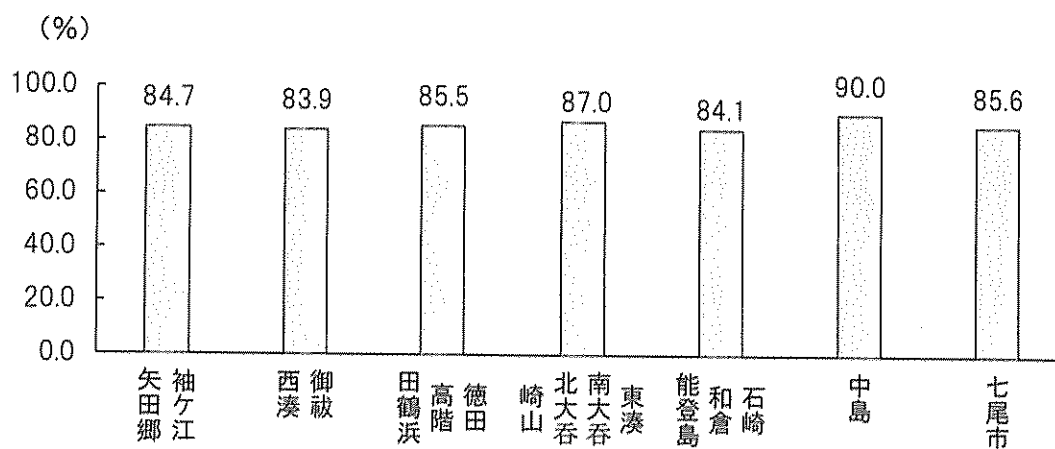
㉑ 情緒的(心配事や愚痴)サポート提供者割合



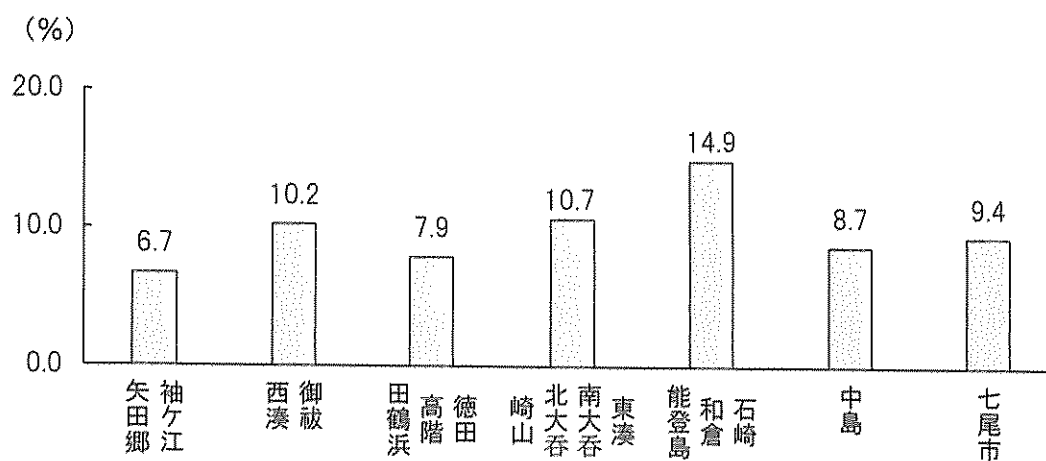
⑳ 手段的(看病や世話)サポート受領者割合



㉑ 手段的(看病や世話)サポート提供者割合

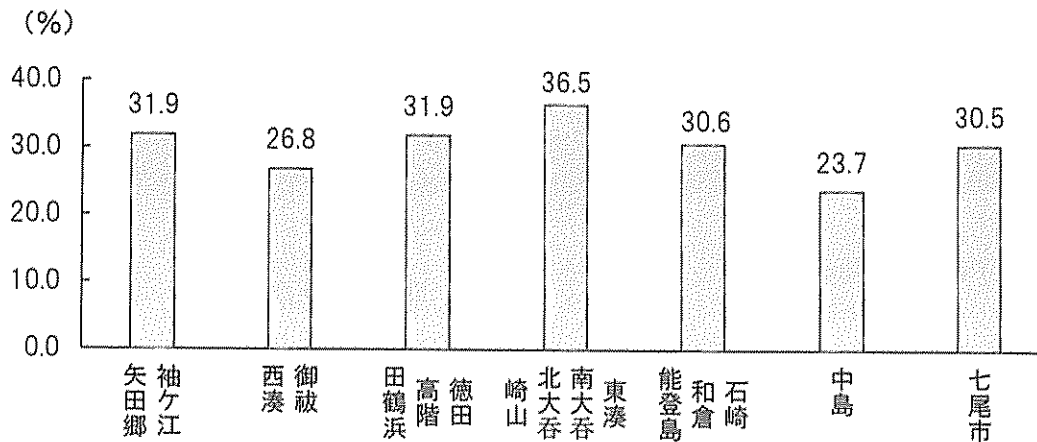


㉒ 喫煙する者の割合





㊸ 経済的不安感がある者の割合



圏域によって要介護になるリスクの状況や課題等が異なるため、個人の健康づくり等の取組みを支援するだけでなく、町内会等の活動を基盤とした既存のコミュニティを維持・活性化させていくことはもとより、老人クラブ、通いの場、ボランティア団体などの地域のさまざまな活動主体との協力によって地域の生活支援体制を強化していくとともに、高齢者の介護予防、社会参加につなげるなど、地域の実情に応じた対応を今後も検討していくことが重要と考えられます。

コラム：地域包括ケアの「植木鉢」

地域包括ケアシステムの5つの構成要素(住まい・医療・介護・予防・生活支援)をより詳しく、またこれらの要素が互いに連携しながら有機的な関係を担っていることを図示したものです。

地域における生活の基盤となる「住まい」「生活支援」をそれぞれ、植木鉢、土と捉え、専門的なサービスである「医療」「介護」「予防」を植物と捉えています。

植木鉢・土のないところに植物を植えても育たないのと同様に、地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となります。そのような養分を含んだ土があればこそ初めて、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が効果的な役目を果たすものと考えられます。

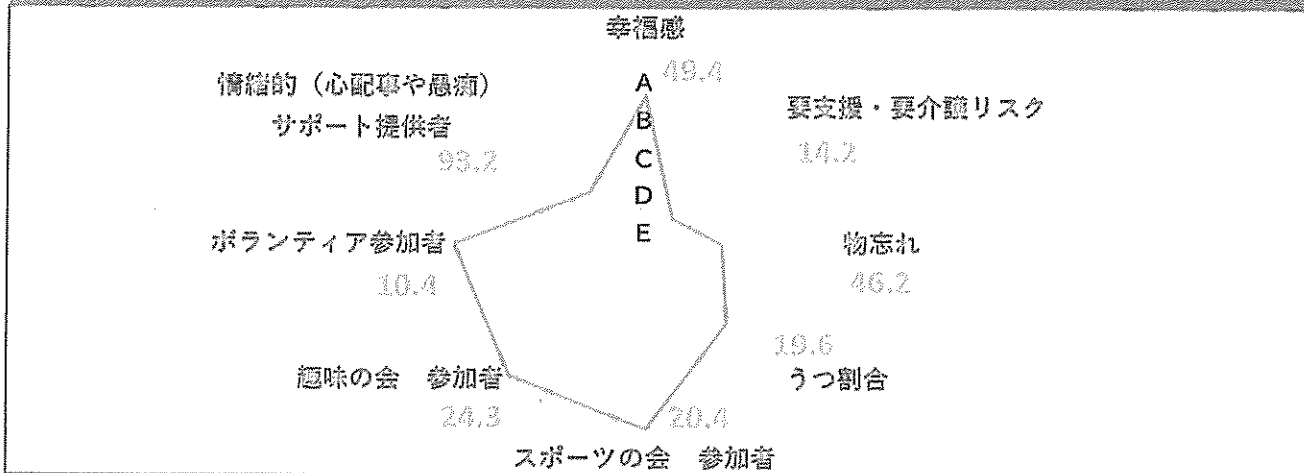


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

## 袖ヶ江・矢田郷地区 高齢者全体 介護予防の取り組みと社会参加の概要

強みと課題を明らかにするため、主要指標として8指標を抜粋し、七尾市内の6圏域で比較した結果を示します。

袖ヶ江・矢田郷地区 高齢者全体 介護予防評価グラフ ※1



※1 各指標の七尾市圏域間の順位を、5段階分位したものを記載しております。面積が大きいくほど、良い順位を意味し、Cが七尾市6圏域の平均にあたります。要支援・要介護リスクや、物忘れ、うつ割合は数値が小さいほど順位が高くなります。そのほかの指標は数値が高いほど順位が高くなっています。）

		圏域	数値	七尾市6圏域平均
幸福感	幸福感がある者の割合がやや高い	B	49.4	48.7
要支援・要介護リスク	要介護リスク点数の平均点が高い	E	14.2	13.8
物忘れ	物忘れが多い者の割合が高い	E	46.2	45.9
うつ割合	うつ割合(ニーズ調査)は平均	C	19.6	18.5
スポーツの会 参加者	スポーツの会参加者(月1回以上)割合が高い	A	20.4	16.3
趣味の会 参加者	趣味の会参加者(月1回以上)割合が高い	A	24.3	20.2
ボランティア参加者	ボランティア参加者(月1回以上)割合が高い	A	10.4	8.9
情緒的(心配事や愚痴) サポート提供者	情緒的(心配事や愚痴)サポート提供者割合が低い	E	93.2	93.9

### コメント

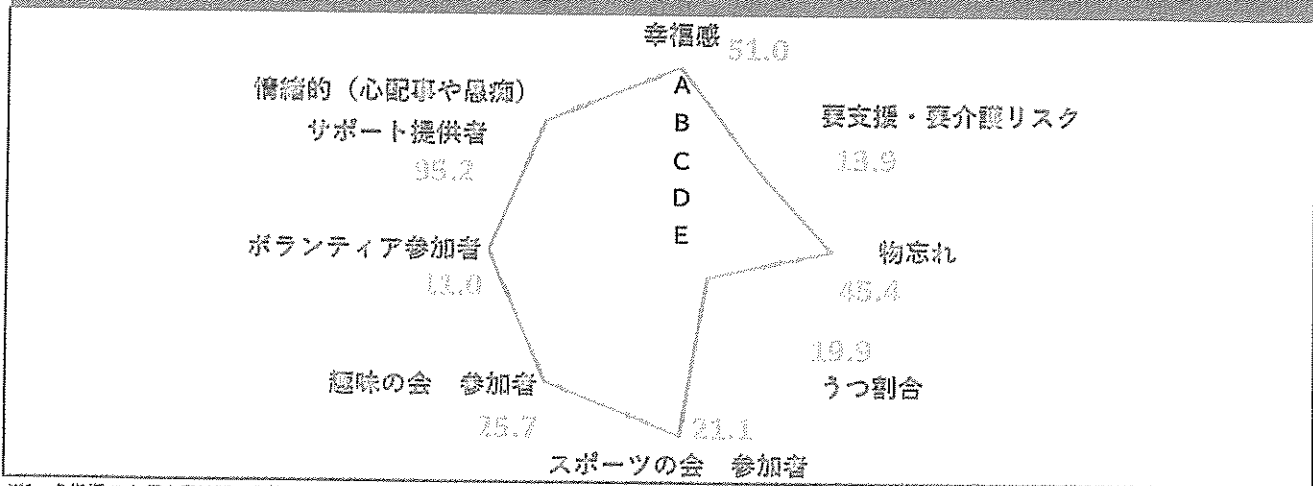
特徴・強みである指標は「肥満(BMI25以上)者割合」「主観的健康感が良い者の割合」「喫煙する者の割合」「残歯数19本以下の者の割合」「スポーツの会参加者(月1回以上)割合」「趣味の会参加者(月1回以上)割合」「ボランティア参加者(月1回以上)割合」「情緒的(心配事や愚痴)サポート受領者割合」の8指標でした。

一方、課題のある指標は、「要介護リスク点数の平均点」「IADL(自立度)低下者割合」「グループ活動へ参加意向がある者の割合」「グループ活動(企画・運営)へ参加意向がある者の割合」「物忘れが多い者の割合」「情緒的(心配事や愚痴)サポート提供者割合」「手段的(看病や世話)サポート受領者割合」「経済的不安感がある者の割合」であることが考えられます。

## 御祓・西浜地区 高齢者全体 介護予防の取り組みと社会参加の概要

強みと課題を明らかにするため、主要指標として8指標を抜粋し、七尾市内の6圏域で比較した結果を示します。

御祓・西浜地区 高齢者全体 介護予防評価グラフ ※1



※1 各指標の七尾市圏域間の順位を、5段階分位したものを記載しております。面積が大きいほど、良い順位を意味し、Cが七尾市6圏域の平均にあたります。要支援・要介護リスクや、物忘れ、うつ割合は数値が小さいほど順位が高くなります。そのほかの指標は数値が高いほど順位が高くなっています。)

		階層	数値	七尾市6圏域 平均
幸福感	幸福感がある者の割合が高い	A	51.0	48.7
要支援・要介護リスク	要介護リスク点数の平均点は平均	C	13.9	13.8
物忘れ	物忘れが多い者の割合がやや低い	B	45.4	45.9
うつ割合	うつ割合(ニーズ調査)が高い	E	19.9	18.5
スポーツの会 参加者	スポーツの会参加者(月1回以上)割合が高い	A	21.1	16.3
趣味の会 参加者	趣味の会参加者(月1回以上)割合が高い	A	25.7	20.2
ボランティア参加者	ボランティア参加者(月1回以上)割合が高い	A	11.0	8.9
情緒的(心配事や愚痴) サポート提供者	情緒的(心配事や愚痴)サポート提供者割合が高い	A	95.2	93.9

### コメント

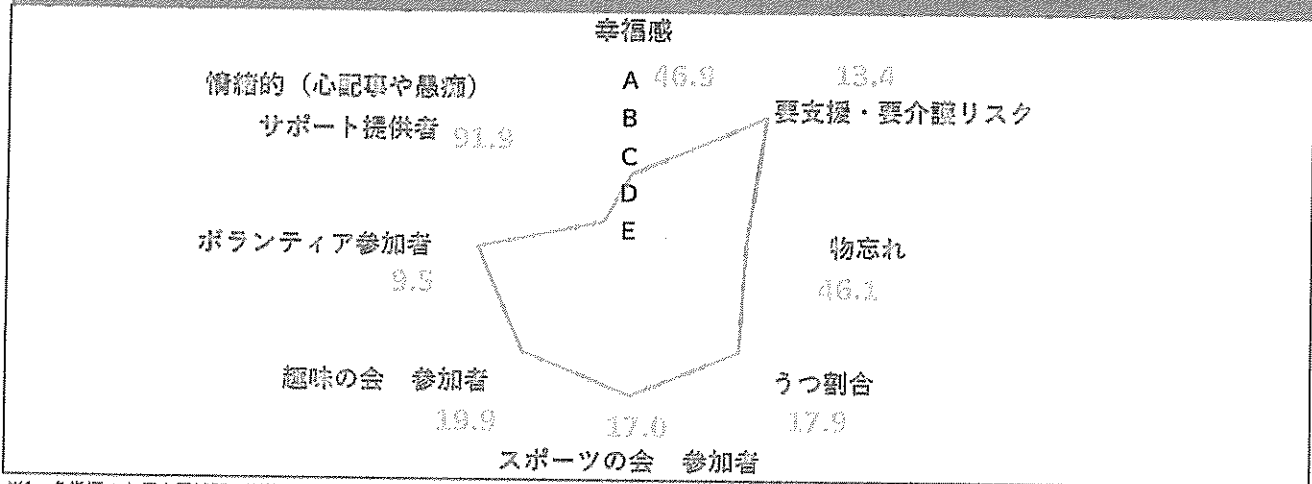
特徴・強みである指標は「運動機能低下者割合」「閉じこもり者割合」「残歯数19本以下の者の割合」「スポーツの会参加者(月1回以上)割合」「趣味の会参加者(月1回以上)割合」「ボランティア参加者(月1回以上)割合」「学習・教養サークル参加者(月1回以上)割合」「グループ活動へ参加意向がある者の割合」「1年間の転倒あり割合」「IADL(自立度)低下者割合」「幸福感がある者の割合」「グループ活動(企画・運営)へ参加意向がある者の割合」「情緒的(心配事や愚痴)サポート提供者割合」「経済的不安感がある者の割合」の14指標でした。

一方、課題のある指標は、「うつ割合(ニーズ調査)」「独居者割合」「手段的(看病や世話)サポート提供者割合」「主観的健康感が良い者の割合」であることが考えられます。

## 徳田・高階・田鶴浜地区 高齢者全体 介護予防の取り組みと社会参加の概要

強みと課題を明らかにするため、主要指標として8指標を抜粋し、七尾市内の6圏域で比較した結果を示します。

徳田・高階・田鶴浜地区 高齢者全体 介護予防評価グラフ ※1



※1 各指標の七尾市圏域間の順位を、5段階分位したものを記載しております。面積が大きいほど、良い順位を意味し、Cが七尾市6圏域の平均にあたります。要支援・要介護リスクや、物忘れ、うつ割合は数値が小さいほど順位が高くなります。そのほかの指標は数値が高いほど順位が高くなっています。）

		評価	数値	七尾市6圏域 平均
幸福感	幸福感がある者の割合が低い	E	46.9	49.7
要支援・要介護リスク	要介護リスク点数の平均点が低い	A	13.4	13.8
物忘れ	物忘れが多い者の割合は平均	C	46.1	45.9
うつ割合	うつ割合（ニーズ調査）がやや低い	B	17.9	18.5
スポーツの会 参加者	スポーツの会参加者(月1回以上)割合がやや高い	B	17.0	16.3
趣味の会 参加者	趣味の会参加者(月1回以上)割合がやや高い	B	19.9	20.2
ボランティア参加者	ボランティア参加者(月1回以上)割合がやや高い	B	9.5	8.9
情緒的(心配事や愚痴) サポート提供者	情緒的(心配事や愚痴)サポート提供者割合が低い	E	91.9	93.9

### コメント

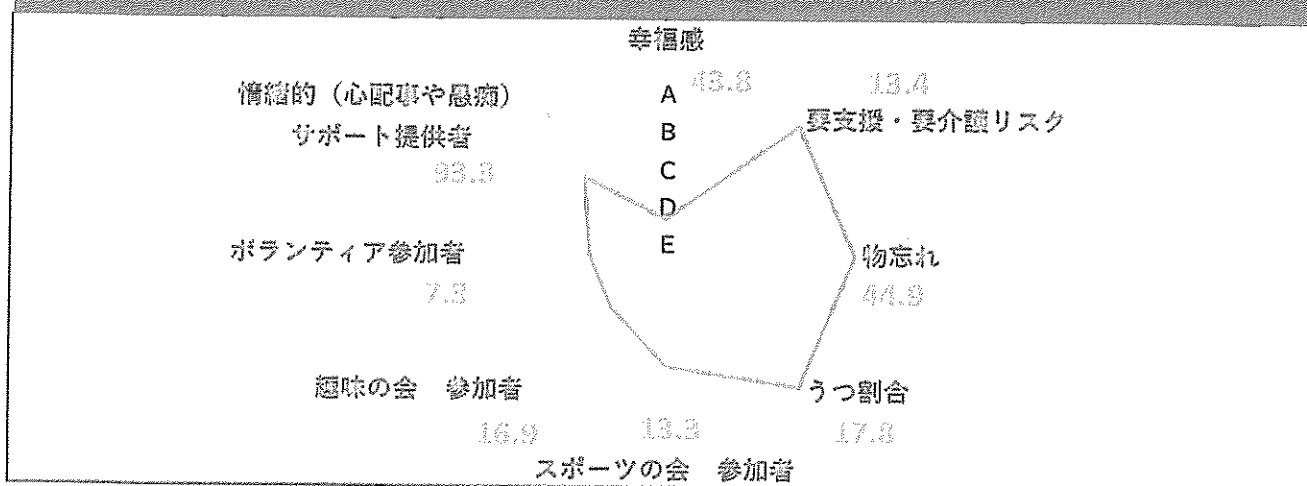
特徴・強みである指標は「運動機能低下者割合」「要介護リスク点数の平均点」「肥満(BMI25以上)者割合」「独居者割合」「主観的健康感が良い者の割合」「学習・教養サークル参加者(月1回以上)割合」「喫煙する者の割合」の7指標でした。

一方、課題のある指標は、「BMIが18.5未満の者の割合」「情緒的(心配事や愚痴)サポート受領者割合」「情緒的(心配事や愚痴)サポート提供者割合」「閉じこもり者割合」「幸福感がある者の割合」であることが考えられます。

## 東濃・南大谷・北大谷・嶺山地区 高齢者全体 介護予防の取り組みと社会参加の概要

強みと課題を明らかにするため、主要指標として8指標を抜粋し、七尾市内の6圏域で比較した結果を示します。

東濃・南大谷・北大谷・嶺山地区 高齢者全体 介護予防評価グラフ ※1



※1 各指標の七尾市圏域間の順位を、5段階分位したものを記載しております。面積が大きいほど、良い順位を意味し、Cが七尾市6圏域の平均にあたります。要支援・要介護リスクや、物忘れ、うつ割合は数値が小さいほど順位が高くなります。そのほかの指標は数値が高いほど順位が高くなっています。

		評価	数値	七尾市6圏域平均
幸福感	幸福感がある者の割合が低い	E	43.8	48.7
要支援・要介護リスク	要介護リスク点数の平均点が低い	A	13.4	13.8
物忘れ	物忘れが多い者の割合が低い	A	44.9	45.9
うつ割合	うつ割合(ニーズ調査)が低い	A	17.8	18.5
スポーツの会 参加者	スポーツの会参加者(月1回以上)割合は平均	C	13.3	16.3
趣味の会 参加者	趣味の会参加者(月1回以上)割合が低い	E	16.9	20.2
ボランティア参加者	ボランティア参加者(月1回以上)割合が低い	E	7.3	8.9
情緒的(心配事や愚痴) サポート提供者	情緒的(心配事や愚痴)サポート提供者割合は平均	C	93.3	93.9

### コメント

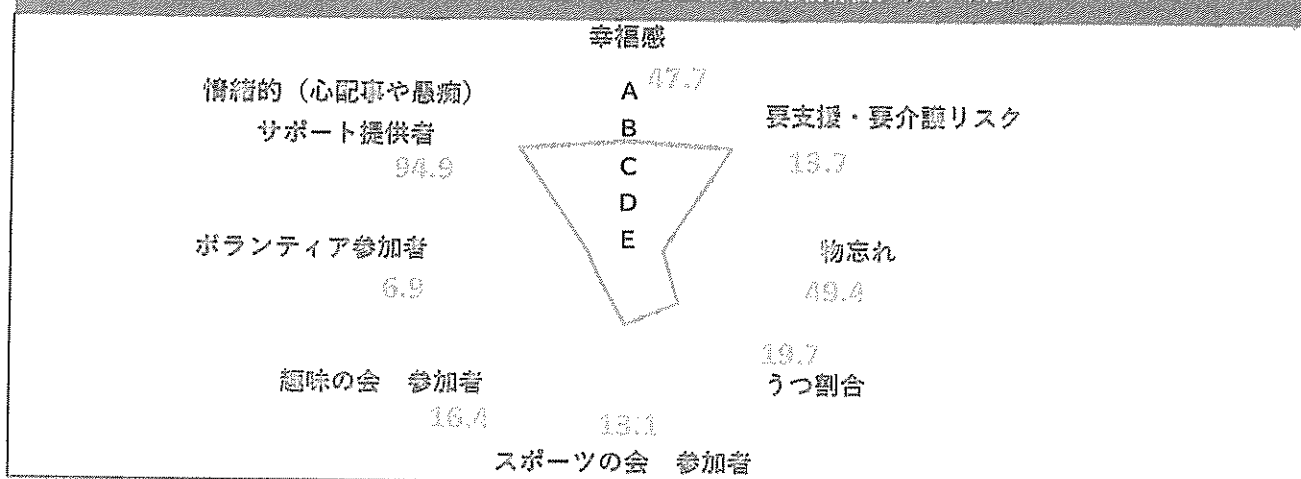
特徴・強みである指標は「要介護リスク点数の平均点」「BMIが18.5未満の者の割合」「独居者割合」「情緒的(心配事や愚痴)サポート受領者割合」「手段的(看病や世話)サポート受領者割合」「物忘れが多い者の割合」「うつ割合(ニーズ調査)」「手段的(看病や世話)サポート提供者割合」の8指標でした。

一方、課題のある指標は、「運動機能低下者割合」「閉じこもり者割合」「残歯数19本以下の者の割合」「主観的健康感が良い者の割合」「幸福感がある者の割合」「学習・教養サークル参加者(月1回以上)割合」「経済的不安感がある者の割合」「1年間の転倒あり割合」「肥満(BMI25以上)者割合」「趣味の会参加者(月1回以上)割合」「ボランティア参加者(月1回以上)割合」「グループ活動へ参加意向がある者の割合」「喫煙する者の割合」であることが考えられます。

## 石崎・和倉・能登島地区 高齢者全体 介護予防の取り組みと社会参加の概要

強みと課題を明らかにするため、主要指標として8指標を抜粋し、七尾市内の6圏域で比較した結果を示します。

石崎・和倉・能登島地区 高齢者全体 介護予防評価グラフ ※1



※1 各指標の七尾市圏域間の順位を、5段階分位したものを記載しております。面積が大きいほど、良い順位を意味し、Cが七尾市6圏域の平均にあたります。要支援・要介護リスクや、物忘れ、うつ割合は数値が小さいほど順位が高くなります。そのほかの指標は数値が高いほど順位が高くなっています。

		順位	数値	七尾市6圏域 平均
幸福感	幸福感がある者の割合は平均	C	47.7	48.7
要支援・要介護リスク	要介護リスク点数の平均点がやや低い	B	13.7	13.8
物忘れ	物忘れが多い者の割合が高い	E	49.4	45.9
うつ割合	うつ割合(ニーズ調査)が高い	E	19.7	18.5
スポーツの会 参加者	スポーツの会参加者(月1回以上)割合が低い	E	13.1	16.3
趣味の会 参加者	趣味の会参加者(月1回以上)割合が低い	E	16.4	20.2
ボランティア参加者	ボランティア参加者(月1回以上)割合が低い	E	6.9	8.9
情緒的(心配事や愚痴) サポート提供者	情緒的(心配事や愚痴)サポート提供者割合がやや高い	B	94.9	93.9

### コメント

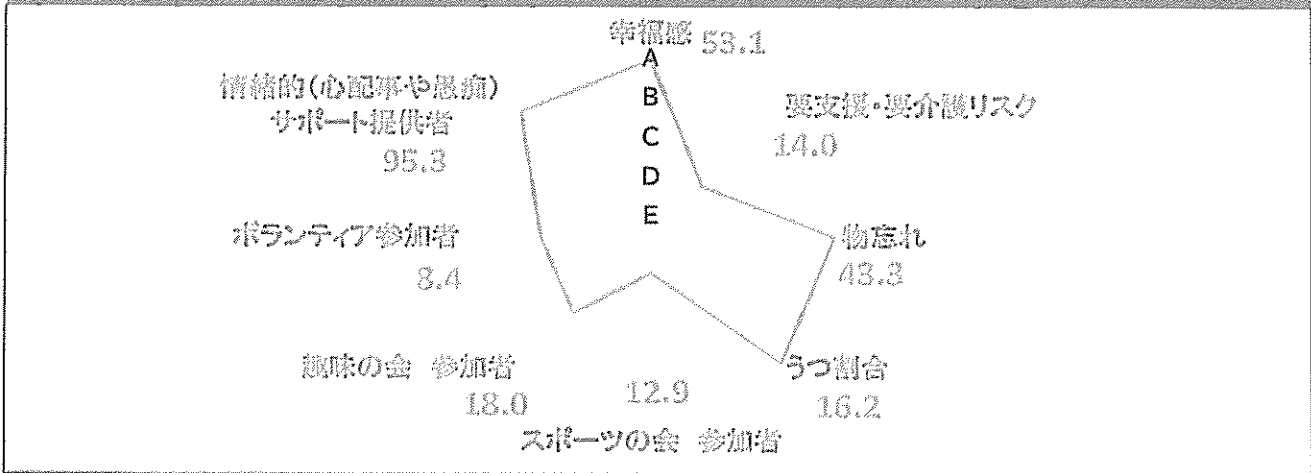
相対的に七尾市内では平均的な値です。

一方、課題のある指標は、「1年間の転倒あり割合」「物忘れが多い者の割合」「趣味の会参加者(月1回以上)割合」「ボランティア参加者(月1回以上)割合」「手段的(看病や世話)サポート受領者割合」「喫煙する者の割合」「運動機能低下者割合」「うつ割合(ニーズ調査)」「BMIが18.5未満の者の割合」「独居者割合」「IADL(自立度)低下者割合」「スポーツの会参加者(月1回以上)割合」「学習・教養サークル参加者(月1回以上)割合」「グループ活動(企画・運営)へ参加意向がある者の割合」「手段的(看病や世話)サポート提供者割合」であることが考えられます。

## 中島地区 高齢者全体 介護予防の取り組みと社会参加の概要

強みと課題を明らかにするため、主要指標として8指標を抜粋し、七尾市内の6圏域で比較した結果を示します。

中島地区 高齢者全体 介護予防評価グラフ ※1



※1 各指標の七尾市圏域間の順位を、5段階分位したものを記載しております。面積が大きいほど、良い順位を意味し、Cが七尾市6圏域の平均にあたります。要支援・要介護リスクや、物忘れ、うつ割合は数値が小さいほど順位が高くなります。そのほかの指標は数値が高いほど順位が高くなっています。）

		評価	数値	七尾市6圏域平均
幸福感	幸福感がある者の割合が高い	A	53.1	48.7
要支援・要介護リスク	要介護リスク点数の平均点が高い	E	14.0	13.8
物忘れ	物忘れが多い者の割合が低い	A	43.3	45.9
うつ割合	うつ割合（ニーズ調査）が低い	A	16.2	18.5
スポーツの会 参加者	スポーツの会参加者(月1回以上)割合が低い	E	12.9	16.3
趣味の会 参加者	趣味の会参加者(月1回以上)割合は平均	C	18.0	20.2
ボランティア参加者	ボランティア参加者(月1回以上)割合は平均	C	8.4	8.9
情緒的(心配事や愚痴) サポート提供者	情緒的(心配事や愚痴)サポート提供者割合が高い	A	95.3	93.9

### コメント

特徴・強みである指標は「1年間の転倒あり割合」「物忘れが多い者の割合」「うつ割合（ニーズ調査）」「IADL(自立度)低下者割合」「幸福感がある者の割合」「グループ活動(企画・運営)へ参加意向がある者の割合」「情緒的(心配事や愚痴)サポート提供者割合」「手段的(看病や世話)サポート提供者割合」「経済的不安感がある者の割合」「閉じこもり者割合」「BMIが18.5未満の者の割合」「グループ活動へ参加意向がある者の割合」「手段的(看病や世話)サポート受領者割合」の13指標でした。

一方、課題のある指標は、「肥満(BMI25以上)者割合」「スポーツの会参加者(月1回以上)割合」「残歯数19本以下の者の割合」「要介護リスク点数の平均点」「情緒的(心配事や愚痴)サポート受領者割合」であることが考えられます。

<参考資料>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 指標の定義

項番	指標名	単位	指標の定義
1	運動機能低下者割合	%	以下5項目のうち3項目以上当てはまる人の割合。 ①階段を手すりつたらず昇ることができない ②椅子からつかまらず立つことができない ③15分位続けて歩くことができない ④過去1年で転んだ経験が1度または何度もある ⑤転倒に対して不安である
2	1年間の転倒あり割合	%	過去1年間に1度または何度も転んだ経験がある人の割合。
3	物忘れが多い者の割合	%	物忘れが多いと感じる人の割合。
4	閉じこもり者割合	%	外出する頻度が、週1回未満の人の割合。
5	うつ割合(ニーズ調査)	%	以下の2項目両方に該当する人の割合 ①この1か月間、気分が沈んだり、憂鬱 ②この1か月間、興味がわかない、楽しめない
6	残歯数19本以下の者の割合	%	残歯数19本以下の者の割合
7	要介護リスク点数の平均点	%	以下の項目から算出される点数の平均点(要支援・要介護リスク評価尺度) ①性別、②年齢、③バスや電車で使って1人で外出できない、④自分で食品・日用品の買い物ができない、⑤自分で預貯金の出し入れができない、⑥階段を手すりつたらず昇ることができない、⑦椅子からつかまらず立つことができない、⑧15分位続けて歩くことができない、⑨過去1年で転んだ経験が1度または何度もある、⑩転倒に対して不安である、⑪身長・体重(BMI)が18.5未満、⑫昨年より外出の回数が減っている
8	BMIが18.5未満の者の割合	%	BMIが18.5未満の者の割合。
9	肥満(BMI25以上)者割合	%	肥満(BMIが25以上)者の割合。
10	独居者割合	%	家族構成が一人暮らしの人の割合。
11	IADL(自立度)低下者割合	%	以下の5項目のうち1項目以上当てはまる人の割合。 ①バスや電車で使って1人で外出できない ②自分で食品・日用品の買い物ができない ③自分で食事の用意ができない ④自分で請求書の支払いができない ⑤自分で預貯金の出し入れができない
12	主観的健康感が良い者の割合	%	現在の健康状態が「とてもよい」または「まあよい」と感じている人の割合。
13	幸福感がある者の割合	%	「現在の程度幸せですか」に対して「8点」以上と回答した人の割合。
14	スポーツの会参加者(月1回以上)割合	%	スポーツグループへの参加頻度(月1回以上)
15	趣味の会参加者(月1回以上)割合	%	趣味関係グループへの参加頻度(月1回以上)
16	ボランティア参加者(月1回以上)割合	%	ボランティアグループへの参加頻度(月1回以上)
17	学習・教養サークル参加者(月1回以上)割合	%	学習・教養グループへの参加頻度(月1回以上)
18	グループ活動へ参加意向がある者の割合	%	下記の設問について①または②に当てはまる人の割合。地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。 ①是非参加したい ②参加してもよい ③参加したくない ④既に参加している
19	グループ活動(企画・運営)へ参加意向がある者の割合	%	下記の設問について①または②に当てはまる人の割合。地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか。 ①是非参加したい ②参加してもよい ③参加したくない ④既に参加している
20	情緒的(心配事や愚痴)サポート受領者割合	%	あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人(以下の①～⑦のいずれかがいる人)の割合。①配偶者、②同居の子ども、③別居の子ども、④兄弟姉妹・親戚・親・孫、⑤近隣、⑥友人、⑦その他
21	情緒的(心配事や愚痴)サポート提供者割合	%	あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人(以下の①～⑦のいずれかがいる人)の割合。①配偶者、②同居の子ども、③別居の子ども、④兄弟姉妹・親戚・親・孫、⑤近隣、⑥友人、⑦その他
22	手段的(看病や世話)サポート受領者割合	%	あなたの看病や世話をしてくれる人(以下の①～⑦のいずれかがいる人)の割合。①配偶者、②同居の子ども、③別居の子ども、④兄弟姉妹・親戚・親・孫、⑤近隣、⑥友人、⑦その他
23	手段的(看病や世話)サポート提供者割合	%	あなたが看病や世話をしてくれる人(以下の①～⑦のいずれかがいる人)の割合。①配偶者、②同居の子ども、③別居の子ども、④兄弟姉妹・親戚・親・孫、⑤近隣、⑥友人、⑦その他
24	喫煙する者の割合	%	たばこを吸っている人の割合。
25	経済的不安感がある者の割合	%	現在の暮らしの状況を経済的にみて「大変苦しい」または「やや苦しい」と感じている人の割合。



## 2 在宅介護実態調査結果の概要

### 調査の概要

#### (1) 目的

「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職を無くしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討し、第9期介護保険事業計画・老人福祉計画の策定に反映することを目的とする。

#### (2) 内容

##### ○調査対象者

在宅で要支援・要介護認定を受けている方およびその家族

##### ○調査期間

令和5年1月16日～令和5年4月30日

##### ○調査方法

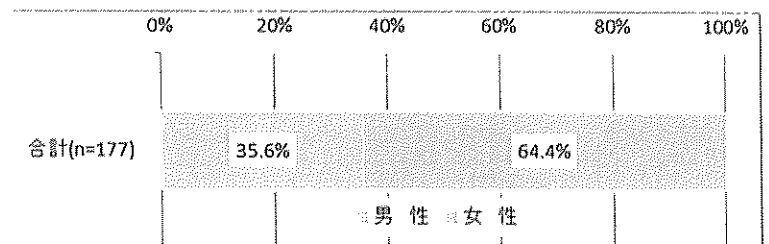
厚生労働省より示された「在宅介護実態調査実施のための手引き」に基づき、七尾市職員調査員が要介護認定訪問調査時、調査員による記入、および主介護者が記入

##### ○調査件数

177件

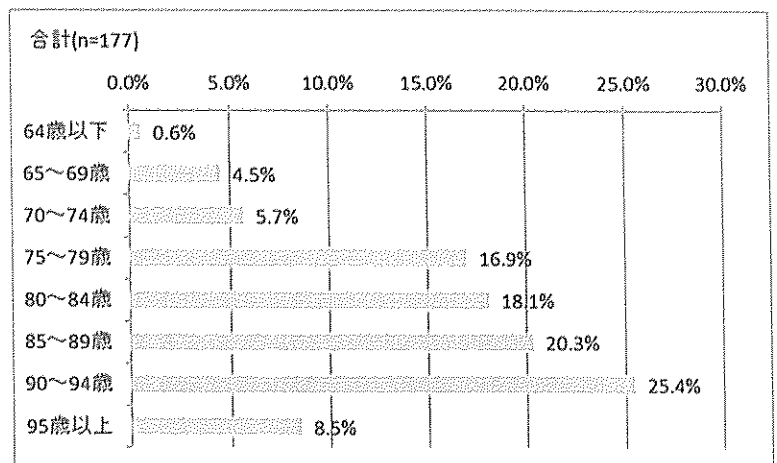
#### ① 要介護対象者性別

	人数	%
男性	63	35.6%
女性	114	64.4%
合計	177	100.0%



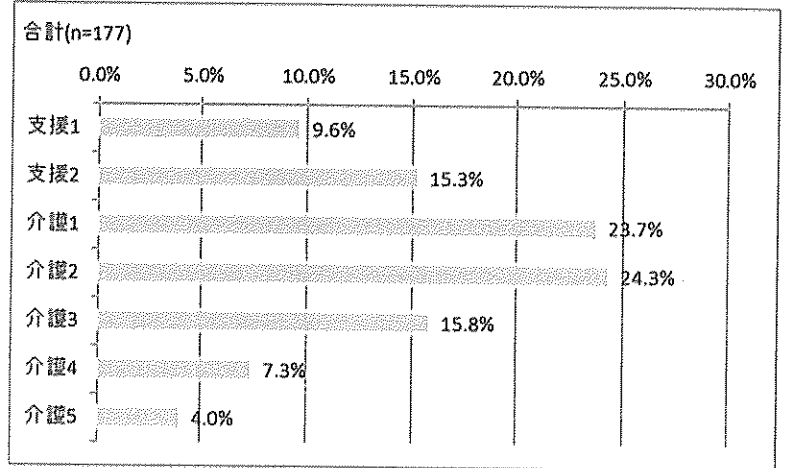
#### ② 要介護対象者年代別

	人数	%
64歳未満	1	0.6%
65～69歳	8	4.5%
70～74歳	10	5.7%
75～79歳	30	16.9%
80～84歳	32	18.1%
85～89歳	36	20.3%
90～94歳	45	25.4%
95歳以上	15	8.5%
合計	177	100.0%



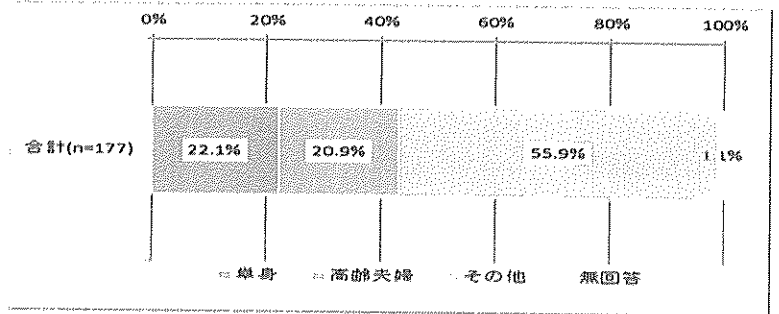
③ 要介護対象者二次判定結果

	人数	%
支援1	17	9.6%
支援2	27	15.3%
介護1	42	23.7%
介護2	43	24.3%
介護3	28	15.8%
介護4	13	7.3%
介護5	7	4.0%
合計	177	100.0%



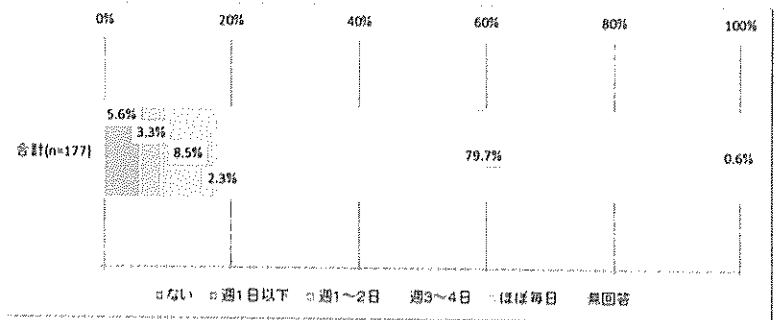
④ 対象者世帯類型

	世帯数	%
単身	39	22.1%
高齢夫婦	37	20.9%
その他	99	55.9%
無回答	2	1.1%
合計	177	100.0%



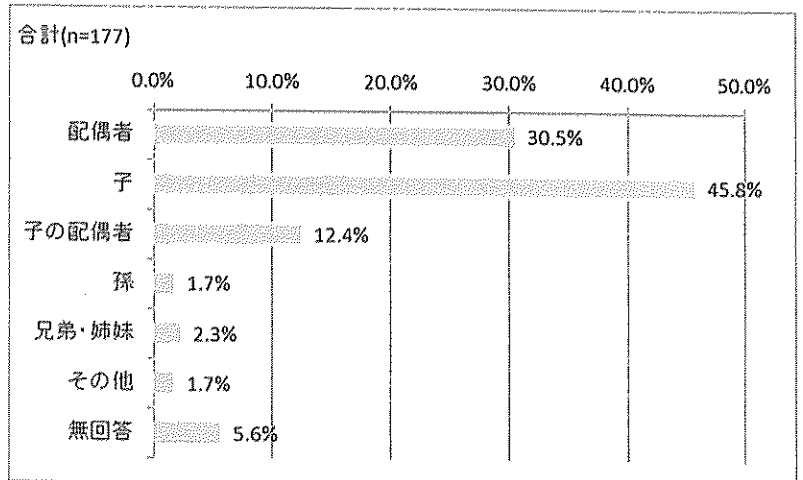
⑤ 家族等による介護の頻度

	人数	%
ない	10	5.6%
週1日以下	6	3.3%
週1～2日	15	8.5%
週3～4日	4	2.3%
ほぼ毎日	141	79.7%
無回答	1	0.6%
合計	177	100.0%



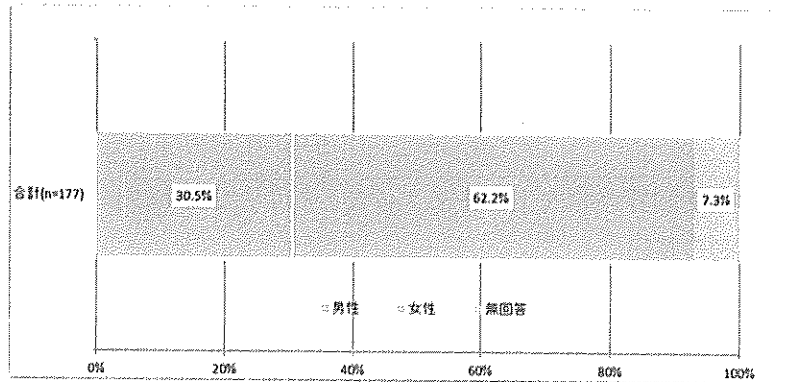
⑥ 主な介護者の本人との関係

	人数	%
配偶者	54	30.5%
子	81	45.8%
子の配偶者	22	12.4%
孫	3	1.7%
兄弟・姉妹	4	2.3%
その他	3	1.7%
無回答	10	5.6%
合計	177	100.0%



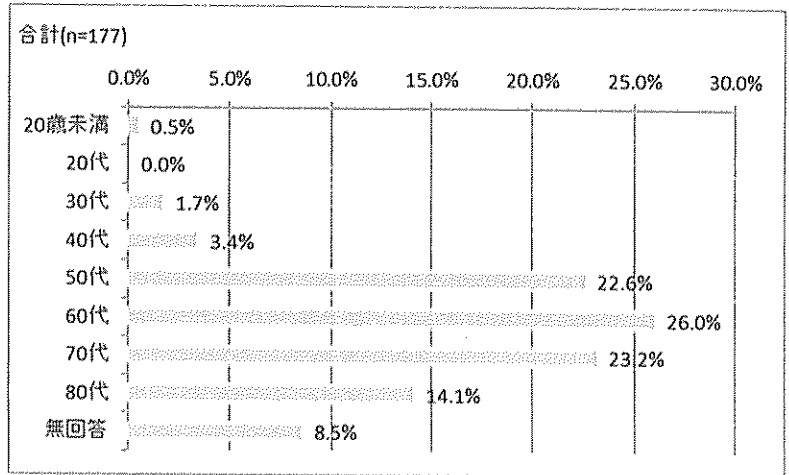
⑦ 主な介護者の性別

	人数	%
男性	54	30.5%
女性	110	62.2%
無回答	13	7.3%
合計	177	100.0%



⑧ 主な介護者の年齢

	人数	%
20歳未満	1	0.5%
20代	0	0.0%
30代	3	1.7%
40代	6	3.4%
50代	40	22.6%
60代	46	26.0%
70代	41	23.2%
80代	25	14.1%
無回答	15	8.5%
合計	177	100.0%



#### ◆ 4つの検討テーマ

在宅介護実態調査の調査結果をもとに、以下の4つの検討テーマに基づいた集計分析を行いました。

##### 【要介護者の在宅生活の継続／介護者の就労継続】

検討テーマ	集計・分析の狙い
1 在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討	主に「施設等の検討状況」の「入所・入居は検討していない」の割合と、「介護者が不安になる介護」を指標としながら、サービス利用のパターンとの関係进行分析し、在宅限界点の向上を図るために必要となる取り組みについて検討します。
2 仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討	主に「介護者の就労状況」と「介護者の就労継続の可否に係る意識」を指標としながら、介護状況やサービス利用のパターンとの関係进行分析し、介護者の就労継続のために必要となる取組について検討します。

##### 【支援・サービスの提供体制の検討】

検討テーマ	集計・分析の狙い
3 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービス提供体制の検討	主に「世帯類型」について、世帯類型別のサービス利用を集計・分析し、将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制について検討します。
4 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービス提供体制の検討	主に「訪問診療の利用の有無」について、訪問診療の利用の有無別のサービス利用のパターンを集計・分析し、医療ニーズのある在宅療養者を支えるための支援・サービスの提供体制について検討します。

#### ◆用語の定義

##### 【サービス利用の分析に用いた用語の定義】

用語	定義
未利用	・「住宅改修」、「福祉用具貸与・購入」のみを利用している方については、未利用として集計
訪問系	・訪問介護・訪問型サービス、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護を「訪問系」として集計
通所系	・通所介護・通所型サービス、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護を「通所系」として集計
短期系	・(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護を「短期系」として集計
小規模多機能	・(介護予防)小規模多機能型居宅介護を「小規模多機能」として集計

##### 【サービス利用の組み合わせの分析に用いた用語の定義】

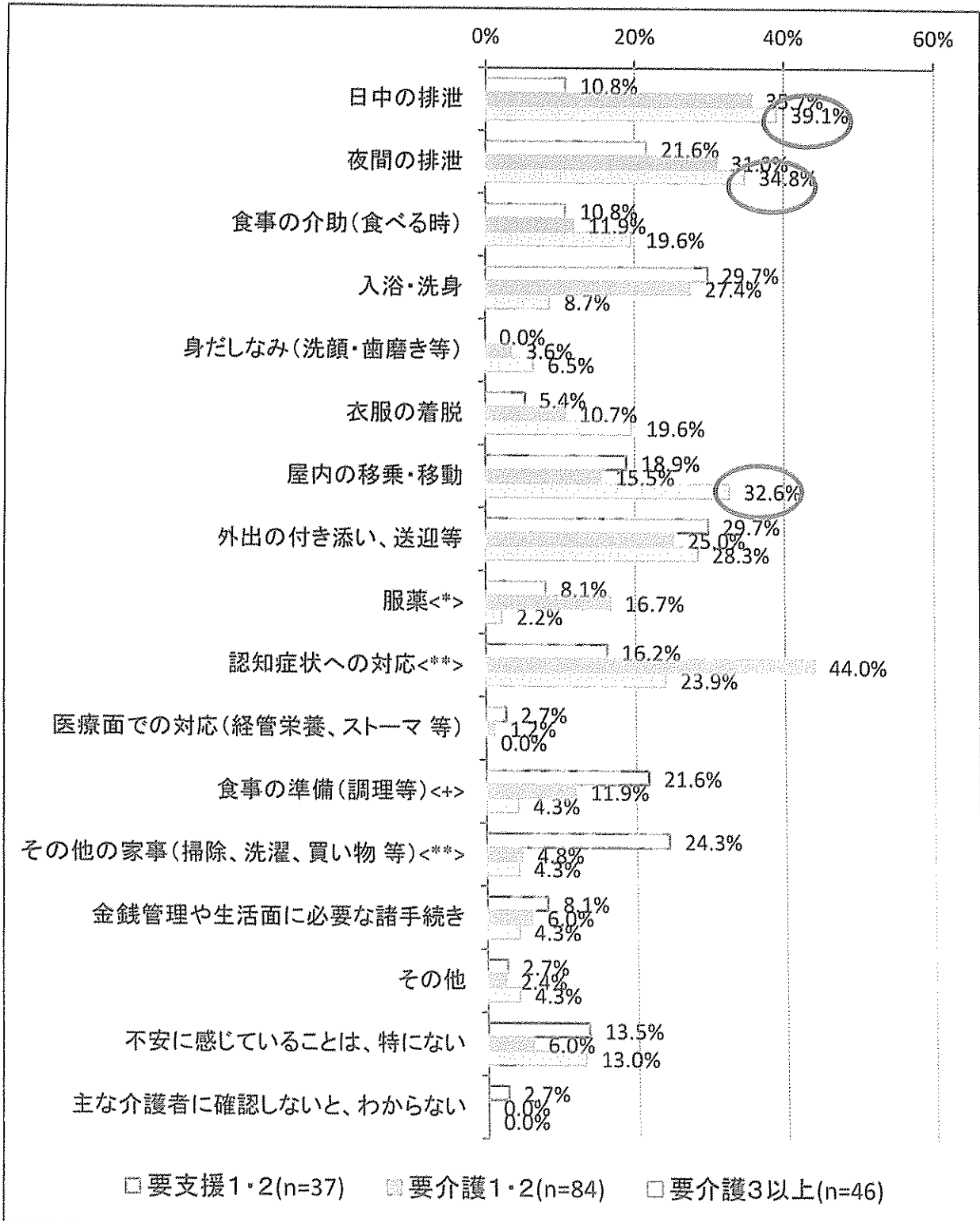
用語	定義
未利用	・上表に同じ
訪問系のみ	・上表の「訪問系」のみの利用を集計しています。
訪問系を含む組み合わせ	・上表の「訪問系」+「通所系」、「訪問系」+「短期系」、「訪問系」+「通所系」+「短期系」、「小規模多機能」の利用を集計しています。
通所系・短期系のみ	・上表の「通所系」、「短期系」、「通所系」+「短期系」の利用を集計しています。

検討テーマ1：在宅限界点の向上のための支援・サービス提供体制の検討【集計結果の傾向①】

主な介護者が不安を感じる介護は、要介護3以上では「排泄」「屋内の移乗・移動」

- ・「現在の生活を維持していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護」について、要介護3以上では、「排泄」「屋内の移乗・移動」について、主な介護者の不安が大きい傾向がみられました。
- ・要介護3以上では、主な介護者が「在宅生活の継続が困難」と判断する特に重要なポイントとして、「排泄」と「屋内の移乗・移動」の2点が挙げられると考えられます。

要介護度別・介護者が不安を感じる介護

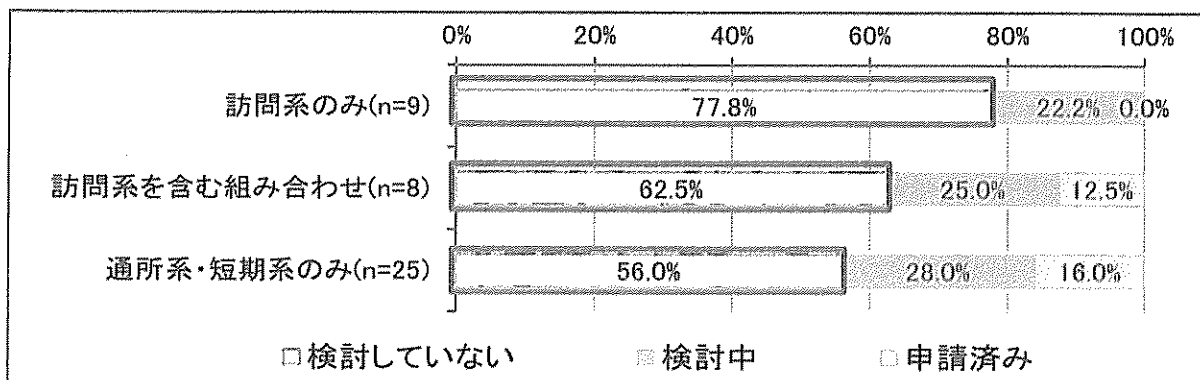


検討テーマ1：在宅限界点の向上のための支援・サービス提供体制の検討【集計結果の傾向②】

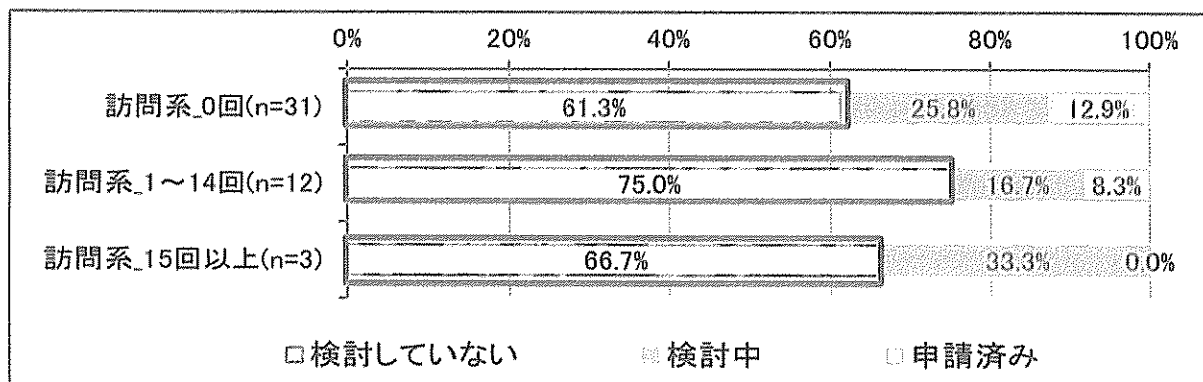
「訪問系」サービスを利用する方は、「施設等の検討・申請割合」が低い

- ・「サービスの利用の組み合わせ」と「施設等検討の状況」の関係をみると、「訪問系のみ」⇒「訪問系を含む組み合わせ」⇒「通所系・短期系」の順番で、「検討中」・「申請済み」の割合が高まる傾向がみられました。
- ・要介護度が重度化しても、施設等でなく「在宅で生活を継続できる」と考えている人は、訪問系サービスを利用している割合が高いと考えられます。
- ・また、「訪問系」の「サービスの利用回数」と「施設等検討の状況」の関係をみると、利用回数を問わず、「検討していない」の割合が高い傾向がみられました。

サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況（要介護3以上）



サービス利用回数と施設等検討の状況（訪問系、要介護3以上）

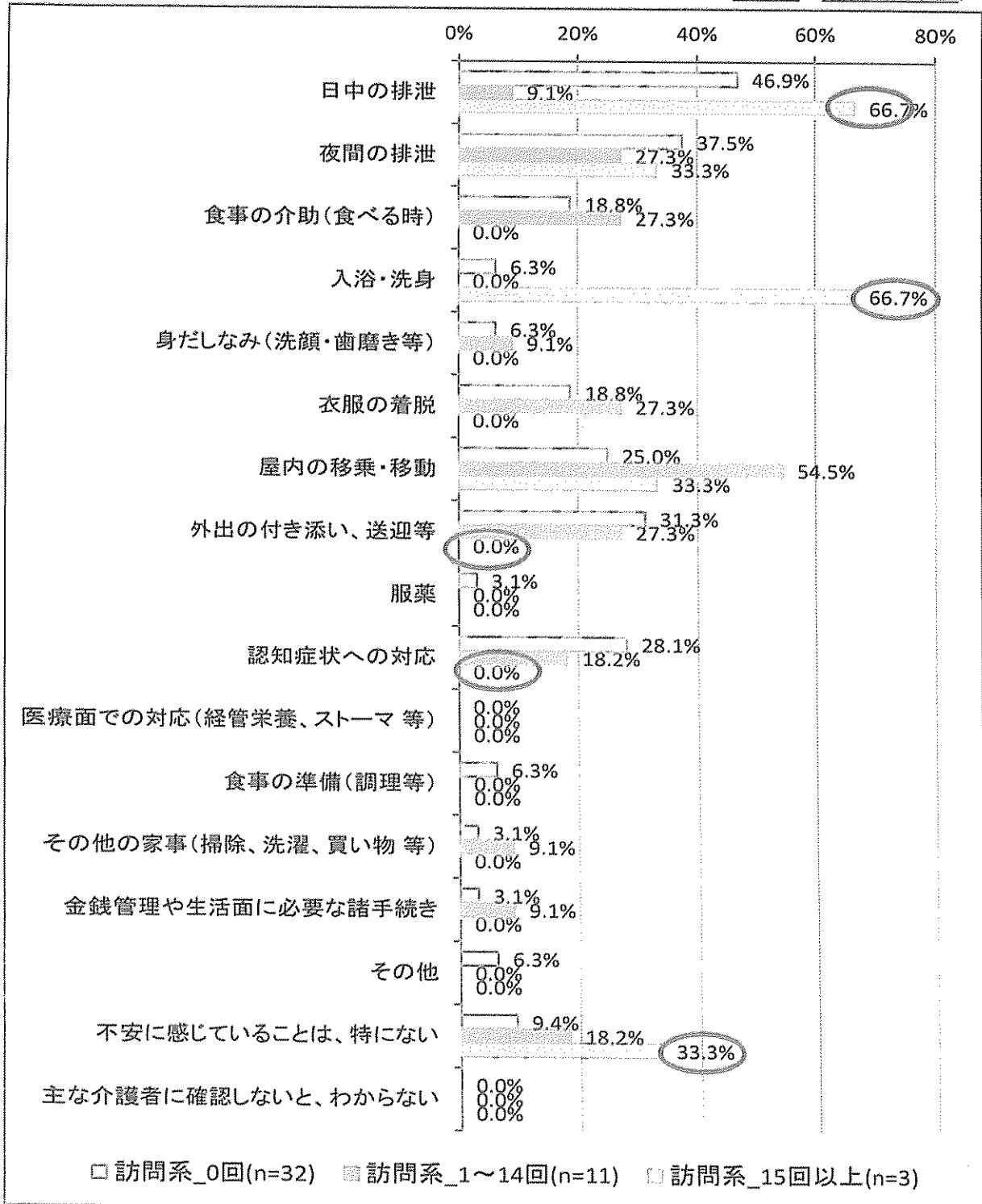


検討テーマ1：在宅限界点の向上のための支援・サービス提供体制の検討【集計結果の傾向③】

「訪問回数の増加」に伴い、介護者の「外出の付き添い、送迎等」「認知症状への対応」の不安が軽減

- ・在宅生活の継続に向けて、介護者が不安に感じている介護としては「排泄」、「屋内の移乗・移動」が高い傾向がみられました。
- ・「介護者が不安に感じる介護」と「訪問系サービスの利用回数」の関係をみると、訪問系サービスの利用回数が多いと、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」について介護者の不安が軽減する傾向がみられましたが、利用回数が多くても「排泄」「入浴・洗身」「屋内の移乗・移動」に不安がある傾向がみられました。

サービス利用回数と介護者が不安を感じる介護の状況（訪問系、要介護3以上）

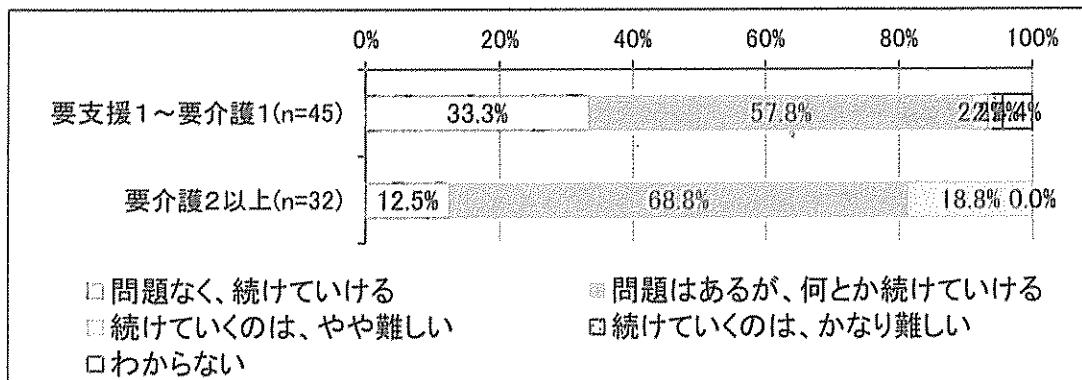


検討テーマ2：仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討【集計結果の傾向①】

就労継続を見込んでいる介護者では、「続けていける」「何とか続けていける」の割合が高い

- ・要介護度別に就労している介護者の就労継続見込みを見ると、「要支援1～要介護1」と「要介護2以上」では、「問題なく、続けていける」と考える人の割合には大きな差がみられますが、「問題はあるが、何とか続けていける」をあわせた割合で「続けていける」割合をみると、大きな差はみられません。

要介護度別・就労継続見込み（フルタイム勤務+パートタイム勤務）



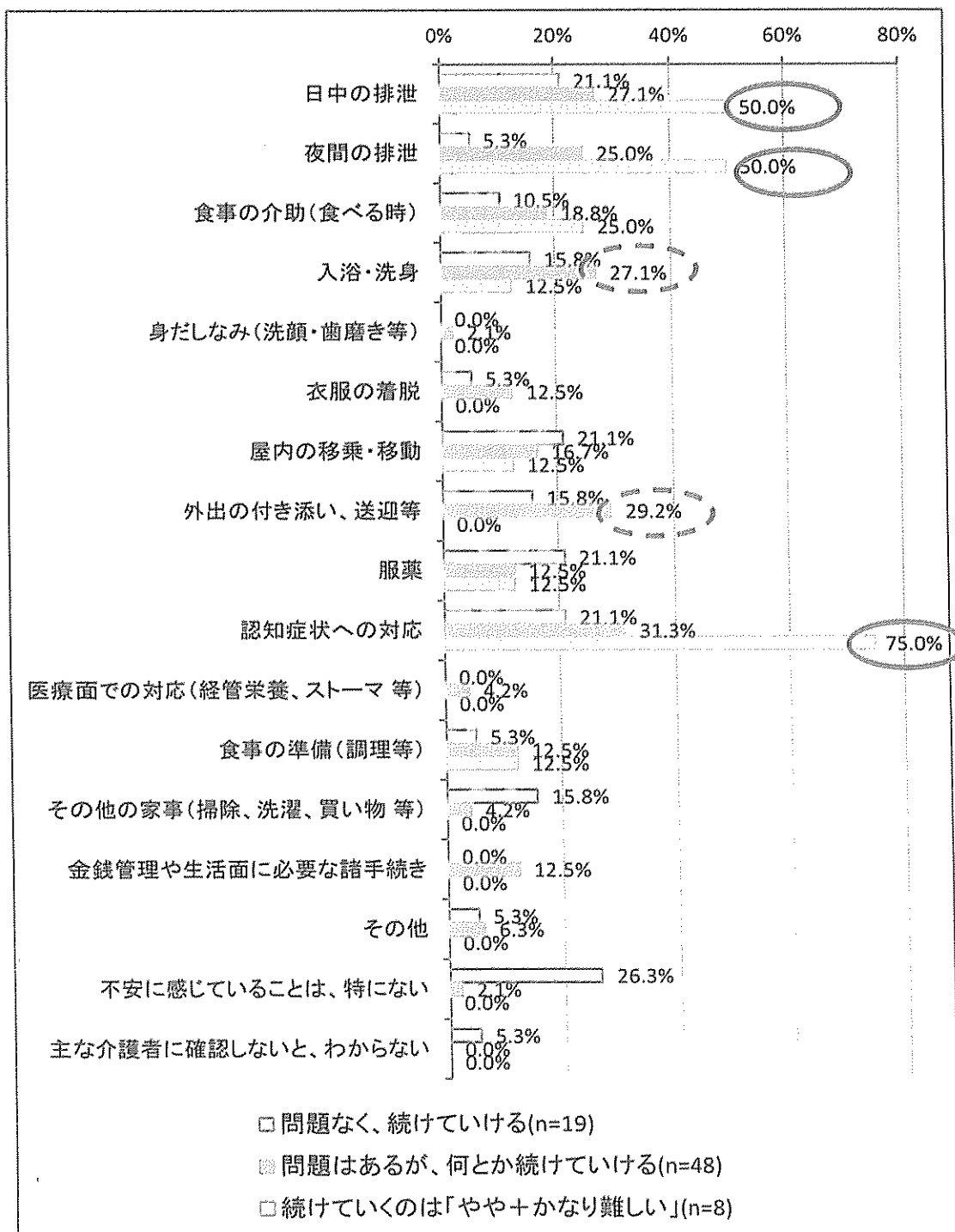


検討テーマ2：仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討【集計結果の傾向②】

就業継続が困難と考える介護者が不安を感じる介護は、「排泄」「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」「認知症への対応」が高い傾向

- ・今後の在宅生活継続に向けて、主な介護者が不安を感じる介護については、「続けていくのは難しい」とする人では、「排泄」「認知症への対応」で、「問題はあるが、何とか続けていける」とする人では、「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」が高い傾向がみられました。
- ・これらの介護が「在宅生活を継続しながらの就労継続」について、介護者が可否を判断するポイントとなっている可能性があります。

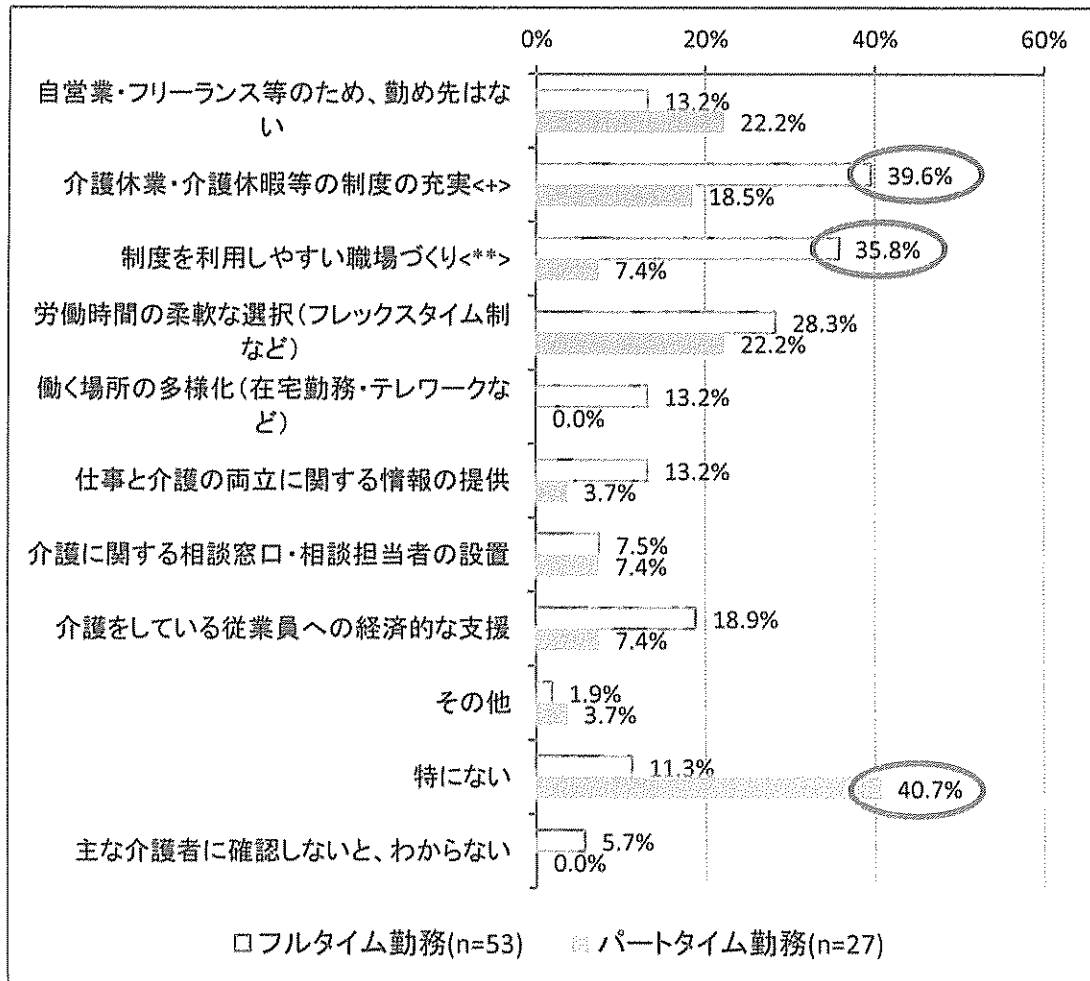
就労継続見込み別・介護者が不安を感じる介護（フルタイム勤務+パートタイム勤務）



効果的な勤め先からの支援は、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「制度を利用しやすい職場づくり」の割合が高い

・効果的な勤め先の支援としては、フルタイム勤務では、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「制度を利用しやすい環境づくり」が高くあげられています。パートタイム勤務では、「特にない」の割合が高くなっています。

就労状況別・効果的な勤め先からの支援

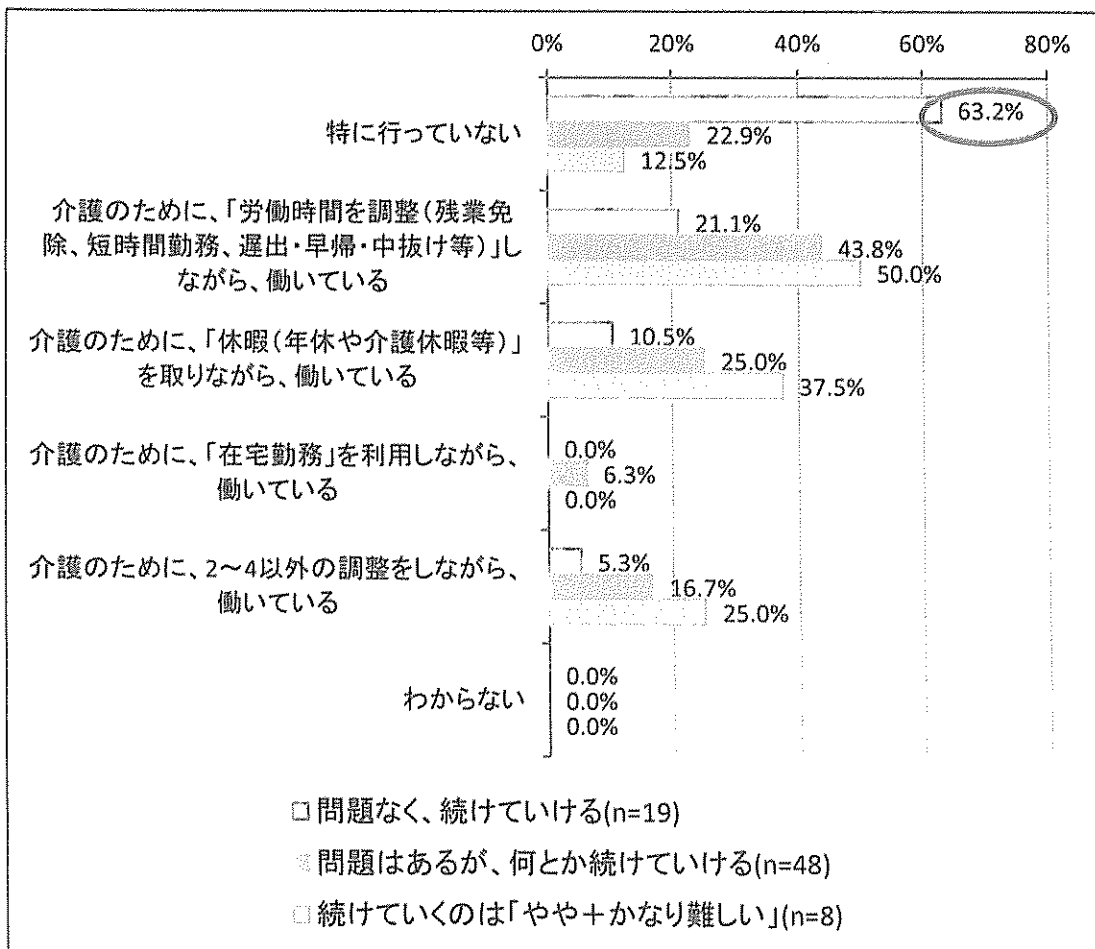


検討テーマ2：仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討【集計結果の傾向③】

就業継続可能と考える介護者は、職場において働き方の調整を「特に行っていない」割合が高い

- ・職場における働き方の調整状況を就労継続見込み別でみると、「問題なく、続けていける」とする人は、「特に行っていない」が63.2%である一方、「問題はあるが、何とか続けていける」「続けていくのは難しい」とする人は、22.9%、12.5%と低く「労働時間」「休暇」「在宅勤務」等何らかの調整を行っている割合が高い傾向にあります。
- ・「問題なく、続けていける」とする人の職場においては、恒常的な長時間労働や、休暇取得が困難といった状況にはなく、介護のために特段働き方の調整を行わなくても、両立可能な職場であることが考えられます

就労継続見込み別・介護のための働き方の調整（フルタイム勤務+パートタイム勤務）

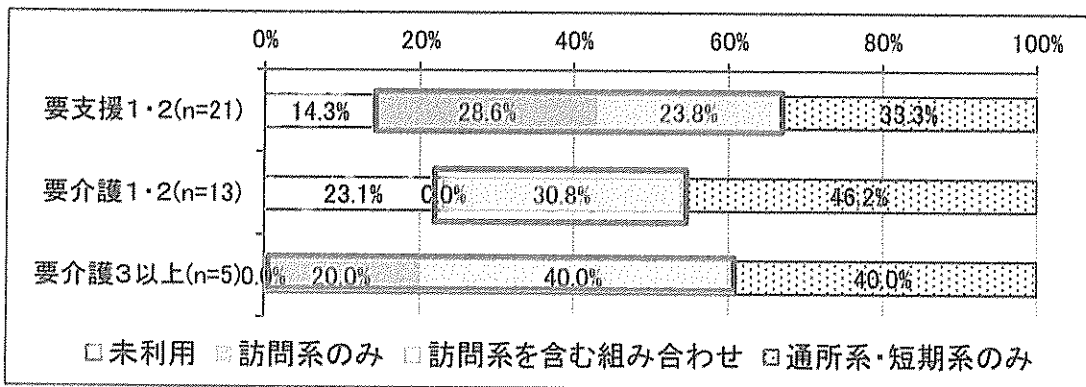


検討テーマ3：将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービス提供体制の検討【集計結果の傾向①】

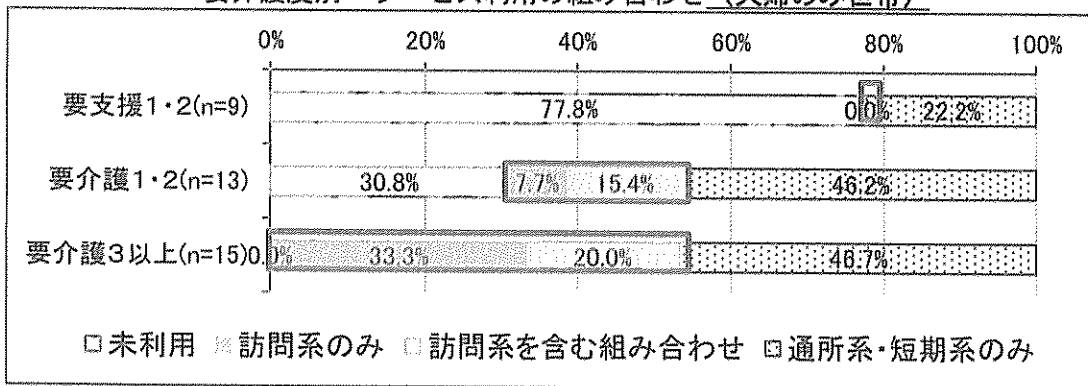
要介護度の重度化に伴い、いずれの世帯類型も「訪問系のみ」「訪問系を含む組み合わせ」が増加

- ・世帯類型別・要介護度別のサービス利用をみると、要介護度の重度化に伴い「単身世帯」「夫婦のみ世帯」「その他世帯」とも「訪問系のみ」「訪問系を含む組み合わせ」を合わせた割合が増加する傾向がみられました。
- ・このように、現在、在宅で生活している要介護者は、要介護度の重度化に伴い「訪問系のみ」「訪問系を含む組み合わせ」利用をしていくことで、在宅生活の継続を可能にしているといえ、また、いずれの世帯類型についても概ね同様の傾向がみられるといえます。
- ・同居の家族がいる「夫婦のみ世帯」や「その他世帯」については、「通所系・短期系のみ」のサービスが高い傾向があります。これらを組み合わせながら利用することで、要介護者へのサービス提供と介護者負担の軽減が図られるものと考えられます。

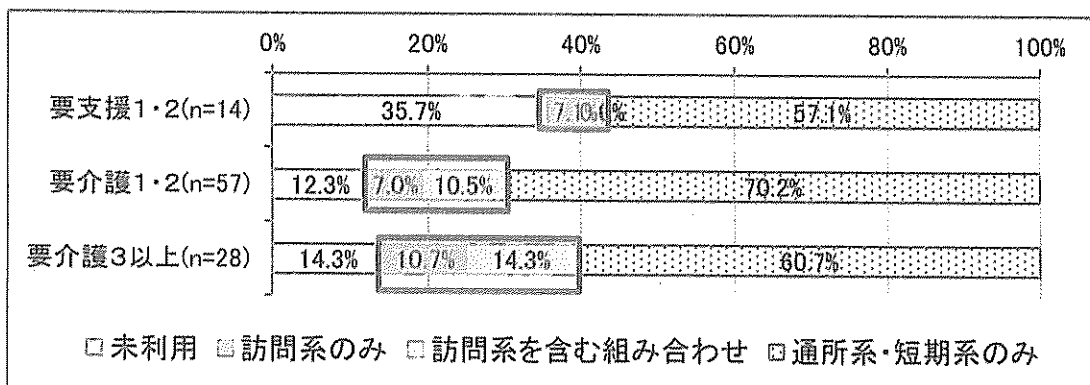
要介護度別・サービス利用の組み合わせ（単身世帯）



要介護度別・サービス利用の組み合わせ（夫婦のみ世帯）



要介護度別・サービス利用の組み合わせ（その他世帯）

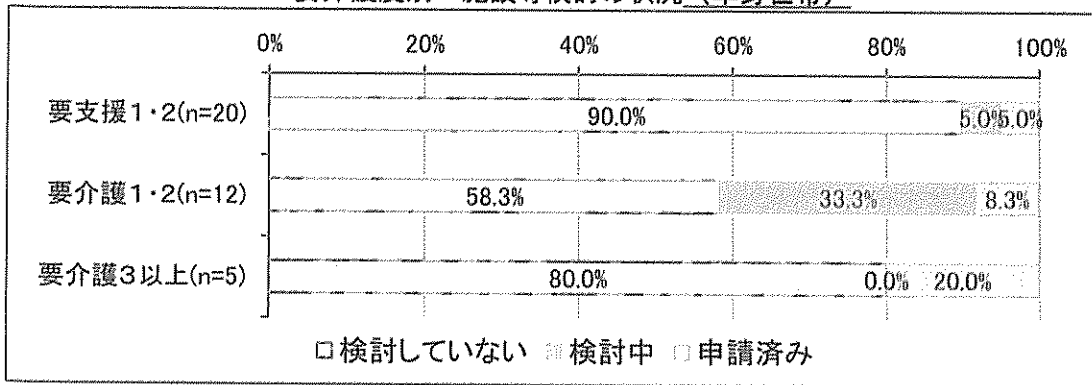


検討テーマ3:将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービス提供体制の検討【集計結果の傾向②】

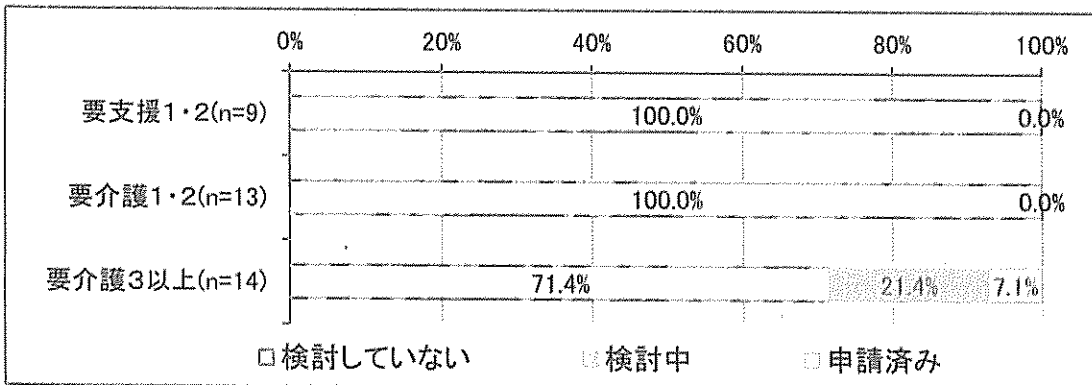
要介護3以上においては「施設等検討している」割合が高い

- ・要介護度別・世帯類型別の施設等検討の状況を見ると、要介護の重度化に伴い「検討していない」の割合が徐々に減少傾向である。
- ・「夫婦のみ世帯」では、他の世帯類型と比較して、要支援1・2、要介護1・2では「検討していない」の割合が100%を占めるが、要介護3以上では71.4%となる。要支援1・2、要介護1・2では、在宅生活の継続に向けた希望が高い傾向があり、要介護3以上では家族等(主に配偶者)の介護者の負担が過大となっていることが考えられる。

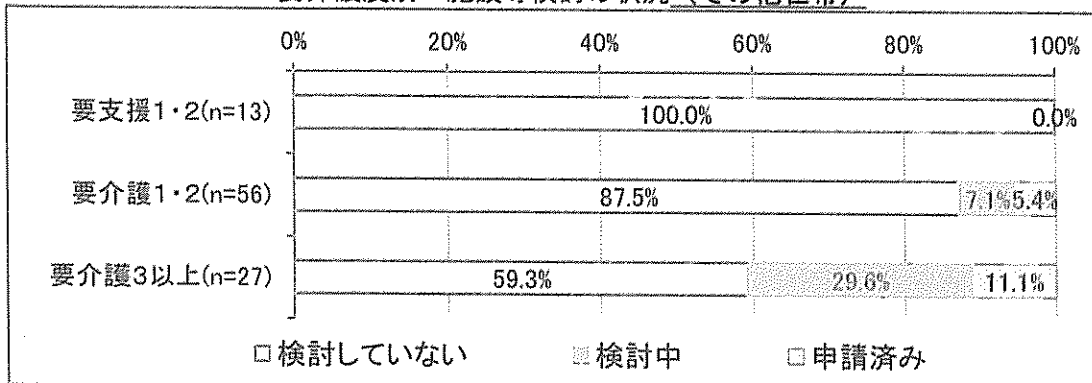
要介護度別・施設等検討の状況 (単身世帯)



要介護度別・施設等検討の状況 (夫婦のみ世帯)

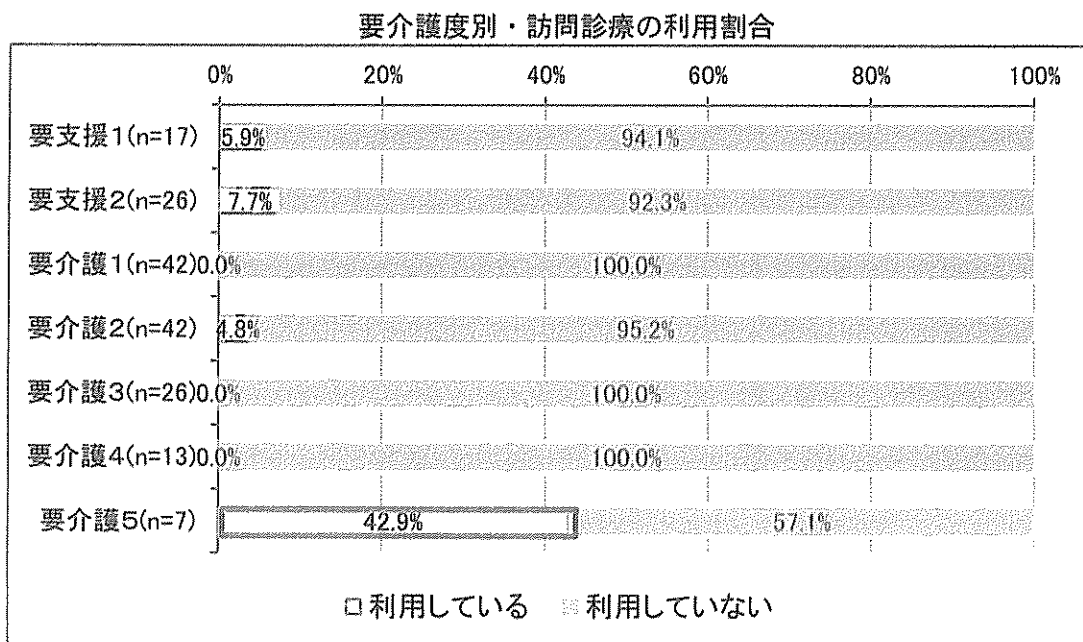


要介護度別・施設等検討の状況 (その他世帯)



「要介護度の重度化」に伴い、「訪問診療」の利用割合が増加

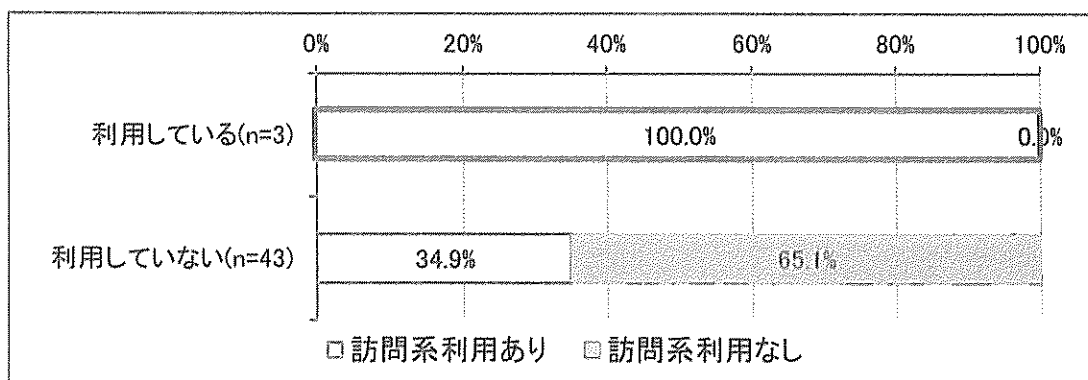
- ・要介護度別の「訪問診療の利用の有無」をみると、要支援1では5.9%、要介護2では4.8%、要介護5では42.9%でした。
- ・今後は、中重度の要介護者の増加が見込まれることから、それに伴い増加することが予想される「介護と医療の両方のニーズを持つ在宅療養者」について、いかに適切なサービス提供体制を確保していくかが重要な課題であるといえます。



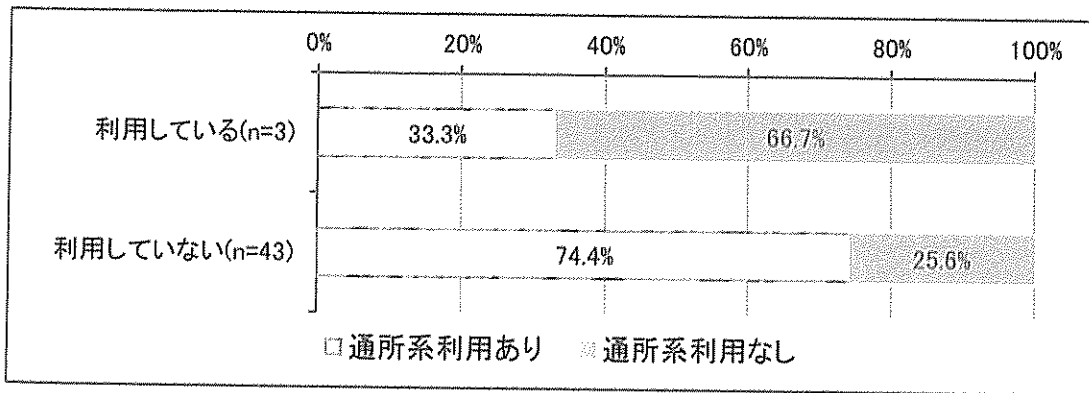
「訪問診療を利用している」ケースでは、訪問系の利用割合が高い

- ・訪問診療の利用の有無別に、要介護3以上について、訪問系・通所系・短期系のそれぞれの利用割合をみると、「訪問診療あり」では、訪問系の利用割合が100%と高い。

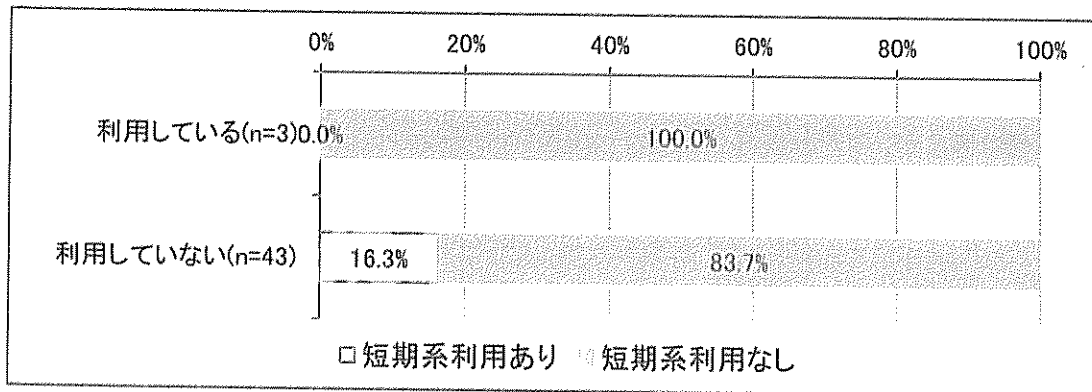
訪問診療の利用の有無別・サービスの利用の有無（訪問系、要介護3以上）



訪問診療の利用の有無別・サービスの利用の有無 (通所系、要介護3以上)



訪問診療の利用の有無別・サービス利用の有無 (短期系、要介護3以上)



### 3 在宅介護実態調査結果からの課題

#### 1 在宅限界点の向上のための支援・サービス提供体制について

##### (1) 「排泄」、「屋内の移乗・移動」に焦点を当てた対応策

- ・介護者不安の側面から見た場合(要介護3以上)の在宅限界点に影響を与える要素として「排泄」、「屋内の移乗・移動」の2つが挙げられます。
- ・介護者の「排泄」、「屋内の移乗・移動」に係る介護不安をいかに軽減していくかが、在宅限界点の向上を図るための重要なポイントになると考えられます。

##### (2) 多頻度の訪問を含む、複数の支援・サービスを組み合わせたサービス提供

- ・訪問系サービスを頻回に利用しているケースでは、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」に係る介護不安が軽減される傾向がみられました。
- ・多頻度の訪問が、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」に係る介護者の不安の軽減につながる傾向がみられたことは、在宅での生活に、介護職・看護職等の目が多く入ることにより、在宅での生活環境の改善につながると見込まれ、多頻度の訪問系サービスの提供が効果的であると考えられます。

#### 2 仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制について

##### (1) 「就労継続に問題はあるが、何とか続けていける」層の仕事と介護の両立に係る課題を解決するための支援

- ・就業を「問題なく、続けていける」と回答した層は、要介護度や認知症高齢者の日常生活自立度が軽く、支援ニーズそのものが低い可能性があり、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した層こそが、介護サービスや職場の働き方調整を通じて支援すべき主な対象と考えられます。「問題はあるが、何とか続けていける層」が、不安を感じる介護をみると「入浴・洗身」「外出の付き添い・送迎等」などでの割合が高くなっています。
- ・介護者の就労状況により、家族介護者が関わる介護や不安を感じる介護が異なることから、介護サービスに対するニーズは、要介護者の状況だけでなく、介護者の就労状況等によっても異なると考えられます。介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能となる訪問系サービスや通所系サービスの組み合わせ、小規模多機能型居宅介護などの包括的サービスを活用することが、仕事と介護の両立を継続させるポイントになると考えられます。

##### (2) 仕事と介護の両立に向けた、職場での支援

- ・介護のための働き方の調整について「問題なく、続けていける」と考えている人では、そうでない人に比べて、「労働時間の調整」「休暇取得」などの調整をしながら働いている割合が低い傾向がみられました。これらの層では、特段の調整を行わなくても、通常の働き方で、仕事と介護の両立が可能な状況にあると考えられます。ただし、介護のために何らかの調整が必要となった場合は、介護休業・介護休暇等の取得や、所定外労働の免除・短時間勤務等による労働時間の調整など、介護の状況に応じて必要な制度が、必要な期間利用できることが重要です。

#### 3 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービス提供体制について

##### (1) 単身世帯・夫婦のみ世帯・その他世帯の在宅療養生活を支えるための、支援・サービス

- ・中重度の要介護者について、いずれの世帯でも「訪問系」のみよりも「訪問系を組み合わせた利用」や「通所系・短期系」の割合がより高い傾向がみられました。
- ・これは、同居の家族がいる世帯では、家族等の介護者への休息の必要性が高いことから、「訪問系のみ」でなく、「通所系」や「短期系」を含む利用が多くなっていると考えられます。
- ・世帯類型に限らず、介護サービスを利用していない中重度および重度の要介護者については、介護者の負担



が過大となることも懸念されることから、必要に応じて要介護者とその家族等に介護サービスの利用を推進していくことが必要であると考えられます。

#### 4 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービス提供体制について

##### (1) 医療ニーズのある要介護者の在宅療養生活を支える新たな支援・サービス

- ・要介護度別の「訪問診療の利用の有無」から、要介護度の重度化に伴い、訪問診療の利用割合が増加する傾向がみられました。
- ・今後は、「介護と医療の両方のニーズを持つ在宅療養者」の増加が見込まれることから、このようなニーズに対して、いかに適切なサービス提供体制を確保していくかが重要な課題となります。



### 3 介護サービス事業者の方へのアンケート調査結果の概要

#### ■アンケートの概要

##### (1) 目的

第9期介護保険事業計画・老人福祉計画を策定するにあたり、地域のニーズに即した介護サービスの展開を図るため、事業者の現状と今後の意向を把握する。

##### (2) 内容

###### ○調査対象

市内介護サービス事業者 39法人 105事業所

###### ○調査方法

アンケート調査票を配布・回収

###### ○調査期間

令和5年1月13日～令和5年2月10日

###### ○回収率

76.2%

#### 対象事業者

サービス種類		事業所数	うち回答	割合
1	居宅介護支援	11	11	100.0%
2	訪問介護	10	7	70.0%
3	訪問入浴介護	2	2	100.0%
4	訪問看護	6	5	83.3%
5	訪問リハビリテーション	5	5	100.0%
6	居宅療養管理指導	—	—	—
7	通所介護	10	8	80.0%
8	通所リハビリテーション	7	5	71.4%
9	短期入所生活介護	7	6	85.7%
10	短期入所療養介護	6	3	50.0%
11	特定施設入居者生活介護	1	1	100.0%
12	福祉用具貸与	3	1	33.3%
13	特定福祉用具販売	3	1	33.3%
14	夜間対応型訪問介護	—	—	—
15	認知症対応型通所介護	2	2	100.0%
16	地域密着型通所介護	2	2	100.0%
17	小規模多機能型居宅介護	6	5	83.3%
18	認知症対応型共同生活介護	11	6	54.5%
19	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—
20	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	—	—	—
21	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	100.0%
22	地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—
23	介護老人福祉施設	6	5	83.3%
24	介護老人保健施設	4	3	75.0%
25	介護医療院	2	1	50.0%
合計		105	80	76.2%



## 問2 事業運営・サービスの向上について

(1) 事業を運営するうえで課題となっていることはありますか。

「1 専門職員（スタッフ）の採用・確保が難しい」が58件で最も多く、次いで「7 運営費がかさむ」が32件となっています。

○事業所が事業を運営するうえでの課題(複数回答)

1 専門職の採用・確保	2 離職する職員が多い	3 職員の能力向上が難しい	4 利用者が少ない	5 ニーズがつかめない	6 収益が少ない	7 運営費がかさむ	8 苦情やトラブルが多い	9 制度の最新情報の把握	10 事務作業が多い	11 他の事業所と連携	12 医療機関との連携	13 地域との連携	14 特に課題はない	15 その他 ※2
58	11	22	21	10	24	32	0	10	30	10	12	13	4	9

※1 (1 その職種) ・看護師 27 ・介護職 25  
 ・介護福祉士 17 ・介護支援専門員 15  
 ・相談員 0 ・夜勤職員 12  
 ・その他 1 (OT,PT)

※2 (1 5 その他) ・処遇改善手当等が大きい介護職を選択する職員が増えている  
 ・光熱費、物価高騰、賃上げ問題、介護職及びその他職種への処遇問題

(2) サービスの向上のためにどのような取り組みをしていますか。

「1 内部の研修や講習会の開催」が72件で最も多く、次いで「8 災害時等のマニュアルの作成」が68件となっています。

○サービスの向上のための取り組み(複数回答)

1 内部の研修や講習会開催	開催頻度				2 外部の研修や講習会への参加	開催頻度				3 自主学習への支援	4 事業所独自の評価	5 利用者による評価	6 第三者機関の評価	7 サービス提供のマニュアル作成	8 災害時等のマニュアル作成	9 事故防止対策	10 利用者への説明の徹底	11 利用者の人権を守る取組	12 個人情報管理徹底	13 苦情や相談の受付体制整備	14 地域との連携	15 特に取組をしていない	16 その他 ※5
	毎月1回以上	6か月に1回以上	年1回以上	その他 ※3		毎月1回以上	6か月に1回以上	年1回以上	その他 ※4														
72	51	14	5	2	61	17	26	16	4	29	24	21	17	39	68	55	42	35	52	44	23	0	1

※3 (2 開催頻度 その他) ・動画研修 2

※4 (2 開催頻度 その他) ・興味がある分野でのZOOM (2月から3月に1回) 1  
 ・動画研修 2  
 ・その都度スタッフにあった研修を受講 1

※5 (1 6 その他) ・アクシデントレポート作成及び話し合い 1

(3) 利用者から相談・苦情・要望を受けたとき、これまでどのような対応をしてきましたか。

「1相談・苦情・要望の内容および対応方法を記録し保存している」が62件で最も多く、次いで「3すぐに解決のための会議を開催している」が50件となっています。

○利用者からの相談・苦情等への対応(複数回答)

1 内容・対応の記録・保存	2 専任相談員の配置	3 解決のための会議の開催	4 内部研修の定期的開催	5 対応マニュアルの作成	6 担当者を交代する	7 特に対応はしていない	8 苦情等を受けたことはない	9 その他 ※6
62	47	50	16	32	1	0	1	1

※6 (9その他) ・特になし

### 問3 七尾市の介護保険・高齢者福祉施策について

(1) 現在、七尾市内で不足していると感じているサービスは何ですか。

「2訪問介護」が26件で最も多く、次いで「3訪問入浴介護」が14件となっています。

○七尾市内で不足していると感じるサービス(複数回答)

1 居宅介護支援	2 訪問介護	3 訪問入浴介護	4 訪問看護	5 訪問リハビリテーション	6 居宅療養管理指導	7 通所介護	8 通所リハビリテーション	9 短期入所生活介護	10 短期入所療養介護	11 特定施設入居者生活介護	12 福祉用具貸与	13 特定福祉用具販売	14 夜間対応型訪問介護	15 認知症対応型通所介護	16 地域密着型通所介護	17 小規模多機能型居宅介護	18 認知症対応型共同生活介護	19 訪問介護・随時対応型	20 定期巡回・随時対応型	21 看護小規模多機能型居宅	22 施設入所者生活介護	23 地域密着型介護老人福祉	24 介護老人保健施設
1	26	14	11	1	6	0	1	10	5	0	0	0	8	1	0	4	6	13	13	1	0	9	5

(1) のつづき

25 介護医療院	26 ケアハウス	27 住宅サービス付き高齢者向け	28 その他 ※7
6	4	7	3

※7 (28その他)  
 ・有料老人ホーム 2  
 ・機能訓練特化型デイサービス 1







## 資 料 ②

老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定経過  
七尾市健康福祉審議会委員名簿  
七尾市健康福祉審議会高齢者福祉分科会委員名簿



老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定経過

	年 月 日	事 項
令和3年度	令和3年7月28日	第1回七尾市健康福祉審議会 高齢者福祉分科会 (1) 七尾市健康福祉審議会及び高齢者福祉分科会の概要 (2) 令和2年度 老人福祉計画・介護保険事業計画の事業実績報告 (3) 令和2年度 高齢者虐待防止法に基づく取組実績報告 (4) 七尾市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の概要 (5) 令和2年度 高齢者福祉分科会スケジュール
	令和4年1月24日 (新型コロナウイルス感染症対策により書面開催)	第2回七尾市健康福祉審議会 高齢者福祉分科会 (1) 令和3年度 老人福祉計画・介護保険事業計画の事業実績報告 (2) 令和3年度 高齢者虐待防止法に基づく取組実績報告
令和4年度	令和4年7月7日	第1回七尾市健康福祉審議会 (1) 七尾市健康福祉審議会及び各分科会の概要と令和4年度の主な取り組み状況 (2) 令和4年度 七尾市健康福祉審議会スケジュール
	令和4年7月27日 (新型コロナウイルス感染症対策により書面開催)	第1回七尾市健康福祉審議会 高齢者福祉分科会 (1) 令和3年度 老人福祉計画・介護保険事業計画の事業実績報告 (2) 令和3年度 高齢者虐待防止法に基づく取組実績報告 (3) 高齢者福祉分科会スケジュール
	令和5年2月2日	第2回七尾市健康福祉審議会 高齢者福祉分科会 (1) 令和4年度 老人福祉計画・介護保険事業計画の事業実績報告
	令和5年2月16日	第2回七尾市健康福祉審議会 (1) 令和4年度 各分科会の取り組み状況

年 月 日	事 項
令和5年6月1日	第1回七尾市健康福祉審議会 (1) 七尾市健康福祉審議会及び各分科会 (2) 七尾市健康福祉審議会の概要 (3) 各分科会の概要及び令和5年度の主な取り組み (4) 七尾市健康福祉審議会及び各分科会のスケジュール
令和5年1月16日 ～4月30日 令和5年1月18日 ～2月24日 令和5年1月31日 ～2月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅介護実態調査の実施 高齢者の在宅介護の実態を把握するための調査</li> <li>● 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 高齢者の日常生活の状況や生活上の課題・リスクを明確にするための調査</li> <li>● 介護保険サービス事業者へのアンケート調査の実施 ①現状調査 ②意向調査</li> </ul>
令和5年7月27日	第1回七尾市健康福祉審議会 高齢者福祉分科会 (1) 令和4年度 老人福祉計画・介護保険事業計画の事業実績報告 (2) 令和4年度 高齢者虐待防止法に基づく取組実績報告 (3) 令和5年度 施策の主な取り組み (4) 老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に向けた国の考え方 (5) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査集計報告 (6) 在宅介護実態調査集計報告
令和5年11月9日	第2回七尾市健康福祉審議会 高齢者福祉分科会 (1) 老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の取組状況と課題 (2) 将来推計人口及び被保険者数の推計方法 (3) 老人福祉計画・第9期介護保険事業計画の基本理念等 (4) 老人福祉計画・第9期介護保険事業計画の校正及び施策の体系
令和5年12月15日	第3回七尾市健康福祉審議会 高齢者福祉分科会 (1) 要介護・要支援認定者数の推計 (2) 第1号被保険者の介護保険料の算定 (3) 七尾市あったかプラン（老人福祉計画・第9期介護保険事業計画）【素案】

	年 月 日	事 項
令和5年度	令和5年12月21日	第2回七尾市健康福祉審議会 (1) 令和5年度各分科会の取り組み状況
	令和6年2月7日 ～2月21日	● 市民意見募集（パブリックコメント） 老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）
	令和6年2月26日 （令和6年能登半島地震により書面開催）	第4回七尾市健康福祉審議会 高齢者福祉分科会 (1) 市民意見募集の結果 (2) 第3回分科会からの修正（案） (3) 居宅サービス・施設サービスの見込み、地域支援事業の見込み (4) 第1号被保険者の介護保険料の見込み
	令和6年3月4日 （令和6年能登半島地震により書面開催）	第3回七尾市健康福祉審議会 (1) 居宅サービス・施設サービスの見込み、地域支援事業の見込み (2) 第1号被保険者の介護保険料の見込み
	令和6年3月15日	七尾市あったかプラン（老人福祉計画・第9期介護保険事業計画）に係る市長答申
	令和6年3月18日	七尾市あったかプラン（老人福祉計画・第9期介護保険事業計画）に係る七尾市議会（全員協議会）への概要説明

## 七尾市健康福祉審議会委員名簿

	氏 名	委員の所属
1	委員長 相川 広一 小林 勝義 松原 隆夫	石川県能登中部保健福祉センター
2	副委員長 守 世志子 藏 定伸	七尾市民生委員児童委員協議会
3	飯田 伸一	七尾市地区社会福祉協議会等連合会
4	磯野 睦美	七尾市健康まちづくり推進連絡会
5	円山 賢一	七尾市町会連合会
6	岡田 文貴	(一社)石川県社会福祉士会
7	奥井 敦士	七尾市地域づくり協議会連合会
9	北村 勝義 奥村 義治	(一社)七尾市医師会
9	北山 達朗	七尾市総合福祉施設協議会
10	国分 由紀子	市民代表
11	先川 孝一 春木 裕良	石川県歯科医師会七尾歯科医師会
12	櫻井 定宗	七尾市法人立保育連絡協議会
13	清水 昭浩 干場 和代 村中 和彦	七尾市立小中学校校長会
14	瀧川 嘉明	七尾商工会議所
15	津田 博美	(福)七尾市社会福祉協議会

## 七尾市健康福祉審議会 高齢者福祉分科会委員名簿

	氏 名	委員の所属
1	会長 円山 寛人	(一社)七尾市医師会
2	副会長 石川 静香 角 優子	(福)七尾市社会福祉協議会
3	相川 広一 小林 勝義 松原 隆夫	石川県能登中部保健福祉センター
4	荒川 由美子	七尾市健康まちづくり推進連絡会
5	飯田 伸一	七尾市地区社会福祉協議会等連合会
6	飯田 眞理子	市民代表
7	池野 二三子	(公社)石川県看護協会
8	石垣 博	七尾市老人クラブ連合会
9	北山 達朗	七尾市総合福祉施設協議会
10	佐野 留美子	七尾市女性団体協議会
11	竹本 等	(公社)石川県薬剤師会七尾鹿島支部
12	津田 英樹	七尾市介護保険事業者連絡会
13	坪野 侃	七尾市民生委員児童委員協議会
14	橋本 良子	市民代表
15	芳原 哲弥	七尾市介護保険事業者連絡会





# 七尾市あったかプラン

七尾市老人福祉計画  
七尾市介護保険事業計画  
【令和6年度～令和8年度】

発行 七尾市  
〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地  
編集 七尾市健康福祉部高齢者支援課

